

天龍村地域防災計画

平成 27 年 3 月 天龍村防災会議

目 次

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	計画作成の趣旨	(1-1)
第 2 節	防災の基本方針	(1-2)
第 3 節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	(1-3)
第 4 節	防災面からみた天龍村の概況	(1-11)
第 5 節	地震被害想定	(1-16)

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	災害に強いむらづくり	(2-1)
第 2 節	災害発生直前対策	(2-5)
第 3 節	情報の収集・連絡体制計画	(2-6)
第 4 節	活動体制計画	(2-8)
第 5 節	広域相互応援計画	(2-10)
第 6 節	救助・救急・医療計画	(2-13)
第 7 節	消防・水防活動計画	(2-16)
第 8 節	要配慮者支援計画	(2-19)
第 9 節	緊急輸送計画	(2-24)
第 10 節	障害物の処理計画	(2-25)
第 11 節	避難収容活動計画	(2-26)
第 12 節	孤立防止対策計画	(2-33)
第 13 節	食料品等の備蓄・調達計画	(2-35)
第 14 節	給水計画	(2-36)
第 15 節	生活必需品の備蓄・調達計画	(2-37)
第 16 節	危険物施設等災害予防計画	(2-39)
第 17 節	ライフライン施設災害予防計画	(2-41)
第 18 節	通信・放送施設災害予防計画	(2-42)
第 19 節	災害広報計画	(2-43)
第 20 節	土砂災害等の災害予防計画	(2-44)
第 21 節	建築物災害予防計画	(2-46)
第 22 節	道路及び橋梁災害予防計画	(2-48)
第 23 節	河川施設等災害予防計画	(2-49)

第24節	雪害予防計画	(2-50)
第25節	農林産物災害予防計画	(2-52)
第26節	二次災害の予防計画	(2-54)
第27節	防災知識普及計画	(2-55)
第28節	防災訓練計画	(2-58)
第29節	災害復旧・復興への備え	(2-60)
第30節	自主防災組織等の育成に関する計画	(2-61)
第31節	企業防災に関する計画	(2-63)
第32節	観光地の災害予防計画	(2-64)
第33節	ボランティア活動の環境整備	(2-65)
第34節	風水害及び震災対策に関する調査及び観測	(2-66)

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動	(3-1)
第2節	災害情報の収集・連絡活動	(3-12)
第3節	非常参集職員の活動	(3-23)
第4節	広域相互応援活動	(3-36)
第5節	ヘリコプターの運用計画	(3-40)
第6節	自衛隊の災害派遣	(3-44)
第7節	救助・救急・医療活動	(3-48)
第8節	消防・水防活動	(3-51)
第9節	要配慮者に対する応急活動	(3-56)
第10節	緊急輸送活動	(3-58)
第11節	障害物の処理活動	(3-62)
第12節	避難収容及び情報提供活動	(3-64)
第13節	孤立地域対策活動	(3-84)
第14節	食料品等の調達供給活動	(3-86)
第15節	飲料水の調達供給活動	(3-88)
第16節	生活必需品の調達供給活動	(3-90)
第17節	保健衛生、感染症予防活動	(3-92)
第18節	行方不明者の捜索及び遺体処置等の活動	(3-94)
第19節	廃棄物の処理活動	(3-96)
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	(3-98)
第21節	危険物施設等応急活動	(3-99)
第22節	ライフライン施設応急活動	(3-102)
第23節	通信・放送施設応急活動	(3-105)

第24節	災害広報活動	(3-106)
第25節	土砂災害等応急活動	(3-108)
第26節	建築物災害応急活動	(3-110)
第27節	道路及び橋梁応急活動	(3-112)
第28節	河川施設等応急活動	(3-114)
第29節	雪対策活動	(3-115)
第30節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	(3-117)
第31節	農林産物災害応急活動	(3-119)
第32節	文教活動	(3-120)
第33節	飼養動物の保護対策	(3-124)
第34節	ボランティアの受入れ体制	(3-125)
第35節	義援物資、義援金の受入れ体制	(3-126)
第36節	災害救助法の適用	(3-127)
第37節	観光地の災害応急対策	(3-129)

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	(4-1)
第2節	迅速な原状復旧の進め方	(4-2)
第3節	計画的な復興	(4-4)
第4節	資金計画	(4-5)
第5節	被災者等の生活再建等の支援	(4-6)
第6節	被災中小企業等の復興	(4-9)

第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節	総 則	(5-1)
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	(5-2)
第3節	情報収集伝達計画	(5-6)
第4節	広報計画	(5-10)
第5節	避難活動等	(5-12)
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	(5-15)
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画	(5-17)
第8節	児童生徒等の保護活動計画	(5-18)
第9節	防災関係機関の講ずる措置	(5-20)

第6章 原子力災害対策

第1節	計画作成の趣旨	(6-1)
第2節	防災の基本方針	(6-3)
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	(6-5)
第4節	災害に対する備え	(6-8)
第5節	災害応急対策	(6-10)
第6節	災害からの復旧・復興	(6-17)
第7節	核燃料物質等輸送事故災害への対応	(6-18)

資 料 編

1	防災関係機関に関する資料	
	資料1-1 防災関係機関一覧表	(7-1)
2	災害危険箇所に関する資料	
	資料2-1 危険箇所等総括表	(7-4)
	資料2-2 地すべり危険箇所（県農政部所管）	(7-4)
	資料2-3 地すべり危険箇所（県建設部所管）	(7-5)
	資料2-4 急傾斜地崩壊危険箇所	(7-5)
	資料2-5 土石流危険溪流	(7-7)
	資料2-6 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（土石流）	(7-8)
	資料2-7 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（地すべり）	(7-9)
	資料2-8 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（急傾斜）	(7-11)
3	水防に関する資料	
	資料3-1 雨量観測所	(7-20)
	資料3-2 天竜川水系水位観測所	(7-20)
	資料3-3 水防倉庫所在地	(7-20)
	資料3-4 水防倉庫備蓄品目一覧	(7-21)
	資料3-5 重要水防区域	(7-22)
	資料3-6 水防上重要なダム、水門の操作	(7-22)
	資料3-7 出水による交通遮断が予想される橋梁	(7-22)
4	危険物に関する資料	
	資料4-1 危険物施設の状況	(7-23)

5	避難所及び備蓄に関する資料	
	資料5-1 指定緊急避難場所	(7-24)
	資料5-2 指定避難所	(7-25)
	資料5-3 要配慮者専用避難所（福祉避難所）	(7-26)
	資料5-4 自主防災組織非常用備蓄品配備計画一覧	(7-27)
6	輸送に関する資料	
	資料6-1 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点	(7-29)
	資料6-2 消防防災ヘリコプター場外離着陸場	(7-29)
7	災害支援制度に関する資料	
	資料7-1 救助の実施要領の基準（概要）	(7-30)
8	条例・規則等に関する資料	
	資料8-1 天龍村防災会議条例	(7-34)
	資料8-2 天龍村災害対策本部条例	(7-36)
	資料8-3 天龍村地震災害警戒本部条例	(7-37)
	資料8-4 天龍村地震災害警戒本部運営要領	(7-38)
9	災害時の応援協定に関する資料	
	資料9-1 長野県市町村災害時相互応援協定書	(7-39)
	資料9-2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	(7-43)
	資料9-3 長野県消防相互応援協定書	(7-45)
	資料9-4 三遠南信災害時相互応援協定	(7-49)
	資料9-5 南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定	(7-52)
	資料9-6 災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書	(7-54)
	資料9-7 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	(7-57)
	資料9-8 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	(7-60)
10	その他防災に関する資料	
	資料10-1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）	(7-61)
	資料10-2 地震災害初動対応マニュアル	(7-64)
	資料10-3 原子力災害時に使用する安定ヨウ素剤について	(7-67)
	資料10-4 原子力防災の基礎用語	(7-68)
	資料10-5 原子力防災の基礎知識（住民啓発用）	(7-71)
11	各種様式に関する資料	(7-73)

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、また対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、天龍村、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、天龍村防災会議が作成する「天龍村地域防災計画」として、大規模な災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 計画の周知徹底

この計画を円滑かつ的確に運用するため、村職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図るものとする。

第2節 防災の基本方針

本村は、周囲を山々で囲まれ、急峻な地形であるため、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区等を有するという自然的条件と、高齢者の増加等という社会的条件を併せもつため、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講ずる必要がある。

1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」を基本方針とし、たとえ被災しても人命を守ることを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。

- (1) 周到かつ十分な災害予防
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

2 村、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の事項を基本とし、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 防災施設・設備の整備の促進
- (2) 防災体制の充実
- (3) 住民の防災意識の高揚
- (4) 高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
- (6) 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有

3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずるものとする。

4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」はもとより、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

天龍村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体、地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

飯田広域消防本部及び天龍村消防団は、災害から村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、村災害対策本部の業務に従事する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体、地域住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
天龍村	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
南信州広域連合 飯田広域消防本部 (阿南消防署)	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (6) 水防その他の応急措置に関すること。 (7) 天龍村災害対策本部の業務に関すること。
天龍村消防団	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練、教育、広報に関すること。 (3) 消火、水防、救助救急活動に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握に関すること。 (5) 住民の避難の実施に関すること。

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 (下伊那地方事務 所、飯田建設事務 所、下伊那南部建 設事務所、飯田保	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

健福祉事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
阿南警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難の勧告又は指示に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 (7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (8) 危険物の取締りに関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 (長野地域センター)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における主要食料の供給に関すること。 (2) 災害に関する情報の収集及び報告に関すること。 (3) 農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
中部森林管理局 (南信森林管理署 上村森林事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
東京管区气象台 (長野地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地震、火災情報の発表及び伝達に関すること。 (2) 注意報、警報等の発表及び伝達に関すること。 (3) 防災気象知識の普及に関すること。
長野労働局 (飯田労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び調査に関すること。 (2) 事業場における二次災害の発生の防止に関すること。 (3) 被災者の救護対策に関すること。 (4) 職員の派遣に関すること。
中部地方整備局 (天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> (1) 所管施設の耐震性の確保に関すること。 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 (3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること。 (4) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定。 (5) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急・復旧 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。 (2) 災害対策用資機材の提供及び土砂災害の専門家の派遣等の支援（大規模土砂災害時等に備えた相互協定に基づく）に関すること。 (3) 災害時の広域応援に関すること（重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合、災害時の情報交換に関する協定により、現地情報連絡員「リエゾン」の派遣を要請。また、重大な災害が発生した場合、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の災害応急対策について、緊急災害対策派遣隊「テック・フォース」の派遣を要請）。 (4) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 所管施設の緊急点検の実施に関すること。 (6) 照明車などの災害対策車両や防災ヘリの出動要請に関すること。 (7) 利用可能な通信回線（衛星通信車）等の派遣要請に関すること。 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施。 ○ 警戒宣言時 <ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達に関すること。 (2) 地震災害警戒体制の整備に関すること。 (3) 人員・資機材等の配備・手配に関すること。 (4) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力に関すること。 (5) 道路利用者に対する情報の提供に関すること。
--	--

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊 (松本駐屯地)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 信越支社（平岡・ 神原郵便局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること。
東海旅客鉄道(株) 飯田支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設の防災に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。

日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
東日本電信電話(株) 長野支店	(1) 公衆電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
(株)NTTドコモ (長野支店)	
KDDI(株)	
ソフトバンクモバイル(株)	
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等の救助、救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金品の募集に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) (飯田支店)	災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力(株) (飯田営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
中日本高速道路(株) (名古屋支社飯田 保全・サービスセ ンター)	中央自動車道(伊北IC～中津川IC)の防災に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
信州ガス(株)	(1) ガス施設の保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
信南交通(株)	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

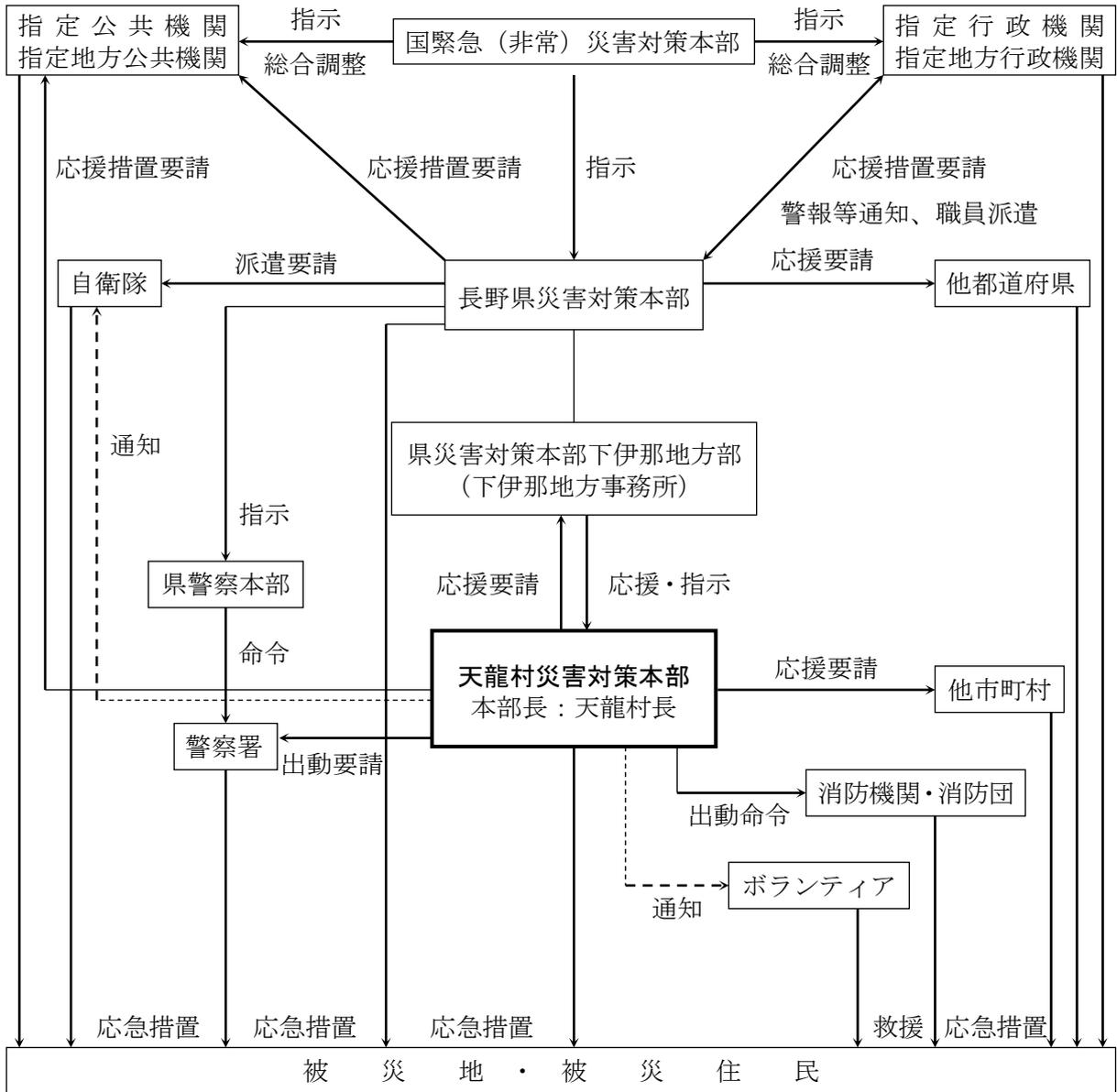
信越放送(株)	天気予報及び気象警報・注意報、その他災害情報等広報に関すること。
(株)長野放送	
(株)テレビ信州	
長野朝日放送(株)	
長野エフエム放送(株)	
長野県情報ネットワーク協会	天気予報及び気象警報・注意報、その他災害情報等広報に関すること。
(一社)長野県LPGガス協会 信州ガス(株)	液化石油ガスの安全に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)飯田医師会 (一社)飯田下伊那 歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(社)飯田下伊那薬 剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
天龍村商工会	(1) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
みなみ信州農業協 同組合	(1) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(社福)天龍村社会 福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

飯伊森林組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
婦人会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 村が行う災害応急対策の協力に関する事。 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事。
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 (2) 災害時における教育対策に関する事。 (3) 被災施設の災害復旧に関する事。
自主防災会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運營業務等の協力に関する事。 (3) 被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事。 (4) 自主防衛活動の実施に関する事。
危険物施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理の徹底に関する事。 (2) 防護施設の整備に関する事。

【防災のしくみ】



————→ 命令・指示・要請
 - - - - -> 通知

第4節 防災面からみた天龍村の概況

第1 自然的条件

1 地勢

天龍村は長野県の最南端に位置し、愛知・静岡の両県に隣接している。村域は東西11.4km、南北9.9kmの不整形をなし、総面積は109.56km²、その93%は起伏の激しい林野で占められている。河川は、天竜川が村のほぼ中央を峡谷となり北から南へと流れている。

地勢は、中央構造線の西側、中部山岳地帯の南端に位置し、本村最高峰の熊伏山(1,653.3m)、観音山(1,418.2m)、地蔵峠(1,196.6m)、そして遠山川、小河内川、早木戸川、虫川が深いV字溪谷をきざみ、海拔280～1,000mの山ふところに集落が点在している。集落はこれらの河川沿いの段丘上や、過去の土石流跡である扇状地上に造られており、山地斜面は急傾斜であるため、土砂災害が発生しやすい。

地質は、古期花崗岩及び領家変成岩が主体で、後者は縞状片麻岩、片麻岩状石英内緑岩等を母体とした砂質土壌である。

気候は、周囲を1,000m級の山脈と起伏の多い急傾斜地に囲まれているため、寒暖の差の著しい内陸性を呈するが、年平均気温13.0℃、年間降雨量約2,000mmと高温多湿の気候であり、シュロ、ゆず、カシ等暖帯性の植生が特徴的で県下では最も温暖な地帯である。

2 活断層

長野県内には、数多くの活断層密集地域が存在している。県内の活断層の分布状況については、次図に掲げるとおりであるが、本村域にも遠山川断層などの活断層がみられる。



3 自然条件にみる災害の要因

本村のおかれた自然環境は概して厳しく、それらが人為的な諸要因と相関して災害へと発展する素因は常に内存している。

(1) 流出土砂の生産源

地形が複雑急峻であるため土砂の生産源となっており、豪雨の際には土砂の流出が著しく、洪水の大きな要因となっている。

(2) 急勾配の河川

本流、支流とも急流が随所にあり、極めて急勾配になっている箇所もあるため水流による縦横の浸食力が非常に大きい。また、河川の水量が多く、しかも急勾配で流下するため、災害の直接の原因となっている。

(3) 水源地帯の荒廃及び開発

水源地帯である林野地帯には荒廃地面積も多く、豪雨時の貯水の機能が不十分のため、土砂の流出とあいまって、水害の要因となっている。

(4) 急峻な地形

急峻な地形が多いため、豪雨時等には各所で土石流、地すべり、崖崩れなどの土砂災害が発生する可能性が高い。

(5) 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南の海上から流入する温暖気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり水害の直接の原因となる。特に梅雨末期には集中豪雨となりやすく警戒を要する。

(6) 台風の進路による影響

ア 県を縦断して北上する場合

全県が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部・北部一帯は、風・雨ともに強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

イ 県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風・雨ともに強く、台風の吹き返しによる風が被害を大きくする。

ウ 県の南側を接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

エ 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となる。

(7) 地震発生の可能性

地震災害発生の可能性については、火山帯に加え、フォッサマグナ（糸魚川－静岡ライン）、信濃川・姫川両地震帯や活断層が密集する地域が数多く存在する長野県内に位置していることから、その可能性は大きいといえる。さらに東海地震の震源域から100km圏内に位置しているため、地震の被害を受けやすい地域であるといえる。

第2 社会的条件

1 人口

天龍村の人口は、年々減少の一途をたどっており、平成26年4月1日現在では、総人口1,540人（804世帯）となり、長野県下で人口の少ない自治体となっている。また、過疎化が進むことによって高齢化も急激に進み、高齢化率は53.3%と、これも長野県の平均を大きく上回っている。

2 産業

本村の産業別人口をみると、第1次産業の減少率が高く、第3次産業への流出が著しくなっている。こうした状況は、昼間の人口の減少、高齢化にもつながり、防災上重要な問題となるため、村の産業の活性化が課題である。

3 交通

村の中心を東西に国道418号線が走り、主要地方道飯田富山佐久間線が接続している。公共交通機関は、JR東海飯田線と村営バス神原線、路線バス平岡線、乗合タクシー平岡線のみである。

高齢化の進む本村では、道路交通網の確保や維持は重要であり、防災対策の充実のためにも、路面・路体、橋梁の維持修繕や耐震対策等、安全安心な通行に向けた整備が急務となっている。また、本村は集落が点在し、公共交通手段のない地区が多数存在している。災害発生時の孤立防止のためにも交通手段の確保は重要な課題である。

JR飯田線は最も重要な交通機関ではあるが、車社会となり大幅に利用者が減少している状況である。路線の存続を含め、災害時の輸送手段としての交通網の整備を考えていかなければならない。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努めるべきである。

- (1) 高齢者（とりわけ一人暮らし高齢者）、障害者、外国籍住民等いわゆる要配慮者の増加がみられる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、要配慮者支援制度の推進、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮する必要があることから、各施策の展開に当たっては、要配慮者への配慮に留意するよう努める。
- (2) ライフライン、コンピューター、情報ネットワーク等への依存度が増大し、災害発生時にこれらが被災すると、日常生活、産業活動に深刻な影響が及ぶことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (3) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助精神の低下がみられる。

このため、コミュニティー、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第3 過去の主な災害記録

本村の過去の災害履歴については、次に掲げるとおりである。

表1 天龍村の風水害履歴

年代（西暦）	月日	被害内容
昭和34年（1959）	9.26	伊勢湾台風（台風15号）により、死者1人、半壊家屋112戸。
昭和36年（1961）	6.27	「36（さぶろく）災害」。梅雨前線集中豪雨により、一部床上、床下浸水あり。
昭和43年（1968）	8	台風10号により、大河内地区をはじめ全村にわたって甚大な被害が発生。死者5人、行方不明者1人。
昭和58年（1983）	9	台風10号により、天龍中学校校庭浸水、平岡橋流失。
平成3年（1991）	9.19	台風18号により、十久保地区山地崩壊土石流により、行方不明者1人、流失家屋2戸、火災2戸。
平成13年（2001）	1.27	大雪により停電等の被害。
平成22年（2010）	7	梅雨前線豪雨により、下山地区から静岡県側にかけて孤立集落が発生。
平成26年（2014）	2.14 ～ 2.15	観測史上最大の大雪。孤立集落発生、停電や農業施設等に多数の被害。

表2 天龍村の地震災害履歴

年代（西暦）	月日	規模	被害内容
永享5年（1433）	11.7	M7<	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応7年（1498）	9.20	M8.4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年（1586）	1.18	M7.8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。
寛文2年（1662）	6.16	M7.6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄16年（1703）	12.31	M8.0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永4年（1707）	10.28	M8.4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生。

享保3年（1718）	8.22	M 7.0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩れ、跳び石で死者50余人。中央構造線の活動による。
享保10年（1725）	8.14	M 6.5	諏訪・高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政元年（1854）	12.23	M 8.4	安政東海地震。飯田で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年（1891）	10.28	M 8.0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面の亀裂など。山崩れ多数。
大正12年（1923）	9.1	M 7.9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂。
昭和19年（1944）	12.7	M 7.9	東南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。
昭和21年（1946）	12.21	M 8.0	南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。
昭和59年（1984）	9.14	M 6.8	長野県西部地震。飯田は震度4。小学生2人が落下した蛍光灯で負傷。
平成7年（1995）	1.17	M 7.3	兵庫県南部地震。飯田の震度は3。

*M=マグニチュード

第5節 地震被害想定

1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震には、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成12・13年度の2か年で実施した長野県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、更には地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

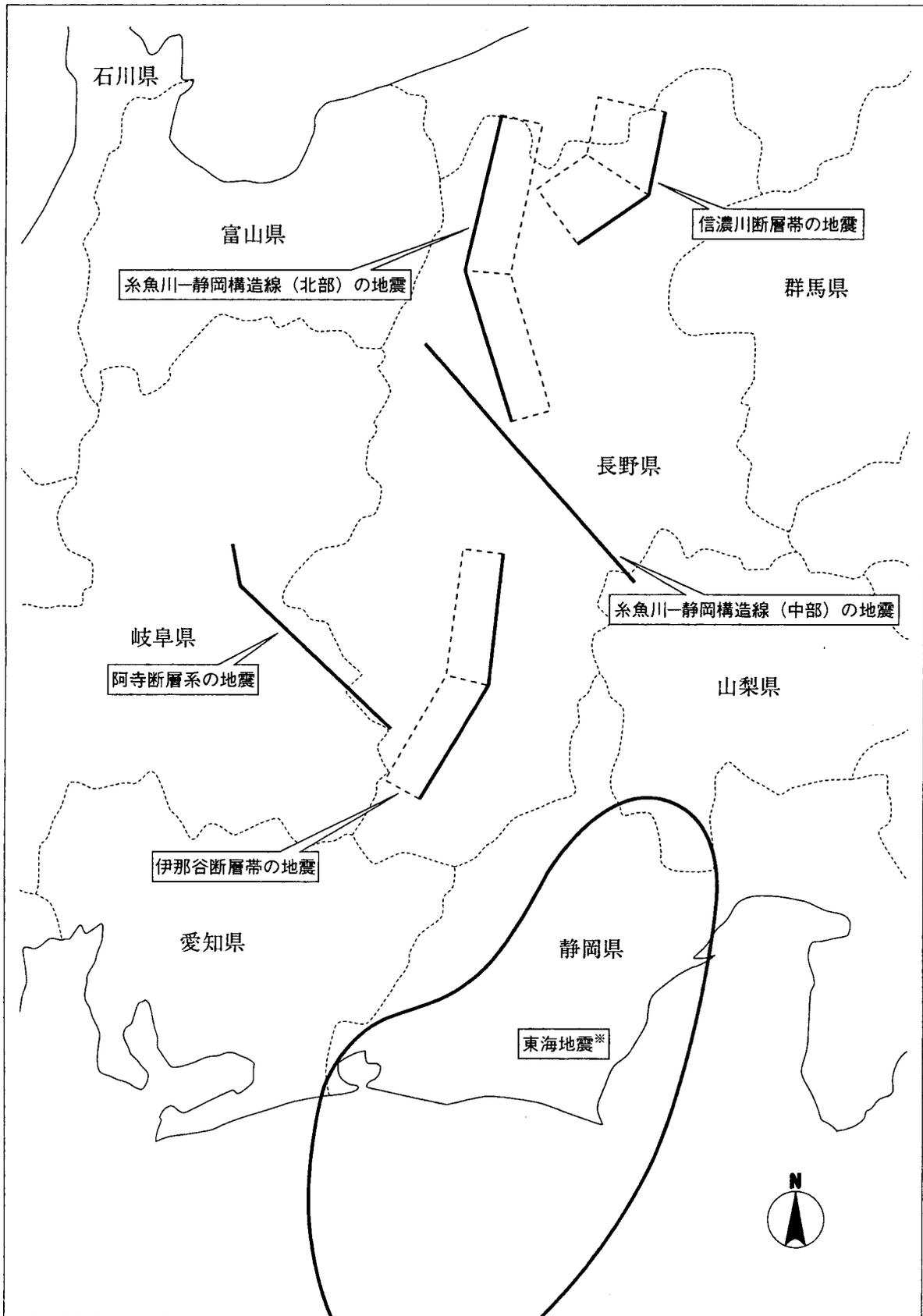
2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点での科学的知見を踏まえ、県内の主要都市で被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

【想定地震の諸元】

想定地震	震源諸元	マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	傾斜	位置等
	糸魚川—静岡構造線 (北部)	8.0	80	20	60° E	小谷村～松本市
	糸魚川—静岡構造線 (中部)	8.0	80	17	90°	安曇野市～富士見町
	信濃川断層帯	7.5	43	21	45° W	飯山市～長野市
	伊那谷断層帯	7.9	68	20	60° W	南箕輪村～浪合村
	東海地震	8.0	115	70	34° W	(平成13年想定)
	阿寺断層系	7.9	62	17	90°	王滝村～岐阜県

想定震源位置図



※ 東海地震に係る震源域は、平成 13 年 11 月 27 日の中央防災会議公表による。

3 被害の概要

下表は、各想定地震における天龍村の被害予測をまとめたものである。この中で、本村に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「伊那谷断層帯の地震」である。

長野県地震対策基礎調査 予測想定結果（天龍村分）（平成12年度～13年度）

震源		糸魚川－静岡構造線(北部)	糸魚川－静岡構造線(中部)	信濃川断層	伊那谷断層	東海地震	阿寺断層系
最大震度		5弱	5弱	4	6強	6弱	6弱
被害想定	液状化危険性	低い	低い	低い	高い	低い	低い
	木造全壊棟数	0	0	0	2	0	0
	木造半壊棟数	0	0	0	112	0	0
	非木造大破棟数	0	0	0	6	0	0
	非木造中破棟数	0	0	0	16	0	6
	出火件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	死者数	0	0	0	0	0	0
	重傷者数	0	0	0	2	0	0
	軽傷者数	0	0	0	40	0	5
	避難者数	0	0	0	170	1	11
生活関連支障	断水世帯数	0	0	0	84	0	0
	停電世帯数	0	102	0	188	102	163
	電話支障回線数	0	0	0	28	0	25

4 今後の検討課題

東日本大震災から1年半が経過した平成24年8月29日に、内閣府が南海トラフ巨大地震の被害想定を発表したことを受け、長野県でも平成12・13年度に行った地震対策基礎調査の被害想定を見直すことを明らかにしている。南海トラフ巨大地震の市町村単位の詳しい被害想定をする方針で、きめ細かい防災対策につなげたい考えである。

内閣府の被害想定は都道府県単位であり、県内では最大死者50人、全壊2,400棟、負傷者2,000人が生じると想定している。一方、地震対策基礎調査は東海地震のほか、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震などの死者・負傷者や建物被害を市町村ごとに細かく想定し、市町村が対策を考える基礎資料にもなっている。

見直しでは、内閣府の被害想定を踏まえ、県内の詳細な被害を試算する予定である。前回調査から時間が経過しているため、人口や建物の立地の変化なども考慮し、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震など南海トラフ巨大地震以外の地震の被害想定を試算し直すことも考えており、見直し時期は今後検討するとされている。村においても、これを受け今後被害想定を見直す必要がある。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いむらづくり

村は、地域の特性に配慮しつつ、災害に強いむらづくりを推進するものとする。

1 風水害に強いむらづくり

村は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の強化等風水害に強いむらづくりを推進する。

(1) 風水害に強い地域基盤づくり

ア 総合的・広域的計画の作成に際しては、暴風、豪雨、竜巻、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。

ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

エ 村は、風水害に強い地域の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的・計画的に推進する。

(ア) 住宅地等の開発に際しては、雨水貯留・浸透施設等の整備を指導する。

(イ) ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、治山・砂防施設の設置等の対策を推進する。

(ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する土石流防止施設等の整備を推進し、また、山地災害の発生を防止するための森林の造成を図る。

(2) 風水害に強いむらづくり

ア 風水害に強いむらの形成

(ア) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。

(イ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。

(ウ) 道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(エ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いむらを形成する。

a 河川の整備、雨水渠等の建設等の推進

b 透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置の推進

c 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による安全な土地利用の誘導及び風水害時の避難体制の整備促進

d 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた、総合的な土砂災害防止対策の推進

- e 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び要配慮者関連施設に対する土砂災害対策の重点的な実施
 - f 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
 - g 農業用排水施設の整備、低地地域における排水対策等、農地防災対策及び農地保全対策の推進
- イ 風水害に対する建築物等の安全性
- (ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - (イ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - (ウ) 強風による落下物の防止対策を図る。
 - (エ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- ウ ライフライン施設等の機能の確保
- (ア) 電気、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を関係機関に要請する。
 - (イ) コンピューターシステムやバックアップ対策を講ずる。
 - (ウ) 上下水道施設については、災害が発生した場合の被害を最小限にするよう、老朽施設等の点検や補修を図るものとする。また、被災時の復旧用資機材の確保並びに応急給水施設等の整備を促進するものとする。
- エ 災害応急対策への備え
- 風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上と人的ネットワークの構築を図る。

2 地震に強いむらづくり

村内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いむらづくりを行うものとする。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

(1) 地震に強い地域基盤づくり

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

ウ 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

エ 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、総則第5節「地震被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった効果的・効率的な地震対策を推進するものとする。

(2) 地震に強いむらづくり

ア 地震に強い農村構造の形成

(7) 幹線道路、河川など骨格的な農村基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い農村構造の形成を図る。

(4) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

イ 建築物等の安全化

(7) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(4) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

(5) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(5) 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化を図る。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

(7) ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

(4) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

(5) 上下水道施設については、災害が発生した場合の被害を最小限にするよう、老朽施設等の点検や補修及び施設の耐震化を図るものとする。また、被災時の復旧用資機材の確保並びに応急給水施設等の整備を促進するものとする。

エ 地質、地盤の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の実施を促進する。

カ 災害応急対策への備え

被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上と人的ネットワークの構築を図る。

第2節 災害発生直前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関（資料1-1参照）は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備（本章第11節「避難収容活動計画」参照）

- (1) 村は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。
- (2) 村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合には適切な災害未然防止活動を実施できるように以下のような体制の整備を行うものとする。

- (1) 所管施設の緊急点検体制の整備
- (2) 応急復旧のための体制の整備
- (3) 防災用資機材の備蓄
- (4) 水防活動体制の整備（水防管理者＝村長）
- (5) 災害に関する情報についての村との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村は、県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努める。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 被害状況の把握及び被害調査は、第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」によるが、被災時のあらゆる状況に対応ができるよう、諸状況に応じた情報ルート、担当者等をあらかじめ定めておく。また、各地区の担当職員は区長（場合によっては区長以外の地区住民）と連携し、現地の情報を収集する。

イ 村内各地を熟知している郵便局社員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換体制を整備する。

ウ 情報収集・伝達手段として、インターネットの活用を図る。

エ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び県砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努める。また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合の情報相互伝達体制の整備に努める。

オ 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

(2) 訓練の実施

円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(3) 情報通信のネットワーク化

災害時において、災害対策本部、避難所、医療機関等をネットワーク化し、正確でわかりやすい情報を提供できるようにするため、これらの施設を地域の情報通信の拠点とした村内情報ネットワークの整備について、今後研究していく。

2 情報の分析整理

村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等関連情報の収集蓄積に努めるとともに、インターネット、CATV等の活用による災害情報等の共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積情報をベースに、情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策への活用を図るほか、総合的な防災情報を網羅した防災マップを作成する。

3 通信手段の確保

(1) 村防災行政無線による情報伝達

村は、防災行政無線による地域住民への情報伝達を行い、情報伝達体制の強化を図る。

また、職員の無線装置操作の訓練、講習等を行うとともに、施設の耐震性の確保や点検整備の実施により、円滑な通信の確保を図る。

(2) 災害時優先電話の登録

災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめN T T東日本長野支店長に対し、災害時優先電話の登録を受けておく。

(3) アマチュア無線局の協力体制構築

アマチュア無線局の協力により、情報の提供が得られるシステムを構築する。

(4) 新たな災害時通信網の整備

衛星携帯電話、M C A移動無線等の移動系の応急対策機器の整備に努める。

(5) 通信機器の停電対策

防災行政無線、消防無線等の非常通信施設の設置に当たっては、停電に備え停電対応電話の導入や非常用電源の確保を図る。

第4節 活動体制計画

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、村は、職員の非常参集体制の整備と防災関係組織の整備、防災会議の設置等、災害発生時における活動体制の整備を図る。また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

1 職員の非常参集・活動体制の整備

職員を災害発生初期から必要な部署にできるだけ早く動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

村は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制については、第3章第3節「非常参集職員の活動」参照）

(1) 非常参集体制の整備

災害発生のあるゆる事態に際し、迅速な対応を図るよう、職員の非常参集の体制を整備し、また必要に応じて見直し、常に体制の充実に努める。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(2) 職員災害初動マニュアルの整備

災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員災害初動マニュアル等を整備し、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう体制を整える。

また、同マニュアルに基づく訓練の実施を図り、平常時より職員の対応能力の向上に努める。

2 組織の整備

(1) 村防災会議の設置

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

村は、災害対策基本法第16条及び天龍村防災会議条例（資料8-1）に基づき、村防災会議を設置し、地域特性及び地域の災害特性に対応した地域防災計画の策定及び修正を行い、その実施を推進する。

(2) 防災関係機関との連携体制の整備

村は、災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

ア 防災関係機関との協力体制の確保

村及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行い、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

イ 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

村及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

3 防災中枢機能等の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす役場庁舎等の公共施設、設備については、災害に対する安全性及び耐震性の確保等に努める必要がある。

今後、非常事態に備え、老人福祉センター（地下）において必要な機器及び物資を設置又は備蓄するよう努めるとともに、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定し、設置した非常用発電装置の維持管理を行う。

4 業務継続性の確保

村は、災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

第 5 節 広域相互応援計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、村のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合に備え、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定、三遠南信災害時相互応援協定等に基づく相互応援体制の整備を図る。

1 相互応援協定の締結等

村は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結するとともに、防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点を確保する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。

協 定 名	協定締結先	応 援 内 容	資 料 番 号
長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあっせん (2) 人員の派遣 (3) その他	資料 9-1 資料 9-2
長野県消防相互応援協定書	長野県内の市町村等	(1) 消防応援 消防隊による応援 (2) 救助応援 救助隊による応援 (3) 救急応援 救急隊による応援 (4) その他の応援 上記以外の応援	資料 9-3
三遠南信災害時相互応援協定	愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州	(1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣 (2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供又は貸与 (3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供 (4) 被災児童生徒等被災者の一時受入れ	資料 9-4
南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定	南信州広域連合関係市町村 飯田広域消防本部	(1) 情報収集 (2) 消火、救護、応急処置及び水防活動等 (3) 車両、資機材等の提供及びその運用 (4) 飯伊地区大規模災害時における医療救護体制に基づく医療救護 (5) その他	資料 9-5

<p>災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書</p>	<p>飯伊14市町村 南信州広域連合 みなみ信州農業協同組合</p>	<p>(1) 生活物資・防災資材の調達及び供給 (2) 避難場所・救護所等への施設や土地の提供 (3) 被災者の救出、避難誘導、炊き出し及び高齢者等要介護者への介護活動 (4) LPガス等の危険物やガソリンスタンド等の施設に対する保全対策の実施 (5) 被災した組合員等への緊急的な資金融通 (6) 被災した共済加入建物等に係る共済金の迅速な支払い (7) 被災した農作物等の復旧対策 (8) 上記のほか飯伊14市町村から要請されたこと</p>	<p>資料9-6</p>
<p>災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書</p>	<p>長野LP協会 飯伊支部 一般社団法人 長野県LPガス協会</p>	<p>(1) 緊急点検、修繕又は供給 (2) 設置場所以外で発見されたLPガス充填容器の回収及び保管 (3) 災害時の新たな供給設備工事及びLPガスの供給 (4) 被害状況及び復旧状況についての調査 (5) その他、一般消費者の安全確保とLPガス供給のために特に必要な業務</p>	<p>資料9-7</p>
<p>長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定</p>	<p>長野県知事 長野県市長会長 長野県町村会長</p>	<p>(1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供 (2) 被災者の受入及び施設の提供 ① 県内医療機関での傷病者の受入 ② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供 (3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援</p>	<p>資料9-8</p>

2 相互応援体制の整備

- (1) 村は、締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。
- (2) 村は、相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 村は、協定締結先と合同防災訓練を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施ができるよう連携強化に努める。

3 その他村内事業所及び団体等との協力体制の整備

村内事業所及び団体等においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、村は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、村が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

第6節 救助・救急・医療計画

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設及び消防本部等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急資機材の確保

救助・救出活動等に必要な資機材の備蓄を図るとともに、災害発生に備え、施設の耐震性の確保をはじめ維持・補修に努める。

(2) 地域における救助・救急拠点の整備

避難所及び消防団詰所等に、救助・救急用資機材の配備を行い、消防団、自主防災組織を中心に地域住民の協力を得て、災害発生初期の救助、救急活動を行うことのできる体制を整備する。

また、平常時から地域住民に対して、救助方法及び応急手当等の指導や定期的な訓練を実施し、地域での救助・救出体制を強化する。

2 災害時医療体制の整備

(1) 初期医療体制

ア 医療救護班派遣体制の整備

(ア) 災害時の負傷者の応急医療に対応するため、飯田医師会と締結している協定に基づき、医療救護班の派遣体制を整備する。

(イ) 大規模災害等に際し、日本赤十字社長野県支部への医療救護班の派遣要請等の事態に備え、あらかじめ関係機関との調整を図る。

イ 救護所設置体制の整備

災害時、速やかに救護所を設置できるよう、あらかじめ候補施設を選定しておくとともに、現地や避難所等への臨時救護所の設置にも備える。

(2) 後方医療体制の整備

地域災害医療センター（飯田市立病院）及び基幹災害医療センターに指定されている長野赤十字病院を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。

(3) 医療用資機材等の備蓄・調達

ア 現況の備蓄・調達体制

県が指定した災害用医薬品について、飯田医師会、飯田下伊那薬剤師会、県を通じた備蓄（流通による備蓄を含む）調達体制を整える。

イ 備蓄・調達実施計画の策定

今後、医師会や薬剤師会の協力を得て、県が備蓄する災害用医薬品の利用を考慮したうえで、村において常時備蓄・調達を図るべき医薬品の内容・数量等を定めて備蓄・調達目標を設定し、医療関係機関等の協力により備蓄調達体制を推進する。

3 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 消防計画における救助・救急活動の充実

大規模災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項に留意して、消防計画における救助・救急計画を作成する。

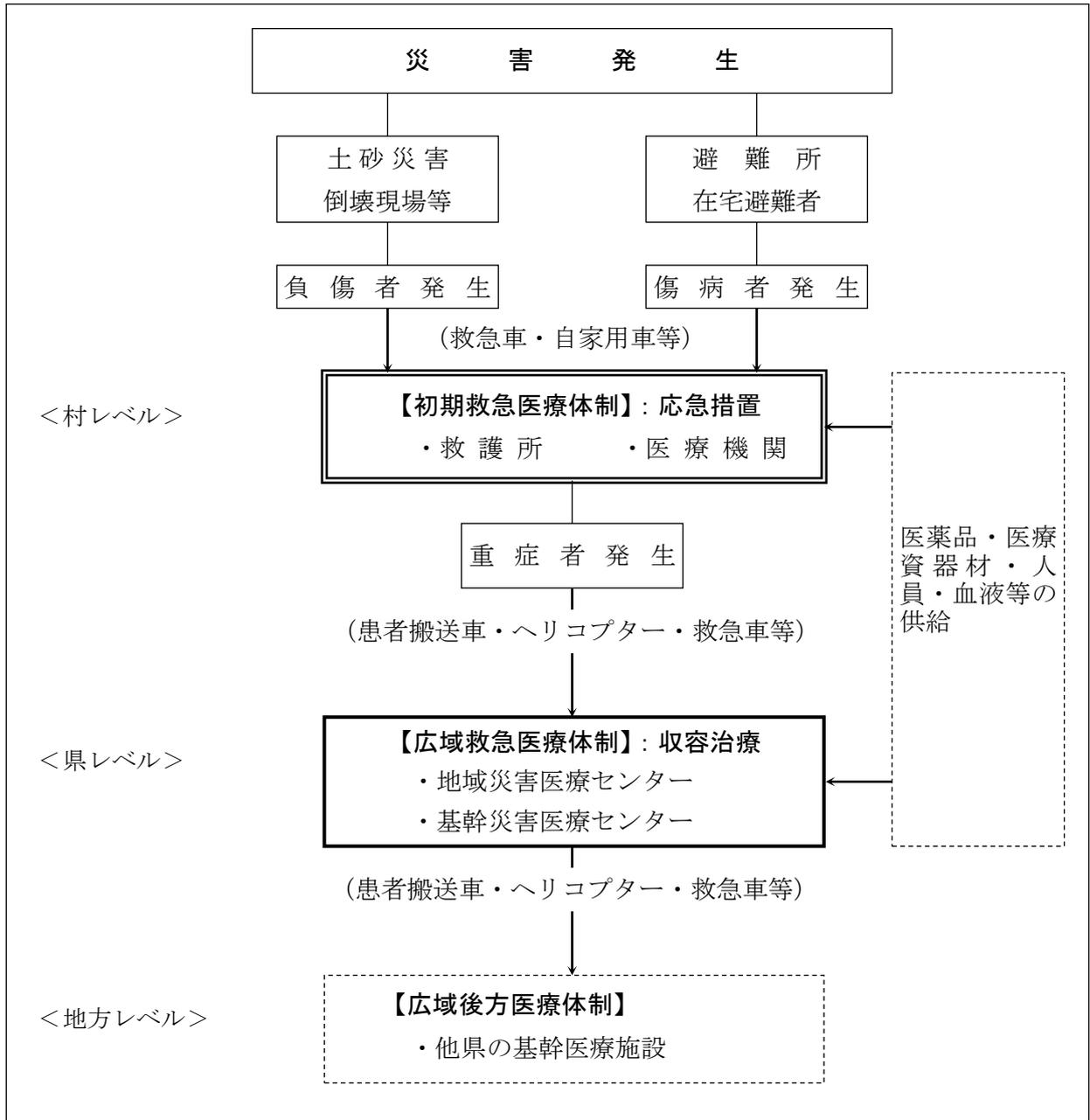
- ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- イ 最先到着隊による措置
- ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- オ 各活動隊の編成と任務
- カ 消防団の活動要領
- キ 通信体制
- ク 関係機関との連絡
- ケ 報告及び広報
- コ 訓練計画
- サ その他、必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の連携強化

消防機関、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制について検討を行うとともに、傷病者の移送について、医療機関の連携がとれるよう関係機関を交えた調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関、医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

災害時救急医療全体のしくみ



第7節 消防・水防活動計画

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

1 消防計画

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に発災初期において地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、各種補助事業を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、防火貯水槽の整備、河川等自然水利の活用及び水泳プール等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 消防機関及び自主防災組織の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、地区住民等により組織される自主防災組織による活動及び消防団による活動が重要になることから、自主防災組織の防災体制のより一層の充実強化を推進し、消防団については、防災訓練等を通じて、きめ細かな活動のできる体制づくりを図る。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から飯田広域消防本部、消防団、消防署、自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時等において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 防火思想・知識の普及

災害時の火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報紙やC A T V等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収容容器等の転倒、落下、破損等により混触発火が生じないように管理の徹底に努めるよう指導する。

(6) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

(7) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

2 水防計画

村は、水防管理団体として次に掲げる事項を実施する。

(1) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

水防活動を実施するに当たっては、天龍村消防団をもってこれに充てる。

なお、情報の収集については村が行う。

(2) 水防倉庫（資料3-3参照）の整備及び水防用応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項

ア 重要水防区域（資料3-4参照）周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

イ 緊急時に使用できる民家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

(3) 通信系統の整備、警報等の住民への連絡体制の整備

(4) 平常時における河川等水防対象箇所への巡視

(5) 河川ごとの水防工法の検討

(6) 居住者への立退きの指示体制の整備

(7) 洪水時等における水防活動体制の整備

(8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

(9) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

- (10) 浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の公表と洪水予報等の伝達体制の整備
- (11) (10)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- (12) 水防機関の整備
- (13) 水防計画の策定
- (14) 水防協議会の設置
- (15) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (16) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

第8節 要配慮者支援計画

近年の高齢化の進行等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、村及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。

1 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

村が、地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

ア 避難支援等関係者となる者

村は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、村条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ・ 消防機関
- ・ 警察機関
- ・ 民生・児童委員
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 自主防災組織
- ・ 自治会

イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は以下の要件とする。

- ・ 65歳以上の独り暮らしの高齢者
- ・ 75歳以上の高齢者のみ世帯
- ・ 介護保険法に規定する要介護状態区分3以上の在宅生活者
- ・ 障害者：身体障害者手帳1、2級以上所持者、療育手帳A所持者、精神障害者
- ・ 難病患者
- ・ 上記以外で援助を必要とする者のほか、村長が必要と認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努める。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

エ 名簿の更新に関する事項

村は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる事項

村は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ・避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

村は、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

キ 避難支援等関係者の安全確保

村は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

村は、村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

村は、避難支援等に携わる関係者として村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(4) 避難行動要支援者の移送計画

村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 指定避難所の整備

ア 災害発生時において避難所となる公共施設について、耐震化、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 耐震、耐久、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化された社会福祉施設等について、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定する。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定めておく。

(4) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

村は、ICT・タブレットの全戸配付を推進する。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

要配慮者について、あらかじめホームヘルパー、民生・児童委員等の協力を得て、自主防

災組織や行政区等の範囲ごとにその実態を把握し、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者以外の要配慮者名簿を作成する。その際、個人情報保護に十分配慮する。

(6) 支援協力体制の整備

村は、飯田保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設の管理者等との連携

村は、要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。

(1) 防災点検及び防災資材の配備

施設の耐震性・耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

(2) 組織体制の整備

災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立を図るとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立しておく。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

ア 他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

イ 災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区等の住民組織との間で避難支援等に関する協定を締結するよう努める。

ウ 要配慮者利用施設の管理者等は、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力する。

4 観光客、外国籍住民、外国人旅行者等対策

(1) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

(2) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

村内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

観光客や村内に居住する外国籍住民等に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 外国籍住民被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。

(6) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

5 土砂災害警戒区域等内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

- (1) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- (3) 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について指定する。

第9節 緊急輸送計画

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされる。このため、緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処しうるよう、事前計画を確立する。

1 緊急交通路確保計画

(1) 緊急交通路接続道路の確保

村は、県の指定する「緊急交通路交通規制対象予定道路」と物資輸送拠点、災害対策用ヘリポート、避難所等との接続道路を確保するため、県、警察署との連携のもと、対象路線の適切な幅員の整備に努める。

(2) 緊急交通路の交通確保体制の整備

緊急交通路の交通確保を速やかに行うため、次の体制整備を図る。

ア 障害物の除去に必要な資機材の備蓄や整備

イ 障害物の集積場所の確保

ウ 被害情報収集体制の整備

2 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保（資料6-1）

(1) 災害対策用ヘリポートを確保、指定する。その際は避難所（場所）と競合しない場所を指定する。また、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点として活用できるスペースが隣接又は近距離にある場所とするなど、総合的な支援拠点となりうる場所（拠点ヘリポート）を選定する。

(2) 自らが被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について、住民に周知する。

3 輸送体制の整備

(1) 緊急通行車両の事前確認

災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる村有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、車両を選定して事前に県公安委員会の確認事務を済ませておく。

(2) 緊急用車両の確保

災害に備え、庁用車両の整備、非常用燃料の確保、車両の管理体制を整備する。

(3) 民間業者等との協力体制の整備

近隣の輸送業者との災害発生時の協力体制を確保する。

第10節 障害物の処理計画

災害発生時には、河川の決壊、建築物の倒壊、流倒木及び放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、障害物除去体制について、関係機関と対応を協議する。

1 施設倒壊等の未然防止

(1) 関係機関の実施策

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検し、工作物の倒壊等を未然に防止する。特に、街路樹、電柱等の路上占有物等を管理・所有する機関については、その徹底を図る。

(2) 住民の実施策

住民が所有又は管理する施設・設備等について、定期的に点検を行い、工作物の倒壊等の未然防止に努める。

2 障害物除却の体制整備

(1) 倒木の処理

倒木処理について、あらかじめ森林組合等林業関係団体と協力し、相互に調整を図り、処理体制の整備に努める。

(2) 道路施設上の障害物

緊急交通路及び重要交通路とされる道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図るとともに、被災時に迅速に資機材、人材の調達が行えるように、関係機関との協力体制を整備する。

第11節 避難収容活動計画

大規模災害発生時における避難者の収容のため、事前に、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、ある程度の設備が整っている公共施設等を中心とした指定避難所及び避難先へ向かう避難路等について、災害発生の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。その際、要配慮者及び帰宅困難者等には十分配慮する。

1 避難計画の策定等

村は、次の事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給食措置
 - イ 給水措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用品の支給
 - オ 負傷者に対する救急救護
- (6) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難収容中の秩序保持
 - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ア 平常時における広報
 - (ア) 広報誌、掲示板、ハザードマップ（土砂災害、洪水等について被害の想定範囲や避難情報を示した地図）、パンフレット等の発行
 - (イ) 住民に対する巡回指導
 - (ウ) 防災訓練等
 - イ 災害時における広報
 - (ア) 防災行政無線、CATVによる周知
 - (イ) 広報車による周知
 - (ウ) 避難誘導員による現地広報
 - (エ) 住民組織を通じた広報

2 避難場所の確保

- (1) 村は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料5-1、5-2のとおりである。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (3) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。
- (5) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

3 避難所の確保

- (1) 指定避難所（資料5-2）については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (2) 村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有

する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

- (4) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

- (5) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

- (6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

- (7) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。

- (8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

- (9) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携のもとに、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

- (10) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。

- (11) 県の「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

- (12) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。

- (13) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

- (14) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

4 避難路の確保

村は、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備え、複数の路線を確保すること。
- (3) 崖崩れ等の土砂災害特別警戒区域など危険箇所を通過しない経路を選定すること。

5 住民に対する周知・啓発

村は、指定緊急避難場所及び指定避難所等を明示した表示板を設置するとともに、避難に関する次の事項について、住民への周知・啓発に努める。

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
 - ア 家の中でどこが一番安全か。
 - イ 救急医薬品や火気などの点検
 - ウ 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - エ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路はどこにあるか。
 - オ 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
 - カ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - キ 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- (3) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

6 避難行動要支援者対策

- (1) 避難支援計画の策定
 - ア 村は、避難行動要支援者の所在、援護の要否等の把握に努め、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、避難行動要支援者利用施設、医療機関、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、次の事項に留意して、避難支援計画を策定する。
 - (ア) 所在、援護の要否等の状況把握
 - (イ) 配慮すべき個々の態様
 - (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
 - (エ) 災害発生時の安否の確認
 - (オ) 避難誘導方法及び避難行動要支援者の支援者の行動計画
 - (カ) 情報提供手段
 - (キ) 配慮すべき救護・救援対策
 - (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制
 - イ 避難行動要支援者利用施設について、当該施設及び自主防災組織等と連携し、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど、警戒避難体制の確立を図る。

(2) 避難体制の整備

- ア 県と連携して、在宅の高齢者、障害者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び民生児童委員協議会等と連携を綿密に行うよう努める。
- イ 避難行動要支援者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その避難所に「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を設けるか、必要に応じて「要配慮者専用避難所（福祉避難所）」（資料５－３）へ二次避難させる体制を整える。

7 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

8 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため、県及び村は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。
- (4) 災害救助法が適用された場合の入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 村の近隣市町村で災害が発生した場合、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

9 学校における避難計画

多数の児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件や学校の実態等を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

(1) 避難計画の作成

- ア 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。なお、計画作成に当たっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、村教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

- (ア) 災害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害及び地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ロ) 村教育委員会、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (ハ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (ニ) 児童生徒の避難誘導と検索の方法
- (ホ) 児童生徒の帰宅と保護の方法
- (ヘ) 児童生徒の保護者への引き渡し方法
- (ト) 児童生徒が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- (チ) 児童生徒の救護方法
- (リ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (ル) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (レ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ロ) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 風水害及び地震発生時における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、風水害や地震発生の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- ア 日常点検では、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等、火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- イ 定期点検では、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

- ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し、周知徹底を図る。
- イ (1)の防災計画について、ウの「(カ) 児童生徒の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。
 - (ア) 児童生徒の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (ロ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。

(エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

10 保育所における避難計画

園児を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件や保育所の実態等を考慮し、あらかじめ避難計画を作成しておく。

なお、避難計画の内容等については、「9 学校における避難計画」に準ずるものとする。

11 社会福祉施設における避難計画

社会福祉施設等の関係機関は、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した避難活動を行うため、立地条件や施設入所者及び利用者の実態等を考慮し、あらかじめ避難計画を作成しておく。

なお、避難計画の内容等については、「第8節 要配慮者支援計画」に準ずるものとする。

第12節 孤立防止対策計画

村は、災害時の孤立地区をあらかじめ予測し、住民との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地区に通ずる道路の防災対策及び他の道路による回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平常時から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。

1 通信手段の確保

村では、住民との通信手段として、主に防災行政無線及びCATVを活用している。

今後は、孤立予想地区の危険性の度合いを考慮し、住民から役場等への情報伝達・提供手段について検討していくとともに、孤立する可能性のある集落等に対し、非常時における通信手段の確保を図る。

2 災害に強い道路網の整備

急峻な地形を切り開いて道路が建設されている地域もあり、そのすべてについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。

- (1) 代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。
- (2) う回道路としての村道、林道、農道の整備を推進する。

3 孤立予想地区の実態把握

- (1) 平常時の行政活動を通じ、孤立予想地区における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (2) 観光施設等にあつては、孤立した場合の予想最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

4 自主防災組織の育成

大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、村内各区の組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者等の把握と、日頃の防災教育の推進を図る。

5 避難所の確保

村は、村内の孤立予想地区における避難所として予定している施設の実態把握に努めるとともに、土砂災害等による被害を受けないよう、立地条件の検討や老朽施設の耐震改修・更新等を図る。

また、被害の状況によっては、集落単位で孤立化する地区があるため、それらの地区において、避難所となりうる施設を確保し、未設置地区を解消するよう努める。

6 備 蓄

村は、孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮する。

- (1) 孤立が予想される地区の住民及び自主防災組織に対し、それぞれの家庭等において食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。
- (2) 宿泊施設及び観光施設の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

大規模災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の調達・供給は重要である。このため、村は、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料の供給が行われるよう、非常用食料の備蓄並びに調達体制の整備を図っていく。

1 食料等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与のもと、本計画等で定めるものとする。
- (2) 数箇所に分散して備蓄するものとし、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (3) 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料9-1）等による他の市町村等からの災害時の食料調達体制を整備する。
- (4) 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。
- (5) 村内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。

2 家庭内備蓄の推進

- (1) 自分の命は自分で守るという防災の基本どおりに、家庭においても、村の備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たりおおむね7日分の食料（アルファ米、乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。
- (2) 高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

3 食料等の供給体制の整備

- (1) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）、調味料（味噌・塩）等についても確保するよう努める。
- (2) 救援食料の集積場所（資料6-1）及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (3) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。

第14節 給水計画

被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水用資機材の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、村内での供給が困難な場合は、相互応援協定等により、被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

1 飲料水等の備蓄・調達計画

(1) 配水池等の整備

配水池の整備を図るとともに、老朽管等の布設替えを推進し、被災時の用水確保を行う。

また、地下水源施設については、自家発電装置等を借り上げ、停電時の揚水に対応する。

(2) 予備水源の把握

非常時に飲料水として利用可能な状態にするため、予備的水源を確保する。

(3) 応急給水用資機材の備蓄

必要に応じ、移動式浄水装置等の応急給水用資機材の充実を図るとともに、現有機器については、定期的に点検整備を実施する。

2 飲料水等の供給計画

被災範囲、被災状況の想定に基づき、給水拠点設置箇所の検討や給水タンクによる給水計画を策定するなど、給水体制の確立を図る。

3 家庭内備蓄の推進

広報や防災訓練等を通じ、家庭における次のような生活用水・飲料水の備蓄についての推進に努める。

(1) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。

(2) 自分の命は自分で守るという防災の基本どおりに、家庭においても、村の応急給水が実施されるまでの間の当座の飲料水として、ボトルウォーター等により一人当たりおおむね3ℓを3日分備蓄することを原則とする。

(3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(4) 自家用井戸について、その維持、確保に努める。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

大規模災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品の著しい不足が生じる。この事態に備え、最低限必要となる生活必需品については、村による備蓄・調達体制を整備し、災害直後の被災者の生活を支援する。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、その協力を得て調達可能な物資の量の把握を行うなど、調達体制の整備に努める。

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 備蓄・調達目標の設定

村は、県防災計画に基づき、次の被災者を想定し、備蓄・調達体制整備の目標とする。

備蓄・調達目標	人口の5%相当（村人口約1,600人に対し80人分）
---------	----------------------------

(2) 災害時の主な生活必需品

次の品目について、備蓄・調達体制を整えるものとする。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（作業服、洋服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
- エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘、生理用品、紙オムツ等）
- オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（はし、茶碗、皿、ほ乳瓶等）
- キ 日用品（石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレットペーパー等）
- ク 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(3) 備蓄・調達体制の整備

- ア 備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、村による現物備蓄を行うとともに、協定の締結による村内流通業者等の在庫活用を図るなど、備蓄・調達体制を確立する。
- イ 備蓄に当たっては、定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。
- ウ 災害時に県による備蓄・調達品の円滑な活用が図れるよう、あらかじめ県への供給要請体制を整えておく。
- エ 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料9-1）等による他の市町村等からの災害時の物資調達体制を整備する。

2 家庭内備蓄の推進

住民に対して、前記の1(2)に示した生活必需品のほか、食料、飲料水、携帯ラジオなど災害時に必要な物品を持ち出せるよう、非常持出袋等の準備について、広報や防災訓練等の機会を

利用し、周知を図る。

3 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。
- (2) 生活必需品の集積場所及び供給するための輸送手段の確保・整備を図る。

第16節 危険物施設等災害予防計画

大規模災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

1 危険物施設災害予防計画

飯田広域消防本部の指導・協力を得て、危険物貯蔵所、取扱所及び化学実験室等を有する学校、事業所等多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないよう管理徹底を指導する。

(1) 危険物施設の現況把握

危険物施設等の所在地、施設規模、形態、危険物種類、取扱数量等の状況についての把握に努める（資料4-1）。

(2) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(3) 自衛消防力の充実

ア 保安教育の実施

危険物施設の管理者は、自主的な保安教育計画を作成し、これに基づいて従業員に対する保安教育を行う。また、飯田広域消防本部は、危険物施設管理者等と連携して講習会等を開催し、保安管理技術の向上を図る。

イ 自主防災組織の整備

緊急時における消防機関との連携を含めた総合的な防災体制をあらかじめ整備しておくため、危険物管理者に対し、自衛消防組織等の自主的自衛体制の整備について指導する。

ウ 防災訓練の実施

危険物安全週間、防災週間等の機会に、事業者、自衛消防組織、住民等を含めた訓練を行う。

(4) 化学的な消火、防災資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(5) 相互応援体制の整備

村内の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、実効性のある自衛消防体制の整備について指導する。

(6) 関係機関との連携

消防法に定める危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、関係機関との情報の共有を図る。また、災害発生時の住民の避難誘導方法についても十分な連携を図り対応する。

2 その他危険物施設等災害予防計画

村は、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の災害予防について、施設等の実態を把握するとともに、飯田広域消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

第17節 ライフライン施設災害予防計画

上下水道及び電気・ガス施設等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、村は、災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。また、電力会社及びガス事業者との連携を図るものとする。

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

村は、災害発生時における緊急の応急体制、連絡体制、復旧体制について、平常時より事前に検討を行う。

- (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- (2) 既存施設の耐震化の推進を図る。
- (3) 水道管路図等の整備を行う。
- (4) 施設の被害調査等に必要な器材の整備を行う。
- (5) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

2 下水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 下水道施設台帳の整備

下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、村は、事前に下水道施設台帳等の適切な管理を行う。また、台帳のデータベース化を図る。

(2) 施設の維持管理

定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

(3) 応急復旧資材の確保

復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。

3 電気施設災害予防計画

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、中部電力(株)は災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進するものとする。

村は、中部電力(株)との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

第18節 通信・放送施設災害予防計画

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は混雑するおそれがある。このため、村は、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

1 緊急時のための通信確保

- (1) 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。
- (2) 通信施設の整備に当たって、防災関係機関との情報伝達手段について配慮する。
- (3) 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

2 村防災行政無線施設の維持管理

(1) 保守点検及び整備

災害時における正確な情報収集と住民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。

- ア 定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。
- イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。

(2) 設備の更新及び機能の向上

- ア 老朽設備の更新を計画的に行い、村防災行政無線の機能の向上を図る。
- イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。

3 県防災行政無線の維持管理

(1) 維持管理

県をはじめ防災関係機関と災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、統制管理者による保守点検への協力、通信訓練への参加等により、無線機器の維持管理に努める。

(2) 県防災行政無線の活用

県防災行政無線には次のような特長があることから、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。

ア 回線統制

非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。

イ 一斉通報（音声又はFAX）

統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象警報・注意報等の迅速な伝達が可能である。

第19節 災害広報計画

村は、災害時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

1 住民への情報の提供体制

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、村は、これに対して適切な対応が行える体制を整えるとともに、災害に関する各種情報の広報体制を整備する。

(1) インフォメーション窓口等の整備

住民等からの問い合わせに対する専用窓口を設置する。

(2) 広報体制の整備

ア 被災の状況、避難に関する指示、応急措置の状況等を住民に伝達できるよう、CATV、広報車、防災行政無線等、広報設備の整備充実を図る。

イ 不特定多数の者が集まる施設等については、広報担当者の配置や情報掲示板の設置等による広報体制を整備する。

ウ 広報手段として、防災メール配信・村ホームページを活用できるようにする。

エ 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供体制及び放送要請体制

(1) 災害発生時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、村は、情報の提供について、あらかじめ対応方針を定めておく。

(2) 村は、取材の対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口経由による情報提供体制を構築する。

第20節 土砂災害等の災害予防計画

土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、村は、平常時から危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

1 危険箇所等の周知徹底

村は、住民に対して、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象、土砂災害警戒情報、その他注意事項を啓発するため、次のような措置を講ずる。

- (1) 土砂災害危険箇所及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。
- (2) 土砂災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、本村の災害危険箇所等については、資料2-1～2-8を参照のこと。

2 土砂災害警戒区域の対策

村は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域について、それぞれ次の対策を実施する。

(1) 土砂災害特別警戒区域

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除去等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(2) 土砂災害警戒区域

ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載したハザードマップ等を作成し、それらを住民に周知する。

イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

3 地すべり対策

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講ずる。

4 山地災害危険地対策

(1) 村は、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区について、毎年、県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。

(2) 村は、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備により、森林のもつ洪水緩和、土砂浸食防止機能の強化を図る。

- (3) 村は、土地所有者等に対し、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発、土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

5 土石流対策

- (1) 村は、県に対し、土石流危険渓流に係る所要の対策事業の推進を要請する。
- (2) 村は、人命保護の立場から、土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立に努める。当面の防災対策として、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して各区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。

6 急傾斜地崩壊防止対策

村は、崖崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平常時から次の対策を実施する。

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象予報、警報発令時の伝達及び周知方法等について定める。
- (2) 避難立退き等に万全を期するため、指定緊急避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。

7 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所対策

村内の要配慮者利用施設が所在する地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

村は、防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の周知を図っていくものとする。

第21節 建築物災害予防計画

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保を講ずる。

また、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 建築物の風害対策

(1) 公共建築物の風害対策

村は、強風による屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため、定期的に点検をし、必要に応じて修繕、補強等を行う。

(2) 一般建築物の風害対策

村は、一般建築物について、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導、啓発に努める。

(3) 建築物の所有者の風害対策

村は、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため、定期的に点検をし、必要に応じて改修を行う。

2 建築物の水害対策

(1) 村は、出水による崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定について検討する。

(2) 村は、崖地近接等危険住宅移転事業計画の策定を検討する。

3 公共建築物の震災対策

(1) 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

公共建築物の中には災害応急活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には、昭和 56 年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 防火管理者の設置

学校、工場等消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、飯田広域消防本部の指導により、防火管理者を設置し、火災に備える。

(3) 緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

4 一般建築物の震災対策

村は、住宅等の耐震化を推進する。

(1) 耐震診断・耐震補強の促進

村内全域を対象地域として、住宅及び避難施設となる建築物の耐震診断・耐震補強に取り組む。

(2) 住民への周知等

ア 啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、住民に対し、耐震診断・耐震補強の必要性について周知を図る。

イ 耐震診断・耐震補強に関する相談に対応するため、相談窓口を設置する。

ウ 県と連携し、自主防災会等が催す研修会等に職員を派遣し、耐震診断・耐震補強の必要性について直接説明する。

(3) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村は、これらの制度の普及促進に努める。

5 落下物・ブロック塀等の防災対策

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。村は、屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

6 文化財及び景観重要建造物の災害対策

村及び教育委員会は、各種文化財等の防災・保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(1) 文化財等の管理指導

所有者又は管理者に対して、文化財等の管理保護についての指導と助言を行う。

(2) 防災施設の設置促進

自動火災警報機の設置促進や転倒防止装置等、防災施設の設置促進等について助言を行うとともに、それに対する助成制度について導入を検討する。

第22節 道路及び橋梁災害予防計画

災害により生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行い、安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

1 災害に対する安全性・耐震性の確保

村は、道路及び橋梁の新設、架替、改良等の対策の中で、災害に対する安全性・耐震性に配慮した整備を行う。

2 災害予防・応急対策実施体制の整備

村は、災害による道路施設の被害の軽減を図り、交通を確保し、また大規模な災害により交通が遮断した場合においても、応急復旧ができるよう、次の体制整備を図る。

(1) 巡回点検

ア 主要道路を重点として、定期的に巡回点検を行う。

イ 路線内危険箇所については、必要により応急対策資機材等の備蓄に努める。

(2) 機材の点検整備

災害後の道路施設の応急復旧は重要な対策であるため、災害時の使用機材の整備点検に努める。

(3) 関係団体との協力体制の整備

建設業者等と必要に応じて協定を締結するなど、応急復旧のための協力体制を整備する。

第23節 河川施設等災害予防計画

過去の災害実績等を勘案して、特に注意を必要とする地域として指定されている重要水防区域（資料3－5）を中心に施設の点検を行い、安全性の向上を図るための整備を行う。また、森林の保水機能を高めることが、下流域での水害防止に役立つため、治山事業を推進する。

1 河川施設災害予防

関係機関と連携して、定期的な施設の点検及び必要に応じた整備を行い、河川管理施設等の安全性の向上を図る。

2 浸水想定区域内の災害予防

- (1) 村は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備を図る。
- (2) 村は、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- (3) 村は、浸水想定区域及び避難場所等を取りまとめた洪水ハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識の高揚と、洪水時の警戒避難対策等の周知徹底を図る。

3 治山対策

- (1) 森林の保水機能を高めることは、下流域での水害防止に役立つ。このため、伐採場所について早期植林・補植を行い、山地土砂の流出等の防止に努める。
- (2) 保安林の指定申請及び保安林としての機能が低下している箇所の造林、治山事業を推進する。

第24節 雪害予防計画

積雪による災害から、地域経済活動の停滞及び住民生活の安全確保を図るため、道路交通の確保等雪害予防に万全を期する。

1 除雪体制の確立

(1) 連絡会議の設置

平成 26 年 2 月の大雪災害の経験を踏まえ、飯田建設事務所に、国、県、警察などで構成する「除雪連絡会議」を設置し、優先除雪路線、市町村との相互除雪、排雪場所の設定などを行い除雪体制の連携を図ることとしている。

(2) 排雪場所の設定

緊急時（豪雪時）に備え、事前に排雪場所を設定し、村と連絡会議が情報の共有を図る。

2 道路交通の確保計画

村は、道路交通を確保するため、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

(1) 除雪計画路線及び除雪担当者を定めておき、積雪時には、道路機能の確保を図る。

(2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

3 農林産物対策計画

村は、県の協力を得て、雪害による農林産物の被害を防ぐため、必要に応じて生産者等に対する適切な技術指導及び普及を行う。

4 雪害に関する知識の住民に対する普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、村は、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、村は、そのための備えとして体制等の整備を行う。

(1) 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 避難収容関係

ア 積雪による孤立が予想される集落等については、平常時から食料品や生活物資の備蓄を図るよう指導する。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所等における暖房設備の設置等、寒さに対する配慮を行う。

第25節 農林産物災害予防計画

風水害による農林産物関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜の死亡被害なども予想される。

また、地震による農林産物関係の被害は、温室、畜舎、果樹支柱等生産施設の損壊や倒木等の被害、農産物集出荷貯蔵施設、農林産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴う農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

村は、これらの被害を最小限にするための予防技術・対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

1 農産物災害予防計画

(1) 風水害対策

村は、風水害による農作物被害の軽減を図るため、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術・対策は、次のとおりである。

ア 水稻

- (ア) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。
- (イ) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

イ 果樹

- (ア) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
- (イ) 支柱、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
- (ウ) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水・滞水防止に努める。

ウ 野菜及び花き

- (ア) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により倒伏の未然防止に努める。
- (イ) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水・滞水防止に努める。
- (ウ) 風速 30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
- (エ) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水・滞水防止に努める。

(2) 震災対策

村は、生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等の協力を得て、予防技術の周知徹底を図る。

ア 農業改良普及センター及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

イ 生産・加工施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 風水害対策

ア 村は、村森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえた健全な森林づくりを推進する。

イ 村は、県と連携して、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

(2) 震災対策

倒木等の被害防止のため、今後も適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導していく。村は、林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、機械、施設を固定するなど安全対策を普及する。

ア 村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ 森林整備計画に基づく適正な森林施業の実施により、森林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、林産物、土石等の流出防止に努める。

第26節 二次災害の予防計画

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

さらに、地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。いずれにしろ、有効な二次災害防止活動を行うためには、日頃からの対策及び活動が必要である。

1 構造物に係る二次災害予防対策

- (1) 村は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。
- (2) 村は、被災時に建築物・宅地の応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

2 危険物施設等に対する二次災害予防対策

村は、飯田広域消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導
- (6) 施設・設備の耐震性の確保

3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

風水害時においては、大雨等に伴う地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。また、地震災害時においては、地震動に伴う地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。

村は、二次災害予防のため、災害危険箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、情報収集・警戒避難体制の整備を図る。

第27節 防災知識普及計画

「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、住民、事業所及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

村は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識をもった災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。

1 住民・自主防災組織・事業所等に対する防災知識の普及活動

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成するため、次の対策を実施する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 天龍村地域防災計画の概要
- (イ) 災害に関する一般的知識
- (ウ) 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- (エ) 地域、職場、家庭等のコミュニティーにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (オ) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (カ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (キ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ク) 要配慮者等への配慮に関する知識
- (ケ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (コ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段についての知識
- (サ) 応急手当等看護に関する知識
- (シ) 災害復旧時の生活確保に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 防災マップ、広報紙、災害時の行動マニュアル、ポスター等の利用
- (イ) 映画、ビデオテープ、DVDの利用
- (ウ) 広報車、防災行政無線、CATV等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 社会教育その他各種団体等の集会等を通じた周知
- (カ) 各種報道機関を通じた周知

(キ) 音声・文字情報、拡大文字の使用等要配慮者等にも配慮した周知

(ク) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

村及び教育委員会は、社会教育の拠点である公民館活動等を中心として、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 事業所における防災知識普及の推進

事業所等においても、災害発生時に事業所が果たす役割を踏まえたうえで、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等、防災活動を推進するよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及における要配慮者等への配慮

村は、防災知識の普及を図る際、高齢者、障害者、外国籍住民、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

診療所及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、宿泊施設、商店等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害発生時の行動の適否は、非常に重要であるため、村は、これら施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく。

(1) 村所管の防災上重要な施設

村所管の防災上重要な施設については、その管理者等に対して、災害発生時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、当該施設における災害危険性の所在、要配慮者に対する配慮等、防災思想の普及徹底を行うものとする。

(2) その他防災上重要な施設

防災上重要な施設の管理者等は、災害発生時に適切な行動がとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設における防災訓練を実施するものとする。

3 学校等における防災教育の推進

小中学校、保育所において児童生徒及び幼児が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

村は、防災訓練を実施するとともに、学級活動等を通じて防災教育を推進する。

(1) 防災訓練の実施

定期的に防災訓練を実施する。また、大規模災害にも対処できるように、村及び関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 児童生徒等への防災教育の実施

児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

(3) 教職員の防災意識の高揚

教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 職員及び関係者に対する防災知識の普及

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。村は、村職員はもちろん、その他関係者に対して、次の防災知識の普及を図る。

(1) 防災業務に従事する職員に対し、防災関係法令、事務等に関する講習会、研究会等を開催し、防災に必要な教育と知識の普及を図る。

(2) 水防又は消防業務に従事する職員に対しては、災害発生時に即時適切な措置がとれるよう、関係法令及び防災計画の習得、実務の訓練又は講習会、研究会等を開いて指導する。

(3) 非常勤の消防団員に対しては、毎年計画的に防災知識の向上と技能習得のための訓練を行い、知識の普及を図る。

第28節 防災訓練計画

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日頃からの訓練が重要である。災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

このため、村は関係機関と協力して、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

1 防災訓練の種別

(1) 総合防災訓練

村は、関係機関、住民、並びに関係団体の参加により訓練を実施する。

ア 実施時期

防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）又はその近辺において実施する。

イ 実施場所

訓練効果を考慮し、毎年計画的に選定する。

ウ 実施方法

災害発生時に適切な行動がとれるよう、また、防災知識の習得ができるような訓練を総合的に組み合わせて実施する。

(2) その他の訓練

次の訓練については、総合防災訓練で実施するほか、必要に応じて関係機関と連携して、別途実施するものとする。

ア 水防訓練

村は、関係機関の協力を得て、村域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

イ 消防訓練

消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と併行して行う。

ウ 災害救助訓練

村は、救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と共同し、住民の協力を得て、あらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

エ 通信訓練

村は、県及び関係機関の協力を得て、災害時に関係機関相互の通信が円滑に行えるよう、送受信、感度交換訓練等を行う。

オ 避難訓練

村は、災害時における避難勧告等の伝達及び避難誘導等の迅速化・円滑化を図るため、関係機関及び地域住民の協力を得て、避難訓練を行う。

カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的な実施も検討する。

キ 情報収集及び伝達訓練

村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

ク 広域防災訓練

村は、相互応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結先との連絡体制を確立するために、必要に応じて広域防災訓練を実施する。

(3) 区及び自主防災組織が実施する訓練

区及び自主防災組織は、村総合防災訓練に参加する。また、村、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

(4) 事業所等が実施する訓練

事業所等は、自ら訓練を実施するとともに、村、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

村は、訓練の実施に当たって、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をし、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、次回以降の参考とするとともに、防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後には訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

(1) 実践的な訓練の実施

訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

(2) 訓練の事後評価

ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善する。

イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。

第29節 災害復旧・復興への備え

村は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うため、村は、平常時から復興時の参考になるデータを保存及びバックアップ体制を整備する。

なお、災害対策及び災害復旧のための財源の確保を行い、的確な運用を図る。

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民情報（住民基本台帳）、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

村は、これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

(1) データの保存

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

(2) バックアップ体制の整備

資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、村で保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

3 基金の積立

災害時に備え、財政調整基金の維持、運用を図る。

第30節 自主防災組織等の育成に関する計画

災害発生時における被害の防止又は軽減のためには、住民の自主的な防災活動が必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待されることから、今後も自主防災組織の育成強化を積極的に図っていく。

1 自主防災組織の育成等

(1) 自主防災組織の構成単位

自主防災組織は、区の組織を基本として構成する。また、大規模災害の場合には、隣接する複数の自主防災組織が協力して活動できるような体制づくりに努める。

なお、災害時には必要に応じ、各区において地区現地災害対策本部を設置することができる。その場合、区長は、本部の位置、内容、設置日時等を村へ報告することとする。

(2) 組織の育成・活性化

ア 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を図り、組織化を促進する。

イ 区長会や地区等において、自主防災組織の必要性及びその役割等について討議するとともに、他地域の事例等自主防災組織の活動モデルを提案する。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 災害に対する日頃の備えや、災害発生時の的確な行動等防災知識の普及

イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

ウ 地域の安全点検（建物、危険箇所等）に基づく防災カルテの作成、配布

エ 災害の種類に応じた指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の検討と周知

オ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）

カ 防災資機材の備蓄及び整備・点検（資料5－4参照）

キ 家庭防災会議の推進

(2) 災害発生時の活動

ア 情報の収集及び伝達

イ 出火防止、初期消火

ウ 避難誘導活動

エ 救助等の実施及び協力

オ 炊き出し等の給食・給水活動

3 活動環境の整備

村は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公民館等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 自主防災組織相互の連携

- (1) 村は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織・防犯組織等との連携を図るため、相互の連絡応援体制を確立するよう指導する。
- (2) 村は、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第31節 企業防災に関する計画

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

- (1) 各企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン（原料から製品やサービスが消費者の手に届くまでのプロセス）の確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (2) 村は、災害時を想定して事業継続の視点から対応策をまとめた事業継続計画（BCP）作成の取組みに資する情報提供を行う等、管内企業の作成への取組みを支援する。

2 防災意識の高揚

村は、企業のトップから一般の会社員に至る全社員の防災意識の高揚を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の活用、企業の防災に係る取組みの積極的評価等について検討するなど、企業の防災力向上の促進を図る。

3 防災訓練等への参加

村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第32節 観光地の災害予防計画

観光地の災害対策については、地理に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。
- (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。
- (3) 観光地の観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備する。

第33節 ボランティア活動の環境整備

大規模災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、村は、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもった災害救援ボランティアを適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要なときに、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障害者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、ボランティアの所在、活動内容等を事前に把握しておく必要がある。

村は、社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図るなど、その支援に努める。

2 ボランティア団体間の連携の強化

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、村は、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていく。

- (1) 過去のボランティアの活動例を学習する等、ボランティアについての知識を深める。
- (2) ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるための支援に努める。
- (3) 多くのボランティア団体の参加を得て、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

3 ボランティアコーディネーターの養成

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、村は、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

- (1) 村は、県、村社会福祉協議会、日本赤十字社等と協力し、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。
- (2) 災害時、ボランティアコーディネーターは自主防災組織とボランティアとの間を調整する役割も求められることが予想されるため、村は、自主防災組織育成の中で、地域のリーダーがコーディネーターの役割も担えるよう養成する。

第34節 風水害及び震災対策に関する調査及び観測

一般に災害の発生を予測することは難しいが、風水害は地震災害に比べれば、データの集積により災害発生の予測、被害規模の予測がある程度まで可能である。このため村は、国、県等と連携し、風水害に関するデータの集積及び情報の収集整理等を行う。

一方、地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

1 風水害に関するデータの集積

- (1) 村は、国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、村域のデータの累積に努める。
- (2) テレメーターによる雨量観測の実施について検討するとともに、データの分析、活用方法等について研究する。
- (3) 観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。
- (4) 過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

2 地震に関する情報の収集

村は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの蓄積に努める。

3 防災アセスメント（災害の危険性の把握）

村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を本計画の中に活かすよう努める。

また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

4 地震被害想定調査

村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した地震被害想定調査の結果を本計画の中に活かすよう努める。

また、その地震被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等や災害の未然防止活動など、災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

1 警報等の住民に対する伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

- (1) 村は、各機関から受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、テレビ・ラジオ放送等により常に最新の気象状況把握に努める。
- (2) 住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

2 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生又は拡大するおそれがある以下のような異常な現象を発見した住民は、村又は警察官に、速やかにその情報を通報する。

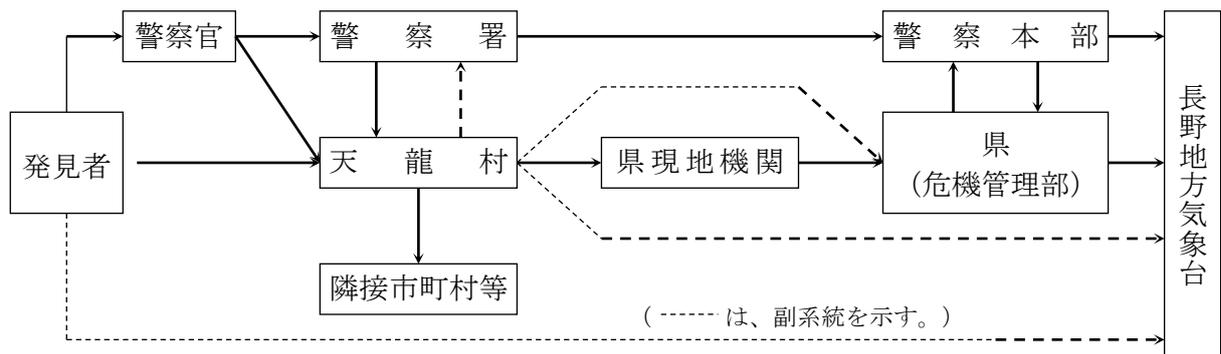
ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨等の気象現象

イ 水象関係

河川の水位の異常な上昇

- (2) 通報を受けた村又は警察官は、次の通報システムにより、それぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。



3 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、村が定める災害避難情報等の判断基準に準じて避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所等の要配慮者関連施設に対しては迅速かつ適切な

避難誘導に努める。

(1) 村は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水地域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。

特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(2) 村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

(3) 住民に対する避難準備情報、避難指示、避難勧告の伝達に当たっては、防災行政無線、CATV、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア（インターネットなどで情報交換を行うメディア）、ワンセグ放送（携帯電話などでも受信できる地上デジタル放送）等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

(4) 情報の伝達、誘導避難の実施に当たっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

(5) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。

(6) 避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

4 災害の未然防止対策

村は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

水防計画に基づき、河川等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用排水施設等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに、住民に対して周知する。

(3) 道 路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

別紙 1

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。

【気象庁における特別警報の発表基準】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 (参考 雨に関する天龍村の 50 年に一度の値) 48 時間降水量：417mm 3 時間降水量：129mm 土壌雨量指数：272 土壌雨量指数の警報基準：175 (平成 25 年 7 月時点の値)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯田)) 50 年に一度の積雪深：41cm 既往最深積雪深：81cm

〔注〕 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

(平成 24 年 11 月 27 日現在)
 (発表官署 長野地方気象台)

天龍村	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	下伊那地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 70 mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	175
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 70 mm
			流域雨量指数基準	天龍川流域=74、遠山川流域=33
			複合基準	—

	暴風	平均風速	17m/ s
	暴風雪	平均風速	17m/ s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20 cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 40 mm
		土壌雨量指数基準	140
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 40 mm
		流域雨量指数基準	天龍川流域=59、遠山川流域=26
		複合基準	—
	強風	平均風速	13m/ s
	風雪	平均風速	13m/ s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20 mm 以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55%*	
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が 50 cm以上あって、降雪の深さ 20 cm以上で風速 10m/ s 以上、又は積雪が 70 cm以上あって、降雪の深さ 30 cm以上 2 全層なだれ：積雪が 70 cm以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、又は日降水量が 15 mm以上	
	低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		

	着氷	著しい着氷が予想される場合
	着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100 mm

※ 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

〈参考〉

土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

2 水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題	発表基準
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるとき長野地方気象台長が長野県知事に行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が 55%以下で、最小湿度が 20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が 60%以下、最小湿度が 40%以下で、最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき。 3 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある。）。

(2) 火災警報

消防法に基づき、村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、一般に火の使用を制限し警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項 2 または 3 の発表基準に準ずる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
土 砂 災 害 警 戒 情 報	2 時間先までの予測雨量から求めた 60 分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、地域を名指しして発表する気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合。 具体的には、1 時間雨量 100 mm 以上の場合。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト（積乱雲などから爆発的に吹き降ろす気流と、

これが地表に衝突して吹き出す破壊的な気流) 等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報、 関東甲信地方 気象情報、長野 県気象情報	気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

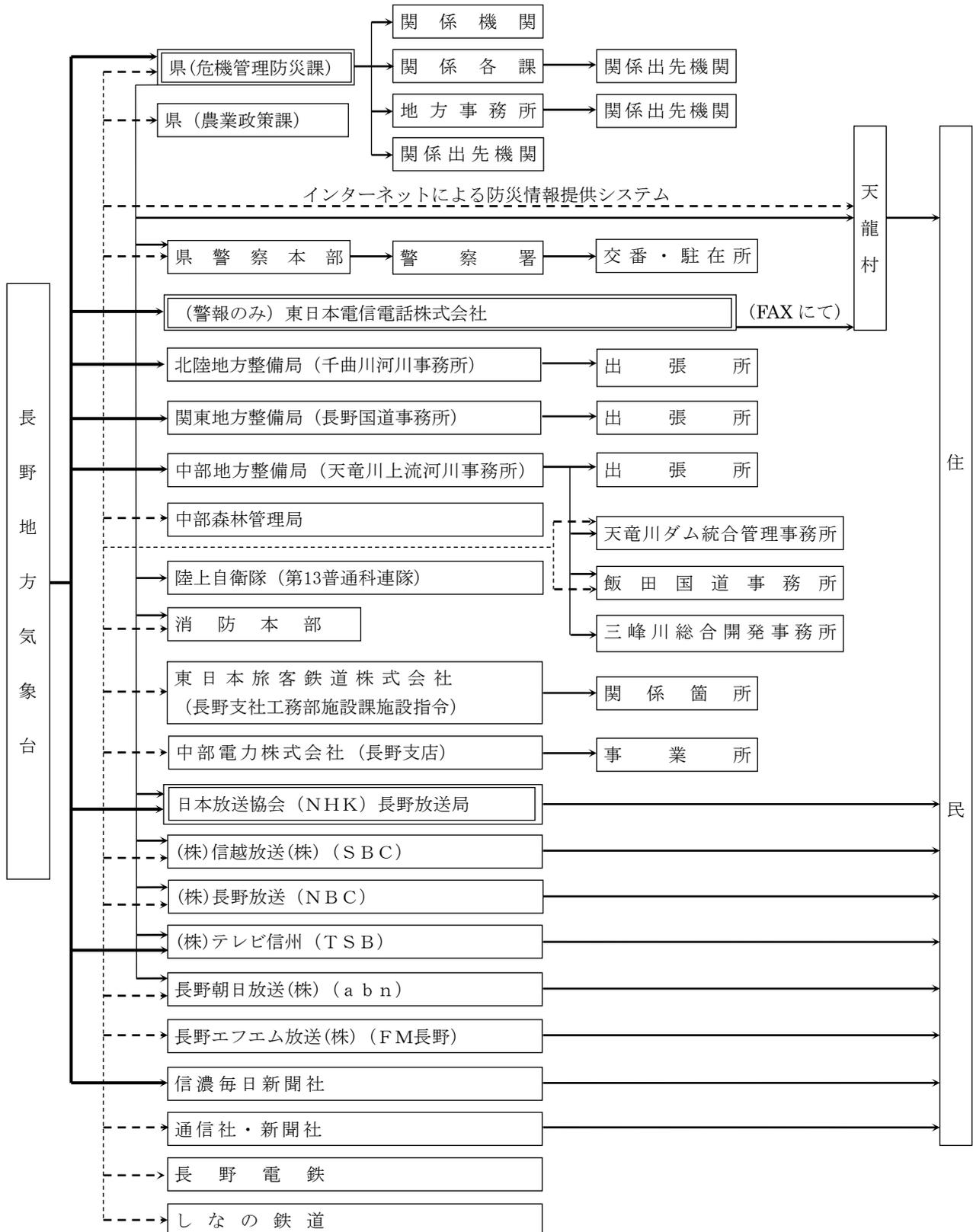
なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。

警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	市町村ごと
水防警報	飯田建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	市町村ごと
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報	天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所	知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、関東甲信地方、長野県

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図



注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は、防災情報提供装置による。また、警報発表時には東日本電信電話会社又は西日本電信電話会社に対し、オンラインにより伝達する。

注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は県防災行政無線ファックスによる。

注3 その他の伝達は、ファックス、音声、映像その他の方法による。

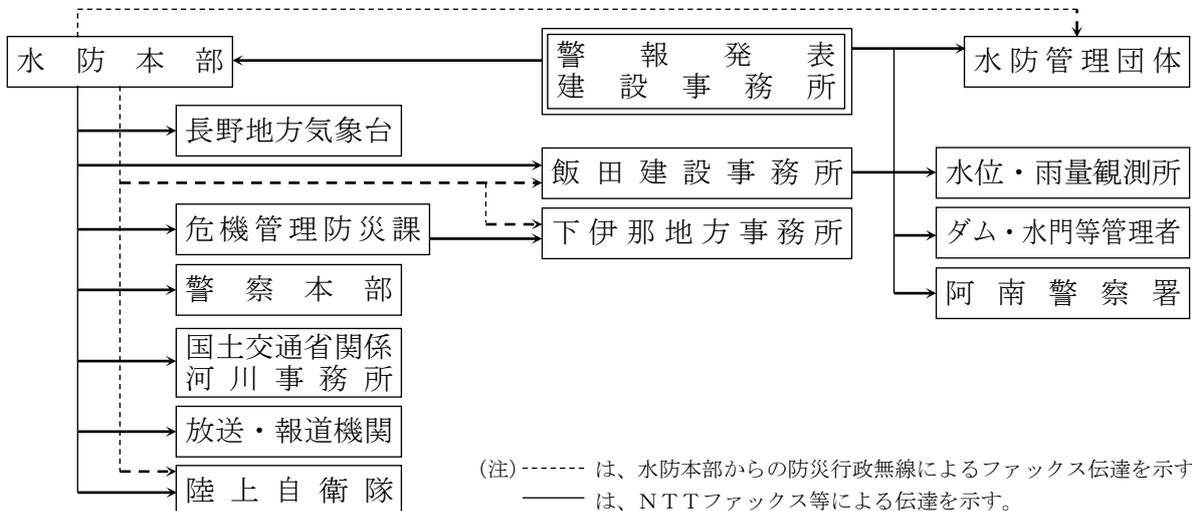
注4 は、法令により、長野地方気象台から警報事項を受領する機関

(2) 警報・注意報の対象地域の区分

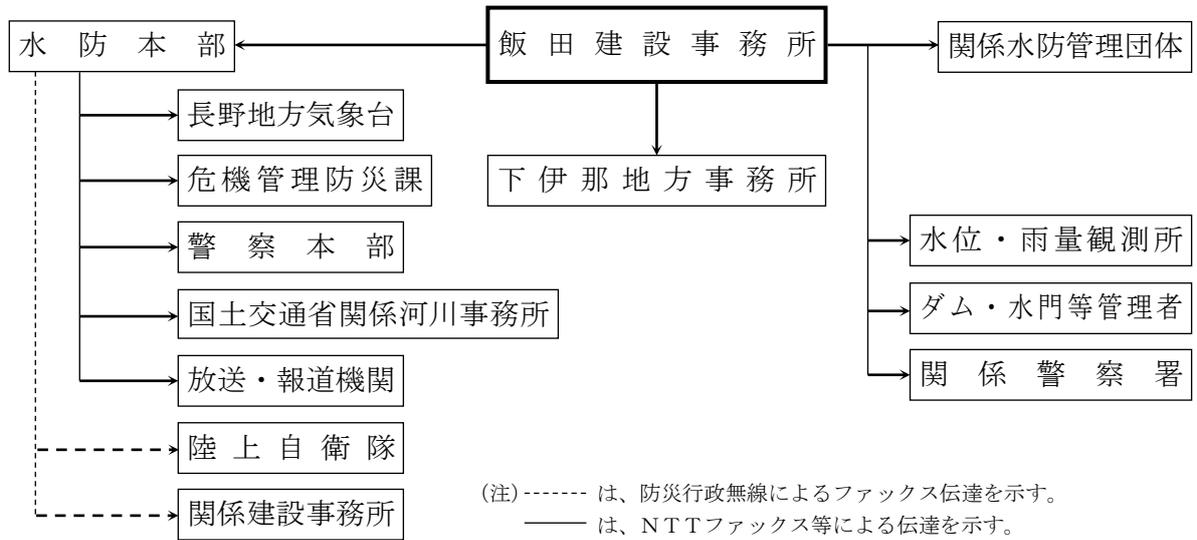
細分区域名		対 象 地 域
北 部	中野飯山地域	中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大北地域	大町市及び北安曇郡
中 部	上田地域	上田市、東御市及び小県郡
	佐久地域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松本地域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曾地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）、
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木曾地域	塩尻市（奈良井、木曾平沢及び贄川に限る。）及び木曾郡
	下伊那地域	飯田市及び下伊那郡

2 水防警報等

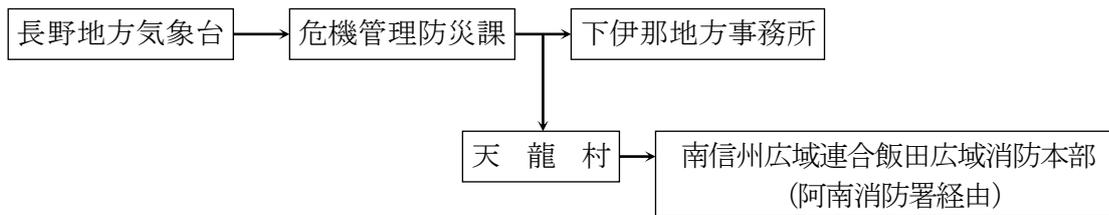
(1) 水防警報（知事が行うもの）



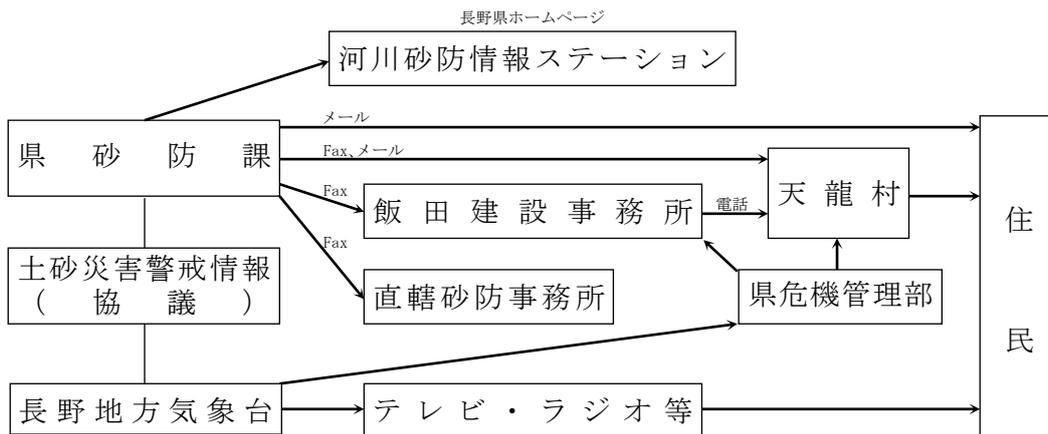
(2) 水位情報の通知（知事が行うもの）



3 火災気象通報



4 土砂災害警戒情報



第2節 災害情報の収集・連絡活動

災害が発生した場合、村は各防災関係機関及び地区住民と連携し直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、地区担当職員による各地区の状況確認に併せ、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

村は、被害が甚大である等、村単独では被害調査の実施が困難なときは、次表に掲げる県現地機関等に協力を求める。

また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国籍住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	村（総務課）	下伊那地方事務所
人的及び住家の被害	村（総務課）	下伊那地方事務所
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	村（総務課）	下伊那地方事務所
社会福祉施設被害	施設経営者	下伊那地方事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	村（振興課）	下伊那地方事務所 下伊那農業改良普及センター 飯田家畜保健衛生所 飯田食肉衛生検査所

		みなみ信州農協 飯伊森林組合
農地・農業用施設被害	村（振興課）	下伊那地方事務所
林業関係被害	村（振興課） 下伊那地方事務所 南信森林管理署	飯伊森林組合
公共土木施設被害	村（建設課） 飯田建設事務所 下伊那南部建設事 務所 地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	村（建設課） 飯田建設事務所 下伊那南部建設事 務所	
都市施設被害（公共下水道等）	村（建設課）	飯田建設事務所
水道施設被害	村（建設課）	下伊那地方事務所
廃棄物処理施設被害	村（住民課）	下伊那地方事務所
感染症関係被害	村（住民課）	飯田保健福祉事務所
医療施設関係被害（国保診療施設を除く。）	施設管理者	飯田保健福祉事務所
商工関係被害	村（振興課）	下伊那地方事務所 天龍村商工会
観光施設被害	村（振興課）	下伊那地方事務所
教育関係被害	村（教育委員会）	南信教育事務所
村有財産被害	村（総務課）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ ガス等関係機関	下伊那地方事務所
警察調査被害	阿南警察署	村（総務課）
火災即報	飯田広域消防本部	
危険物等の事故による被害	村（総務課）	消防団、飯田広域消防本部
水害等情報	水防関係機関	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 損 壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
罹 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料 11 のとおりとする。

(2) 連絡系統

村が収集した被害状況等の連絡系統は、本節末「別記 災害情報連絡系統図」にしたがって行うこととする。これらのうち、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において下伊那地方事務所等の機関に報告する。

(3) 被害報告等

村の実施事項は、次のとおりである。

ア あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、定められた様式及び連絡系統により県現地機関等に報告する。

イ 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は下伊那地方事務所長に応援を求める。

ウ 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

この場合の対象となる災害は、次のとおりとする。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常のルートに戻るものとする。

(4) 気象庁・長野地方気象台が発表・伝達する地震情報

ア 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

(7) 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。

(4) 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表されるもの。

イ 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ・テレビを通じて発表する。

ウ 地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次、次のような情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	○震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	○震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	○次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の市町村名を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域・市町村で、震度を入手していない場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	○震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	○国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発現時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表

その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

5 通信手段の確保

村及び各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

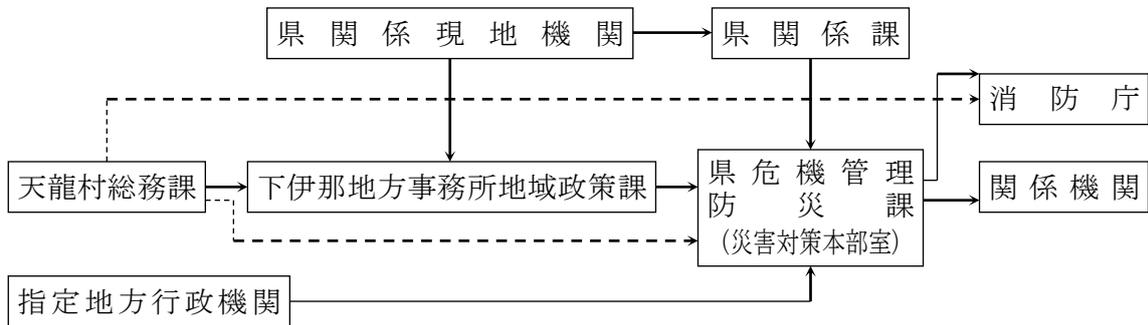
村が保有又は協定を締結している無線通信施設等は下表のとおりである。

主な無線通信施設等一覧

種 別	設置場所・連絡番号及び周波数等
<input type="checkbox"/> 県防災行政無線（衛星系） 472-〇〇	<input type="checkbox"/> 総務課 8-137 <input type="checkbox"/> 住民課 8-125 <input type="checkbox"/> 建設課 8-235 <input type="checkbox"/> 振興課 8-222 <input type="checkbox"/> 教育委員会 8-500 <input type="checkbox"/> 出納室 8-135 <input type="checkbox"/> 総務課・宿直 79 <input type="checkbox"/> F A X 76
<input type="checkbox"/> 村防災行政無線	<input type="checkbox"/> 基地局 <input type="checkbox"/> （移動系）車載型 13台 <input type="checkbox"/> 携帯型 2台 <input type="checkbox"/> （固定系）屋外子局 23台 <input type="checkbox"/> 戸別受信機 各世帯
<input type="checkbox"/> 消防無線 県内波 （152.81 MHz）	<input type="checkbox"/> 基地局 2台 <input type="checkbox"/> 車載型 10台 <input type="checkbox"/> 携帯型 15台
<input type="checkbox"/> 防災相互通信用無線	<input type="checkbox"/> 466.775MHz
<input type="checkbox"/> 衛星携帯電話	<input type="checkbox"/> 役場 090-7405-8117 <input type="checkbox"/> 南支所 080-8760-4739

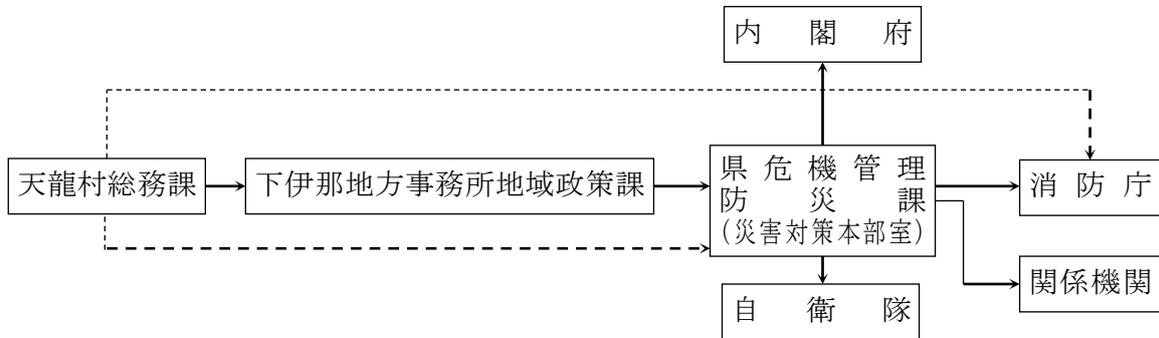
別記 災害情報連絡系統図

(1) 概況速報（様式第1号）



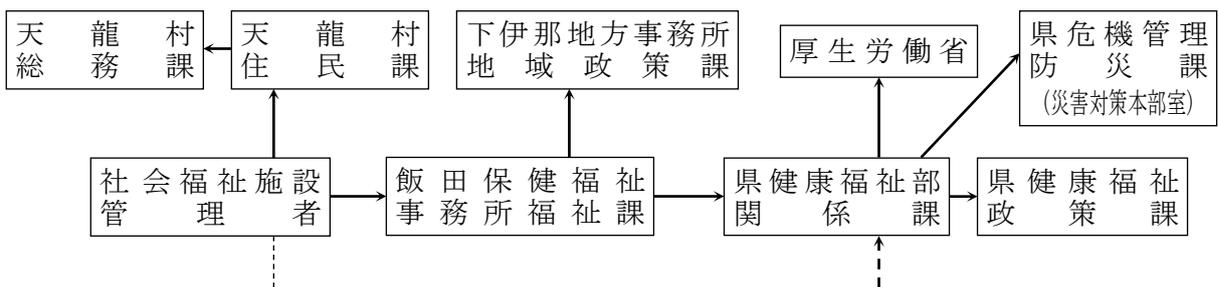
(2) 人的及び住家の被害状況報告（様式第2号）

避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告（様式第2-1号）



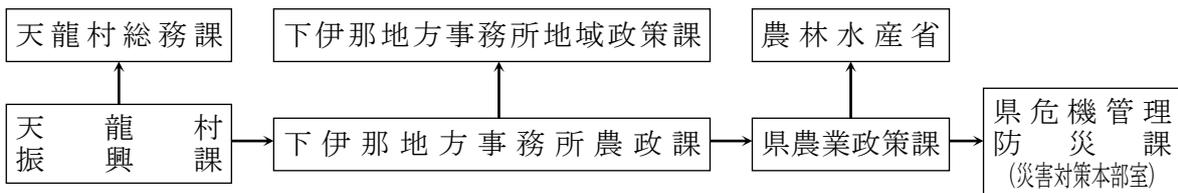
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国籍住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国籍住民のうち、旅行者など外国籍住民登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告（様式第3号）

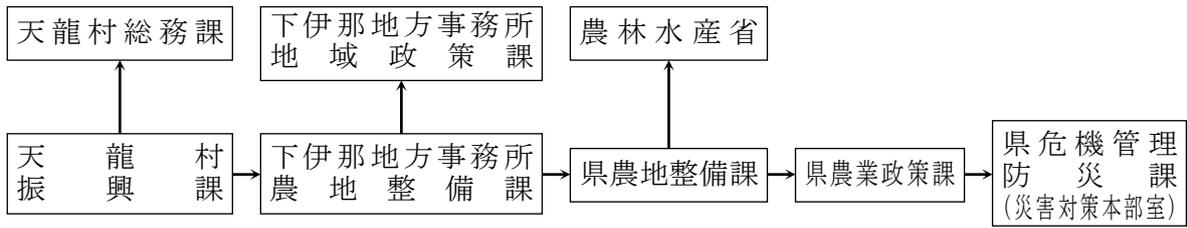


(4) 農業関係被害状況報告（様式第5号）

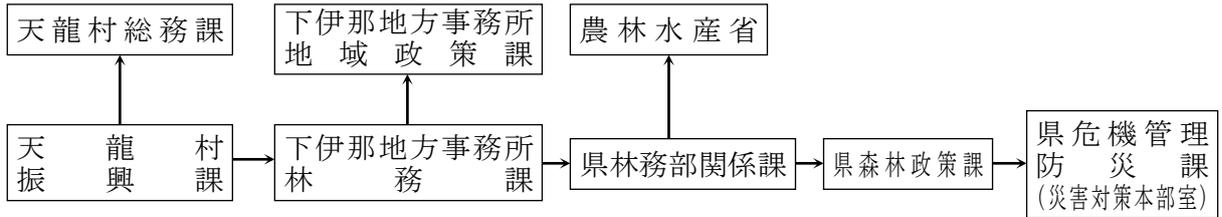
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

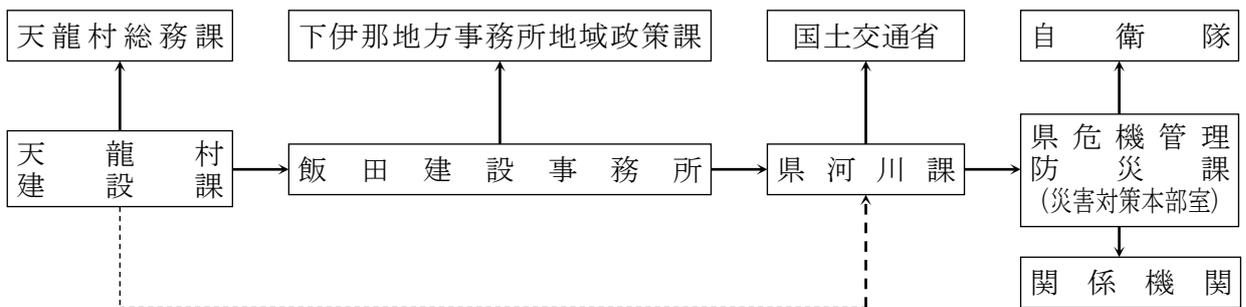


(5) 林業関係被害状況報告 (様式第6号)

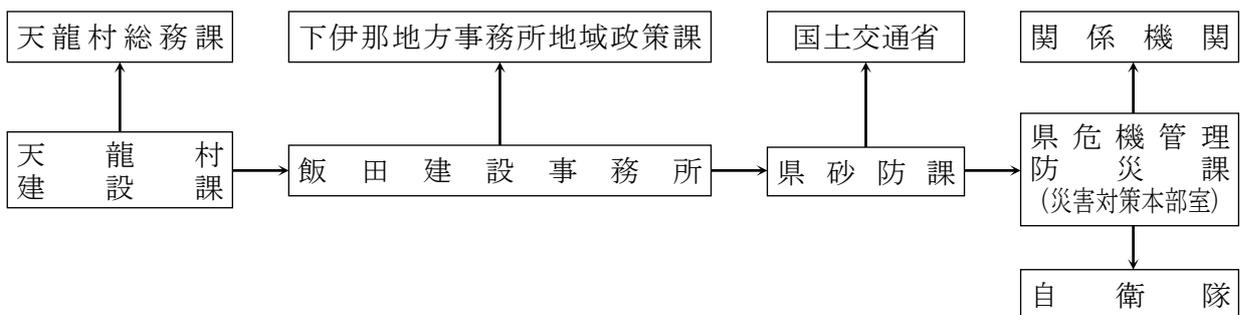


(6) 土木関係被害状況報告 (様式第7号)

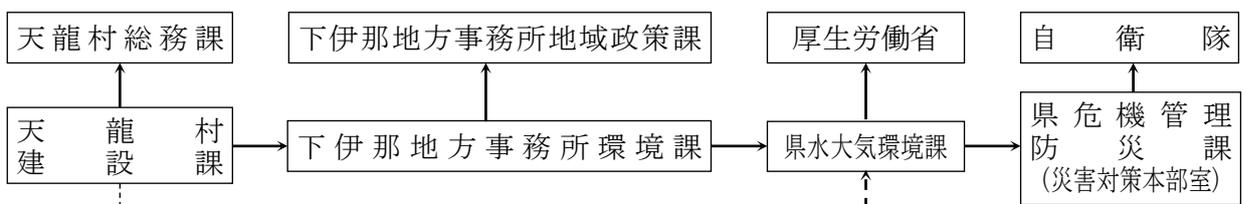
ア 公共土木施設被害状況報告等



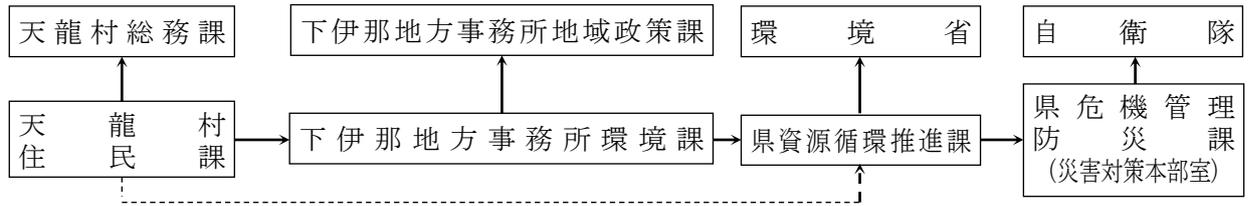
イ 土砂災害等による被害報告



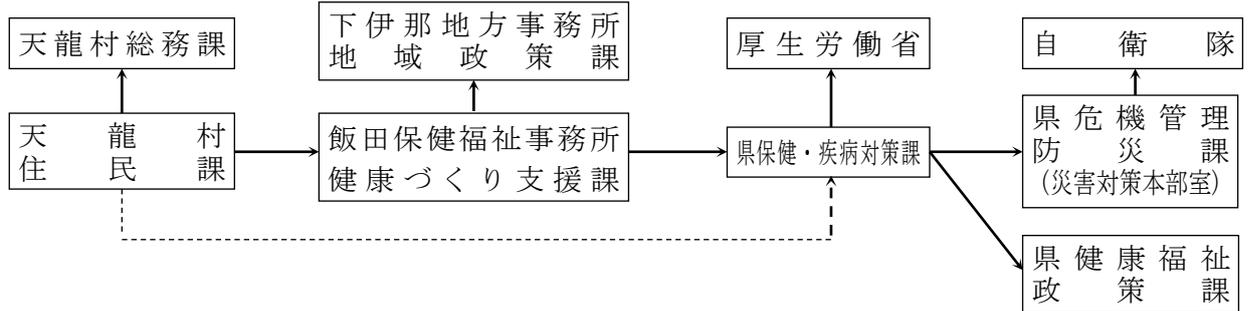
(7) 水道施設被害状況報告 (様式第9号)



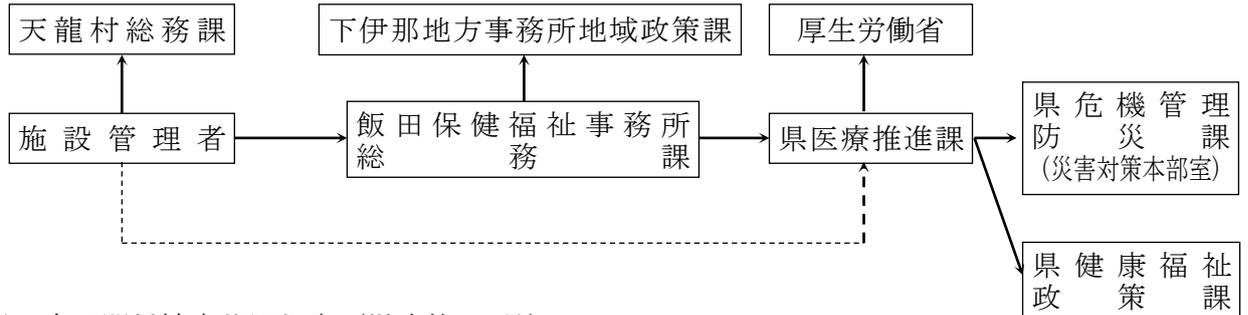
(8) 廃棄物処理施設被害状況報告（様式第10号）



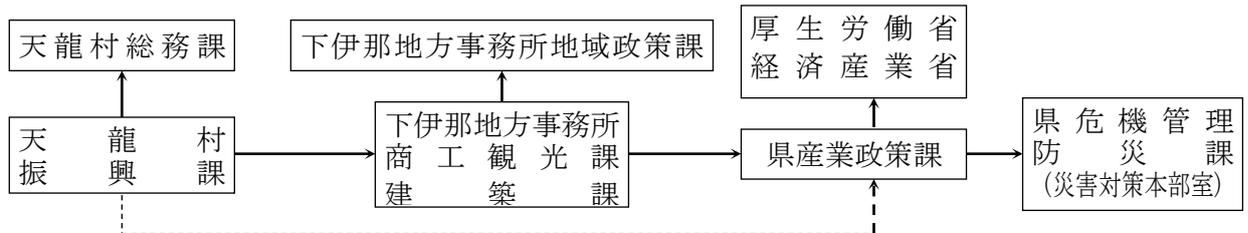
(9) 感染症関係報告（様式第11号）



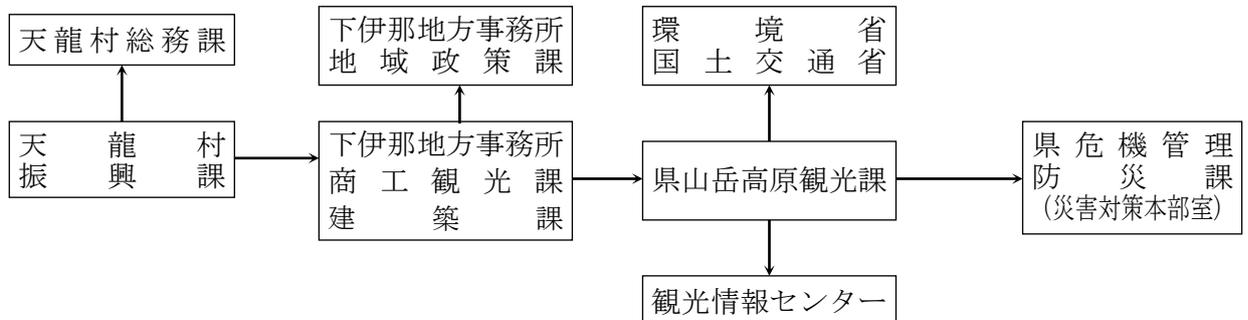
(10) 医療施設関係被害状況報告（様式第12号）



(11) 商工関係被害状況報告（様式第13号）

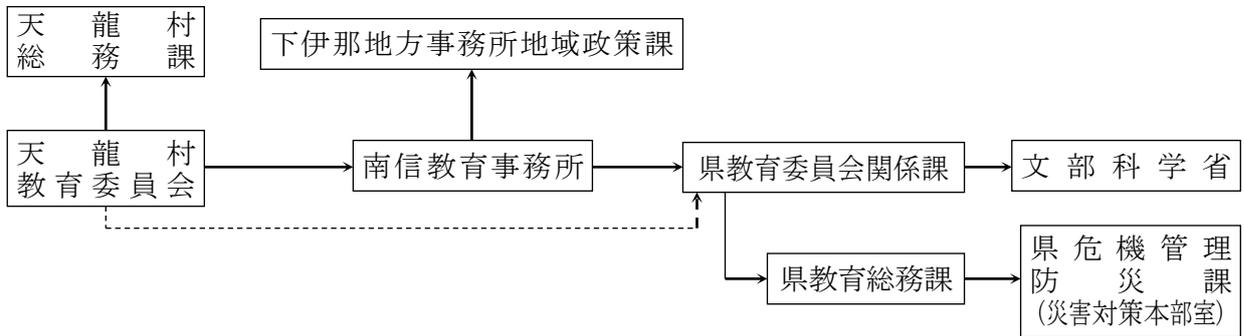


(12) 観光施設被害状況報告（様式第14号）

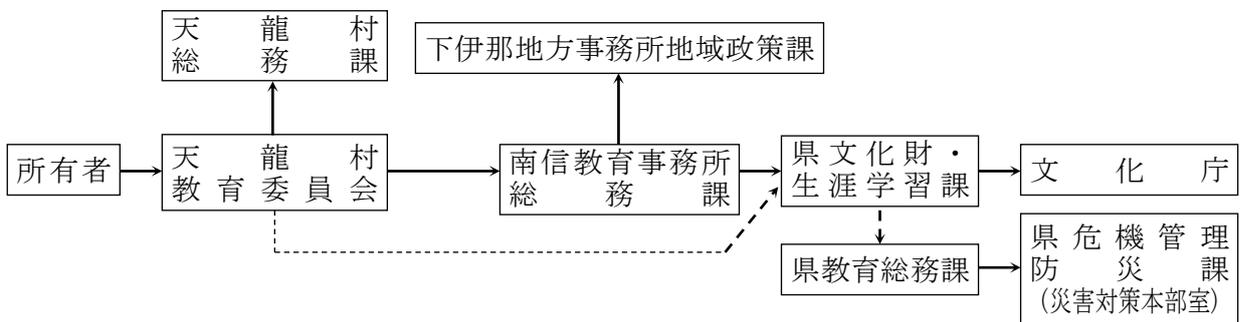


(13) 教育関係被害状況報告（様式第 15 号）

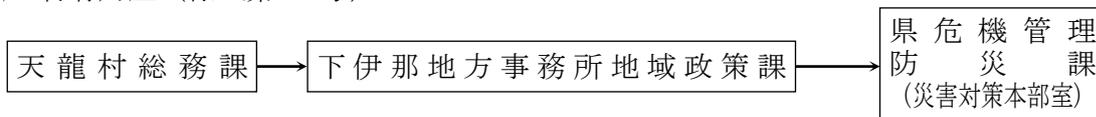
ア 村施設



イ 文化財

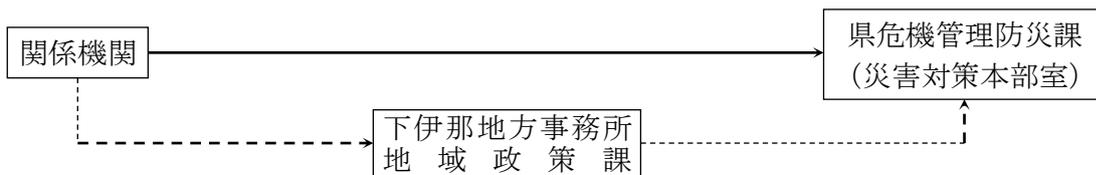


(14) 村有財産（様式第 17 号）



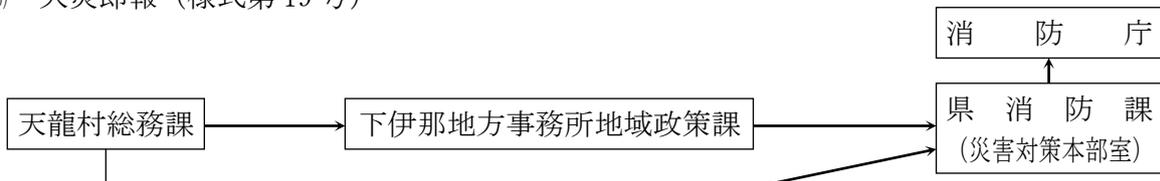
（注）：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(15) 公益事業関係被害

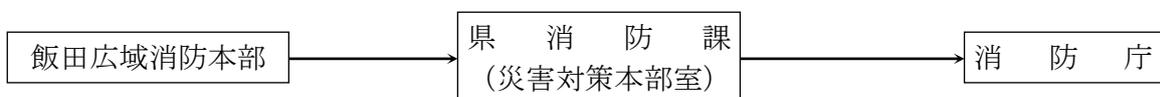


（注）：破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業機関からの報告の場合

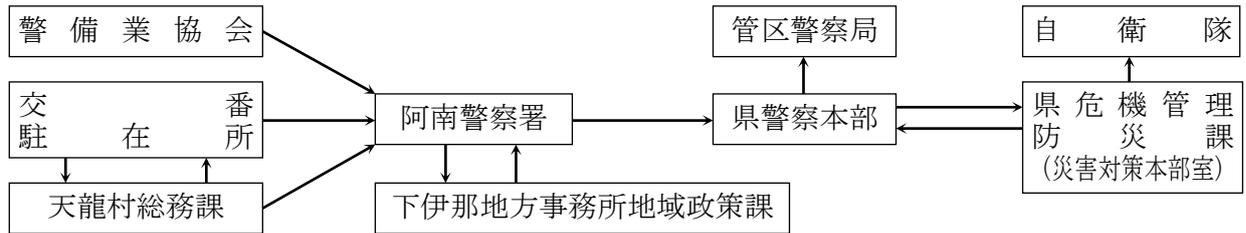
(16) 火災即報（様式第 19 号）



(17) 火災等即報（危険物に係る事故）（様式第 19 号の 2）

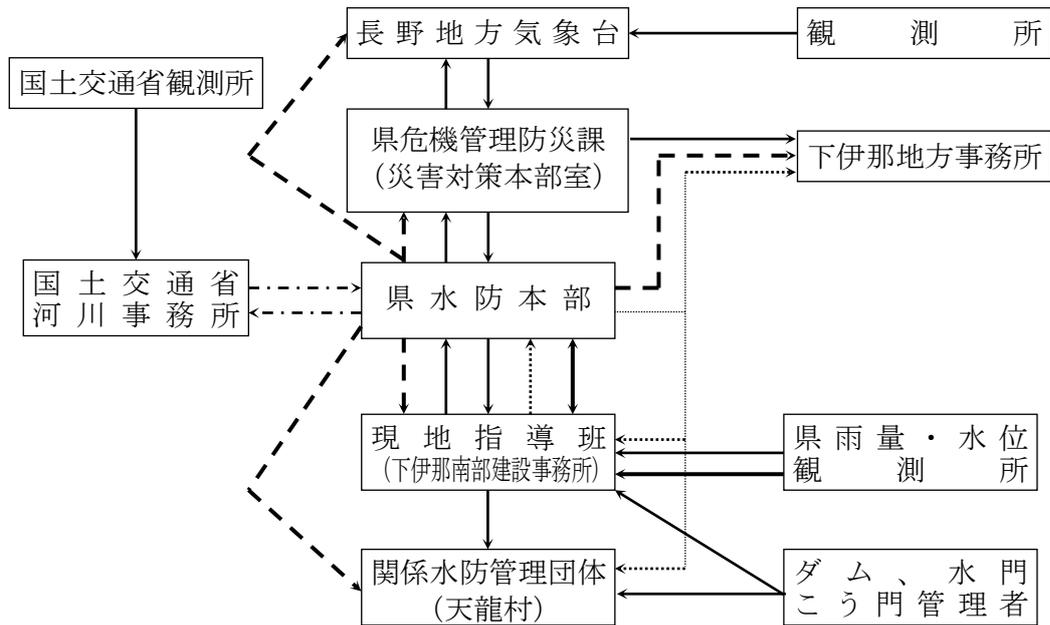


(18) 警察調査被害状況報告



(19) 水防情報

雨量・水位の通報



- はNTTファックス等による伝達を示す。
- はファックスによる伝達を示す。
- ▶ は長野県水防情報システムを示す。
- は統一河川情報システムを示す。
- - - - は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第3節 非常参集職員の活動

村は、村内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得て、その組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策活動を実施する。

1 職員の配備体制

(1) 配備体制・配備基準

災害応急対策活動が速やかに実施されるよう、次の区分に基づき、活動体制を確立する。ただし、東海地震に関する配備体制については、第5章参照のこと。

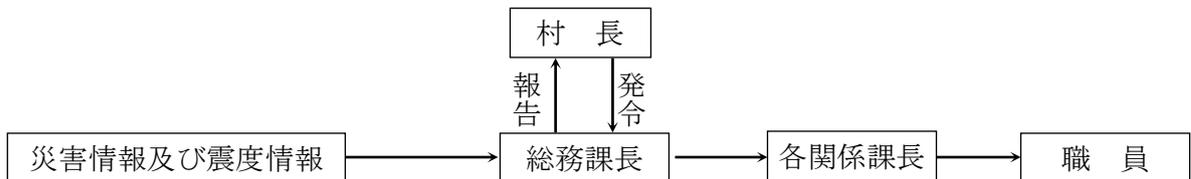
種 別	発 令 基 準	配 備 要 員	活 動 内 容
事前配備	(1) 台風、大雨等で災害発生のおそれがある場合で総務課長が必要と判断したとき。	○宿日直者の増員 各課ローテーションによる。	(1) 気象情報及び地震情報の収集・伝達 (2) 職員配備の連絡
第1配備 緊急警戒体制 災害警戒本部設置 《集合場所》 役 場	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 以下の場合で総務課長が必要と認めたとき。 ① 小規模な災害が発生したとき。 ② 災害が発生するおそれがあるとき。 ③ 各警報が発表されたとき。 (3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (4) その他、村長が必要と認めたとき。	○3班体制で警報ごと交代する。 ○参集できない場合は、同じ課内で交代等し人員数は確保する。	(1) 気象情報及び地震情報の収集・伝達 (2) 災害警戒本部の設置 (3) 被害状況の把握 (4) その他必要な応急対策の実施 (5) 情報連絡体制の確立
第2配備 災害緊急体制 災害対策本部設置 《集合場所》 役 場 ^(※)	(1) 震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大規模災害が発生したとき。 (3) 大規模災害が発生するおそれのあるとき。 (4) その他、村長が必要と認めるとき。	全 職 員	(1) 各事務分掌に基づく応急活動 (2) 災害対策本部の設置

(※) 1 南支所管内居住職員が役場へ参集できない場合は状況に応じ南支所へ参集。道路状況で参集できない場合は自宅待機。

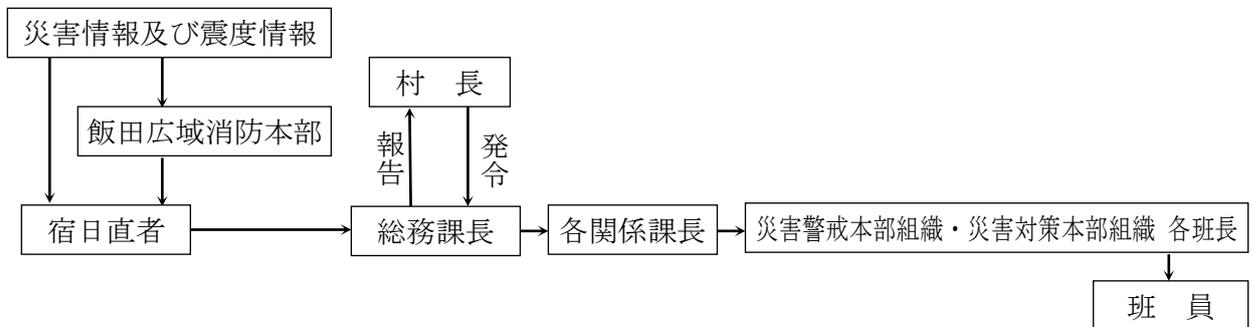
※地震が発生したときの人の体感や屋内外の状況等を例示した震度階級関連解説表については、資料10-1を参照のこと。

(2) 配備指示の伝達系統

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(3) 自主登庁

災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

(4) 交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は、最寄りの出先機関又は避難所に参集し、上司にその旨を報告して指示を受ける。

(5) 参集時の留意事項

ア 参集途上において火災の発生及び人身事故等に遭遇した場合の措置方法

住民に協力を求め、消火、救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員・消防団員がいるときは、その活動を引き継ぎ、庁舎へ直行する。

イ 服装及び携行品

服装及び携行品については、次のとおり留意する。

服装	・ 応急活動ができる服装（作業服等）、運動靴又は長靴、帽子又はヘルメット、手袋
携行品	・ 筆記具 ・ 携帯ライト ・ 携帯ラジオ ・ タオル ・ 飲料水、食料 ・ 応急医薬品等 ・ マスク ・ 風呂敷類

2 天龍村災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

原則として第1配備体制が発令されたときは、情報の収集、伝達、警戒、必要な応急活動を行うために災害警戒本部を設置する。

この他に、以下に示すア～オの局面が発生し、関係課長から総務課長に設置の要請があった場合には、災害警戒本部を設置するか、同様の組織を編成し、情報収集等に当たるものとする。なお、総務課長が不在または連絡が取れない場合は、①建設課長、②振興課長、③住民課長、④出納室長の順で連絡し、連絡が取れた課長職に判断を仰ぐ。

ア ①連続降雨量が200mmに達しなお降り続く恐れのあるとき、②連続降雨量が100mmに達しかつ時雨量が30mmを超えたとき、③村役場周辺の積雪量が12時間で10cmに達しなお降雪が続く恐れのあるとき。また、早木戸川（川島、月畑橋付近）における水位が1.5mを超えた際には状況を確認し、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

イ 近隣市町村で災害が発生し、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料9-1）に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。

ウ 三遠南信地域で災害が発生し、「三遠南信災害時相互応援協定」（資料9-4）に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。

エ その他の広域応援要請を受けたとき。

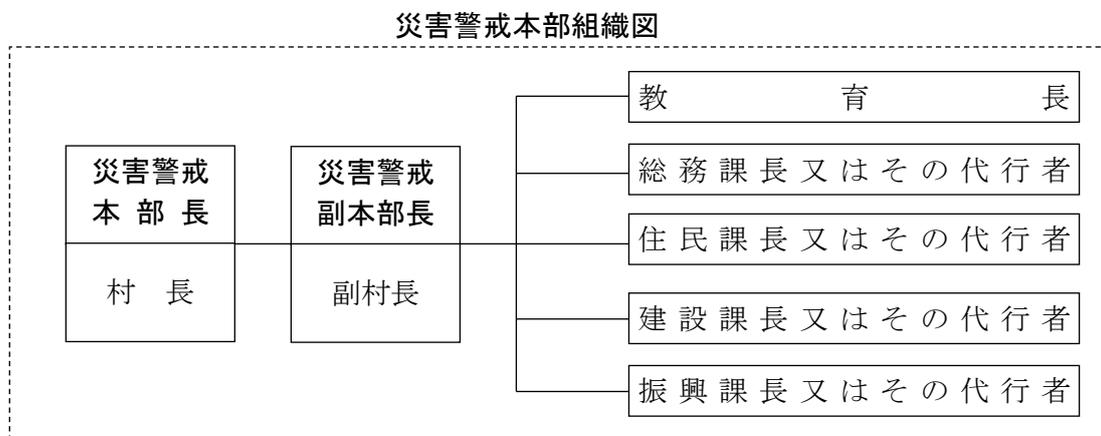
オ 国内で激甚災害が発生し、交通網、物流等が寸断され住民の生活への影響が予測されるとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、村役場総務課内に置く。

(3) 災害警戒本部の組織及び運営

ア 「災害警戒本部は、本部長を村長とし、以下のとおり組織する。本部長不在の場合は副村長、教育長の順で任務を代行し、3者がいずれも不在のときは(1)災害警戒本部の設置基準によるものとする。



イ 配備要員は3班体制で臨み、警報ごと交代する。ただし、参集できない場合は、同じ課内で交代等し人員数は確保する。

(4) 災害警戒本部の廃止

総務課長は、被害情報収集、必要な応急活動の結果災害の拡大が認められないと判断したとき、災害警戒本部を解散するものとする。

3 天龍村災害対策本部の設置

村に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、村長は天龍村災害対策本部条例（資料 8-2）に基づき、天龍村災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 設置基準

ア 村域に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき

イ 天龍村に震度 5 弱以上の地震が発生したとき（第 2 配備指令発令時）

ウ 災害応急対策を実施するため、特に本部の設置を必要とするとき

(2) 本部設置決定権者

ア 本部設置の決定は、村長が行うものとする。

イ 村長不在のときは、副村長、教育長の順で代行する。

ウ 三者がいずれも不在のときは、上席職員で決定するものとする。

(3) 設置場所

ア 本部は、原則として村役場会議室に設置する。ただし、庁舎が被災し機能を確保することができないときには、本部長の指示により代替地に設ける。

イ 本部が設置されたときは、役場正面玄関に天龍村災害対策本部の標識を掲げ、あわせて本部員室の設置場所を明示するものとする。

(4) 本部廃止基準

村長は、下記に掲げる項目から災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部を解散する。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき

イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき

ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき

エ 被害数値がおおむね確定したとき

オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

(5) 本部設置及び廃止の通知

ア 本部を設置又は廃止した場合には、総務課長が直ちにその旨を以下の表により通報・通知する。

イ 本部は、必要に応じて関係機関に対し、本部設置の通知とあわせて、本部連絡員（関係機関連絡員）の派遣を要請する。

本部の設置及び廃止の通知方法

通 知 先	通 知 の 方 法
庁 内 各 課	職員一斉配信メール 庁内放送 電話等
県 知 事	県防災無線 電話等
阿南警察署長	県防災無線 電話等
阿南消防署長	消防無線 電話等
その他防災関係機関	電話等
住 民	防災行政無線 広報車 CATV等
報 道 機 関	電話又は文書等
隣接市町村長	県防災無線 電話等

4 本部の組織及び運営

(1) 天龍村災害対策本部の組織

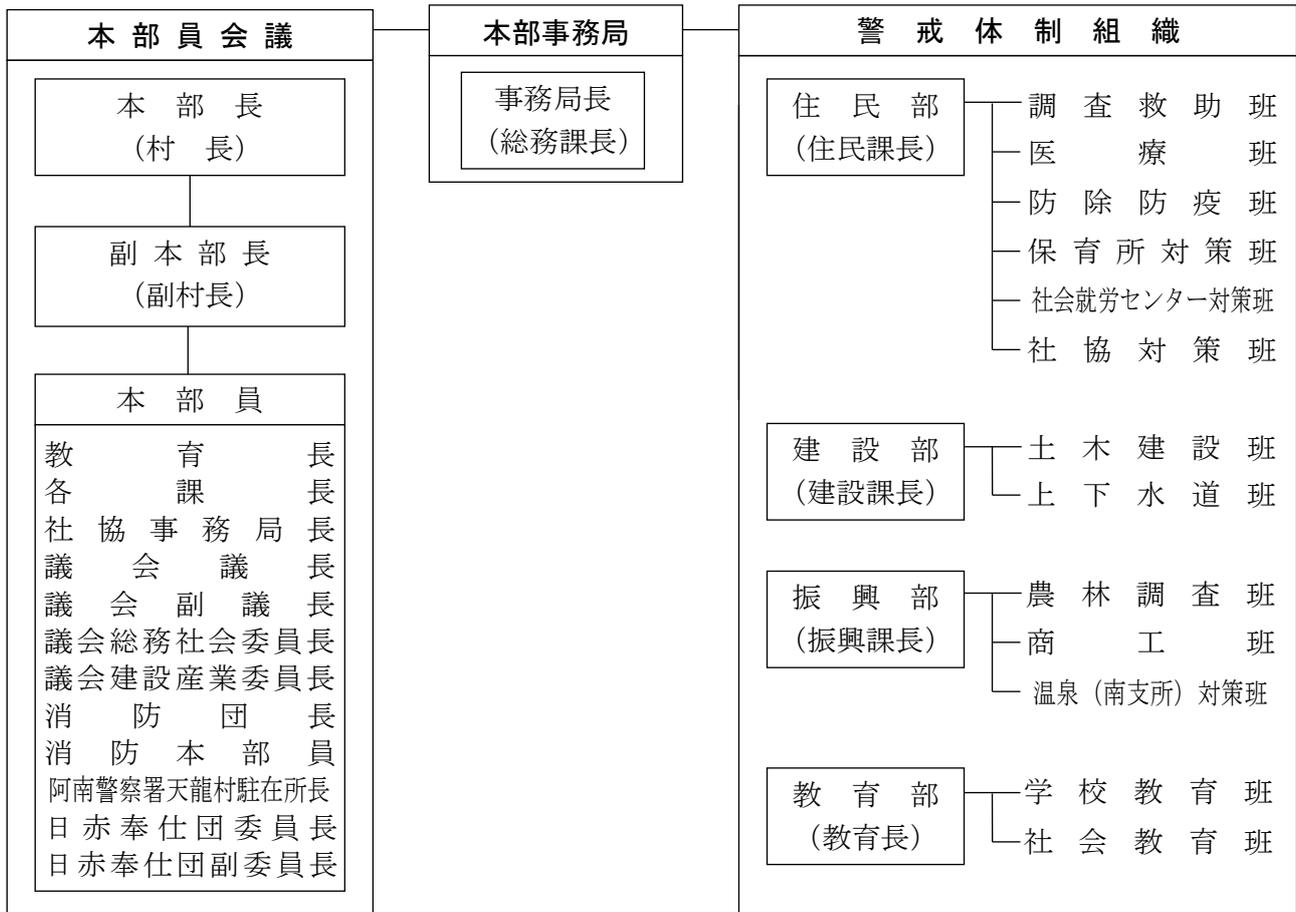
本部の組織は、天龍村災害対策設置条例の定めるところによるが、特に大規模地震時には、災害の局面及び災害応急活動の進捗にあわせ、機動的に対応する必要があることから、「一般災害体制」と「緊急活動体制」の二つに区分する。

(2) 一般災害体制

大規模地震等、全村的災害を除くものに対応するため、本来の行政組織を主体にし、機能別に編成する体制である。

なお、風水害等が全村的に拡大し、住民の生命、安全にかかわる活動を強力に行う必要があると本部長が認めたときは、緊急活動体制に移行することができる。

図1 災害対策本部一般災害体制組織図



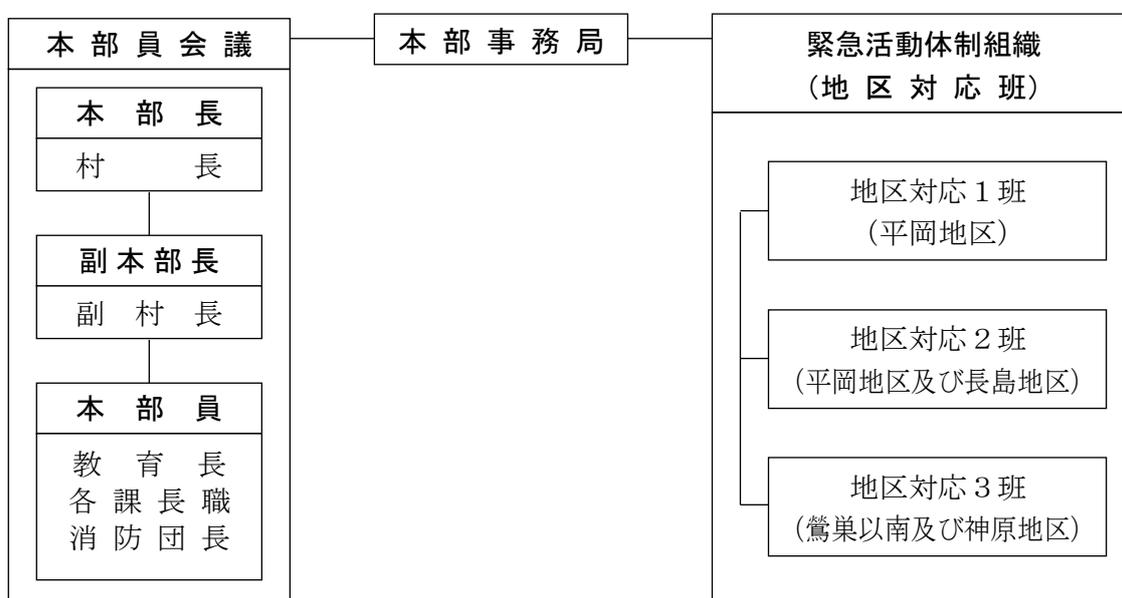
警戒体制組織	平常業務時の組織	
本部事務局	総務課	出納室
調査救助班	住民課	住民福祉係
医療班	住民課	国保環境衛生係、健康支援係
防除防疫班	住民課	国保環境衛生係
保育所対策班	住民課	保育所、住民福祉係
社会就労センター対策班	住民課	社会就労センター、住民福祉係
社協対策班	社協事務局	養護天龍荘、特養天龍荘
土木建設班	建設課	建設係、国土調査係
上下水道班	建設課	上下水道係
農林調査班	振興課	農林係

商工班	振興課 商工観光係
温泉（南支所）対策班	おきよめの湯、南支所、（振興課商工観光係）
社会教育班	教育委員会
学校教育班	教育委員会

(3) 緊急活動体制

地震等全村的な大規模な災害に対しては、災害活動の緊急性を考慮した緊急活動体制を敷くとともに、災害発生直後から居住地区を基本に応急活動を行う地区対応班を組織し、住民と連携して住民の生命と安全確保に重点をおいた活動を展開することとする。

図2 災害対策本部緊急活動体制組織図



ア 設置基準

震度5弱以上の地震が発生したとき、避難、人命救助、火災処理、給水等、住民の生命、安全にかかわる重点活動を実施するために発足する体制とする。

イ 体制の移行について

発災直後の重点活動が終了若しくは、軌道にのった時点で本部長の指示により、段階的に一般災害体制に移行する。

ウ 地区対応班について

(ア) 本部長は、災害発生時の初動活動体制を強化するため、発災直後の地区対応に当たる職員を派遣する。

(イ) 地区対応班となる職員は、あらかじめ村長から指名された者とする。

(ウ) 地区対応班は、本部の指示があるまで、班長の指示に従い、各地区内において消防団及び自主防災組織と連携して住民の救護及び避難対応に当たるものとする。

- a 災害情報の収集、受理及び住民への伝達に関する活動
 - b 被害情報の収集及び本部への報告に関する活動
 - c 負傷者の救出・救護に関する活動
 - d 消火・水防活動等、被害拡大の防御に関する活動
 - e 避難誘導等、住民の安全確保に関する活動
 - f 避難所の早期開設及び管理運営に関する活動
- (エ) 地区対応班員の任務は、以下によりわかるものとする。
- a 地区対応班の活動体制が確立して災害活動が軌道に乗り、本部が一般体制に移行した場合
 - b 本部長から一般体制の活動に戻るよう指示があった場合
 - c その他本部長が必要と認めた場合

エ 組織の編成

この体制で設置される各課の班編制については、職員が揃わないことも予想されるので、地区対応班の任務を最大限果たしうるよう要員の弾力的運用を図るものとする。

(4) 職務・権限

ア 本部長

村長を本部長とする。

本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副村長を副本部長とする。

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 本部員

本部員は、教育長及び各課長職以上に当たる者をもって充てる。

本部員は、所属の各班を指揮監督する。

エ 部及び班

本部に部及び班を置く。部及び班の名称及び事務分掌は、別表（後掲）のとおりとする。

オ 職員の服装

本部長、副本部長、本部員、班員は、災害応急活動に従事するときは、原則的にそれぞれ所定の腕章を着用するものとする。

(5) 本部員会議

本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置する。

ア 会議の運営

(7) 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。

(4) 本部員会議は、本部員以上の権限を持つ2名の参集をもって会議を開催することができる。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおり

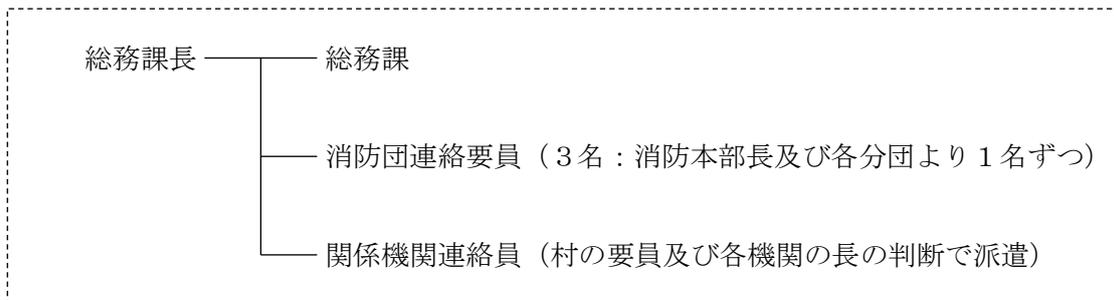
とする。

- (7) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること
- (イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- (ロ) 避難の勧告又は指示に関すること
- (エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること
- (オ) 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
- (カ) 災害対策経費の処理に関すること
- (キ) 災害救助法の適用に関すること
- (ク) その他災害対策の需要事項に関すること

(6) 本部事務局

本部長は、本部の設置と同時に本部運営及び応急対策活動を円滑に行うため、本部事務局を総務課内に設置する。

ア 本部事務局の組織



イ 総務課の任務

- (7) 本部事務局の統括
- (イ) 本部員会議の庶務
- (ロ) 情報収集・伝達
 - a 電話、駆け込み、県防災無線、防災無線、アマチュア無線からの情報受信、受理
 - b 入手情報の集約、区分、整理、掲示・地図への記入
 - c 同報無線、CATV、車両等による住民への広報
 - d 県への速報等の報告
 - e マスコミ、関係機関への情報提供、発信

ウ 消防団連絡要員の任務

- (7) 消防無線による情報収集と総務課への報告

エ 関係機関連絡員の任務

本部からの要請又は各機関の長の判断により、本部連絡員を派遣する。派遣の際は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡に当たる。

(7) 現地災害対策本部

土石流、地すべり、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」）を設置することができる。

ア 組織及び運営

(7) 現地本部長

- a 現地本部長は、本部長が指名した者をもってこれに当たる。
- b 現地本部長は、現地本部員を指揮監督する。

(4) 現地本部員

現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部員が当たる。

イ 所掌事務

(7) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整

(4) 本部に被災実態の把握と応急対策の実施状況の報告

(7) その他、本部長の特命事務

(8) 地区連絡所の設置

本部長は、地震等全村的な大規模な災害に対して、地区対応班を設置したときは、情報の収集及び災害応急活動を円滑に実施するため、防災活動拠点として地区連絡所を設置することができる。

ア 設置基準

(7) 緊急活動体制が発令されたときは、地区連絡所を開設する。

(4) 警戒本部からの指令があった場合は指令のあった地区連絡所を設置する。

イ 地区対応班の担当区域と設置場所は、以下のように定めておく。

(7) 1班 地区連絡所 天龍保育所

担当区域 為栗、折立、清水、西原、東原、余野、中央、北、本町
消防団 第1分団

(4) 2班 地区連絡所 天龍村役場

担当区域 岡本、長野町、長野、南上、南中、南下、栄町、松島、
長沼、長島宇連
消防団 第1分団

(7) 3班 地区連絡所 役場南支所（鶯巣以南については天龍村役場）

担当区域 鶯巣、十久保、下山、中井侍、途中上平、福島、倉の平、
坂部、中組、戸口、大久那、合戸、鶯巣宇連、向方、
峠山、大河内、梨畑、見遠
消防団 第2分団

(9) 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、本部が設置されたときは、本部の運営上必要な次の措置を速やかに講ずるものとする。

ア 本部開設に必要な資機材等の準備

(7) 防災行政無線等、通信手段の確保

(4) 災害対策図板（各種被害想定図含む。）の設置

(7) 被害状況図板・黒板等の設置

- (エ) 住宅地図等その他地図類の確保
- (オ) 災害対応用臨時電話、ファックスの確保
- (カ) パソコン、コピー機等OA機器の確保
- (キ) 携帯ラジオ・テレビの確保
- (ク) 土木建築業者名簿その他名簿類の確保
- (ケ) 災害処理票その他の書式類の確保
- (コ) ハンドマイク・懐中電灯・その他の必要資機材の確保
- (ク) 非常用発電設備の確保

別表 天龍村災害対策本部組織及び事務分掌

(○は部長)

部	班	分 掌 事 務
本部事務局 ○総務課長		1 応援職員の受入れ、配置 2 役場庁舎の安全確保 3 庁舎機器（パソコン、電話、電気等）の使用可否確認、確保 4 防災行政無線の管理・運営 5 人的、住居等の被災状況及び電気・通信・ガス・交通機関（鉄道、バス）等状況確認 6 住民に対する広報、広聴活動 7 住民に対する避難勧告、指示の伝達 8 関係機関（国、県、飯田広域消防、阿南警察署、自衛隊、他市町村等）との連絡調整 9 災害対策車両の確保 10 報道機関への対応 11 仮設電話の設置、管理 12 村有財産の安全措置 13 罹災証明書等の発行準備 14 災害対策の支払い、必要物品の出納 15 災害対策経費の集約 16 土地建物等の使用・収用等の損失補償 17 災害対策予算の編成
住民部 ○住民課長	調査救助班	1 部の庶務及び部内の調整 2 食料品、生活必需品の確保、供給（商工班と連携） 3 避難所の開設、運営 4 救援物資の受理 5 社会就労センターの入所者、保育所園児の安否確認、安全確保

		6 ボランティアの受入れ、支援等 7 国、県等との連絡調整
	医療班	1 救護所の開設・運営 2 医師会及び天龍村診療所、新野診療所、阿南病院等医療機関との連絡調整 3 住民への保健指導、健康相談 4 保険・医療情報の提供
	防除防疫班	1 廃棄物（し尿、ごみ）の収集、整理の準備 2 仮設トイレの設置、管理の準備 3 防疫対策 4 保健所等関係機関との連絡調整
	保育所対策班	1 園児の安全確保 2 所管施設の安全確認及び安全確保 3 所管の防災応急対策 4 避難所の開設・運営 5 食料品、生活必需品の供給 6 避難勧告・指示の伝達、避難時の誘導
	社会就労センター対策班	1 施設作業員の安全確保 2 所管施設の安全確保 3 所管の防災応急対策
	社協対策班	1 施設入所者の安全確保 2 所管施設の安全確保 3 所管の防災応急対策
建設部 ○建設課長	土木建設班	1 部の庶務及び部内の調整 2 国、県等関係機関との連絡調整 3 資材・機器の調達 4 河川、道路、がけ地等災害危険区域の警戒及び安全措置 5 道路障害物の排除、道路交通の確保 6 公営住宅の安全措置 7 所管施設の安全措置
	上下水道班	1 部の庶務及び部内の調整 2 上水道施設の安全措置 3 下水道施設の安全措置 4 飲料水に関する住民への広報
振興部 ○振興課長	農林調査班	1 部の庶務及び部内の調整 2 農務所管の防災応急対策

		<ul style="list-style-type: none"> 3 農家、林家、国、県、農協・森林組合等関係団体との連絡調整 4 林務関係の防災応急対策
	商工班	<ul style="list-style-type: none"> 1 食料品、生活必需品の調達、供給（調査救助班と連絡と連携） 2 商工業、観光施設（龍泉閣・和知野川キャンプ場・大河内森林公園キャンプ場）、所管の防災応急対策実施促進及び確認 3 観光客、観光施設（龍泉閣・おきよめの湯・和知野川キャンプ場・大河内森林公園キャンプ場）利用客、各イベント参加者の動向把握 4 商工会、観光協会、J R等関係機関との連絡調整
	温泉（南支所）対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設利用者（客）の安全確保 2 施設の安全確保及び安全措置 3 おきよめの湯利用客、各イベント参加者の動向把握 4 所管の防災応急対策
教育部 ○教育長	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び部内の調整 2 部の防災応急対策 3 教育施設（小中学校・なんでも館・福島文化センター及びどんぐり向方学園）の安全措置 4 村民体育館、村民グラウンドの安全措置 5 教員住宅、文化財の安全措置 6 避難所の開設、運営の協力 7 県等との連絡調整
	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全確保 2 学校教職員及びその家族の状況把握 3 避難所の開設、運営の協力 4 食料品、生活必需品の供給 5 避難勧告・指示の伝達、避難時の誘導

第4節 広域相互応援活動

村は、災害発生時において、その規模及び被害状況等から村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て、迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、村が被災した場合は、災害発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。また、他市町村が被災し、村が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等に基づき、代表市町村との連携により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

1 村長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請）

(1) 他市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的であるなど必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料9-1）に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。

ア 応援を求める理由及び災害の状況

イ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

ウ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

エ その他必要な事項

参 考（長野県市町村災害時相互応援協定）

※ 要請を受けたブロックの代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は、被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

※ 震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

※ 被災した市町村は、先遣隊に対し、必要な情報を提供するものとする。

(2) 県に対する応援要請等

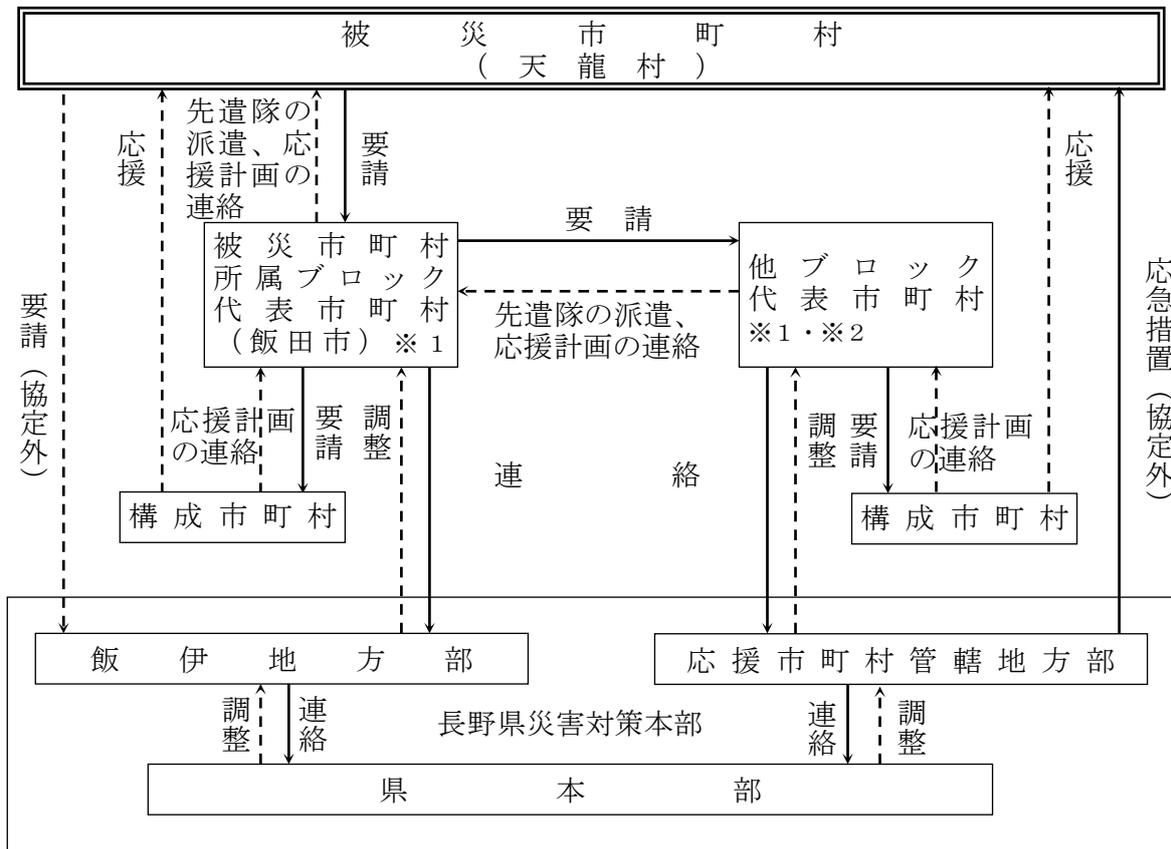
村長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



- ※1 第2順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。
- ※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。
- ※ 代表市町村及び構成市町村は資料9-1参照

2 消防に関する応援要請

(1) 県内市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であるなど必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定書」(資料9-3)に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(2) 他都道府県への応援要請

村長は、(1)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- ア 緊急消防援助隊
- イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」に基づくヘリコプターの応援
- ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 その他の相互応援協定等

村長は、第2章第5節「広域相互応援計画」に掲げた協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

4 県に対する応援要請等

村長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

5 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

6 受入れ体制の整備

村は、円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

7 経費の負担

- (1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

8 応援体制の整備

(1) 情報収集及び応援体制の整備

村（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(2) 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

(3) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

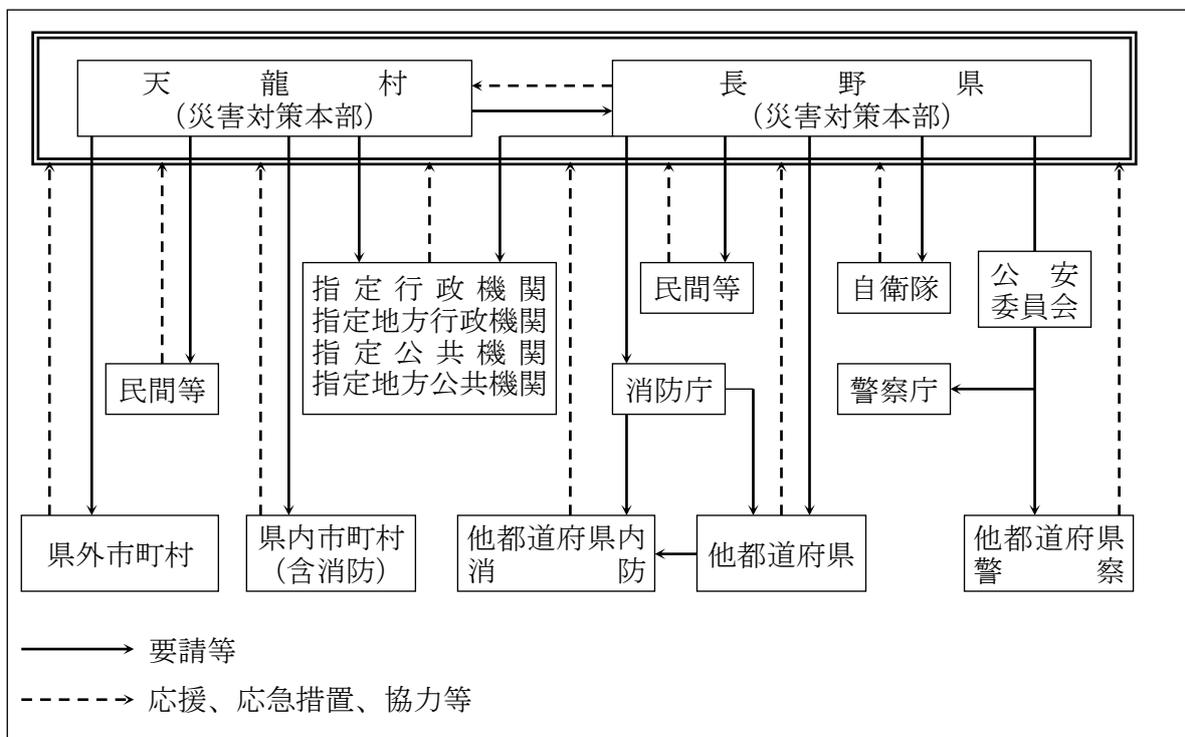
(4) 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

9 他の都道府県等への応援

村は、県及び他の市町村と連携して、他の都道府県等へ応援を行う場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図る。

広域相互応援体制



第5節 ヘリコプターの運用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、村は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

1 出動手続の実施

- (1) 村長は、災害応急活動上必要があると認めるときは、県危機管理部に対し、県消防防災ヘリコプターの出動要請をする。緊急を要する場合は、口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。
- (2) 要請をした場合は、下伊那地方事務所及び飯田広域消防本部に対し、その旨報告するとともに、協力を要請する。
- (3) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。
 - ア 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
 - イ 活動に必要な資機材等
 - ウ ヘリポート及び給油体制
 - エ 要請者、連絡責任者及び連絡方法
 - オ 資機材等の準備状況
 - カ 気象状況
 - キ ヘリコプターの誘導方法
 - ク 他のヘリコプターの活動状況
 - ケ その他必要な事項
- (4) 出動要請があった場合、県では、県消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。

種 類	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル 412EP	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ		6				

2 ヘリポートの開設

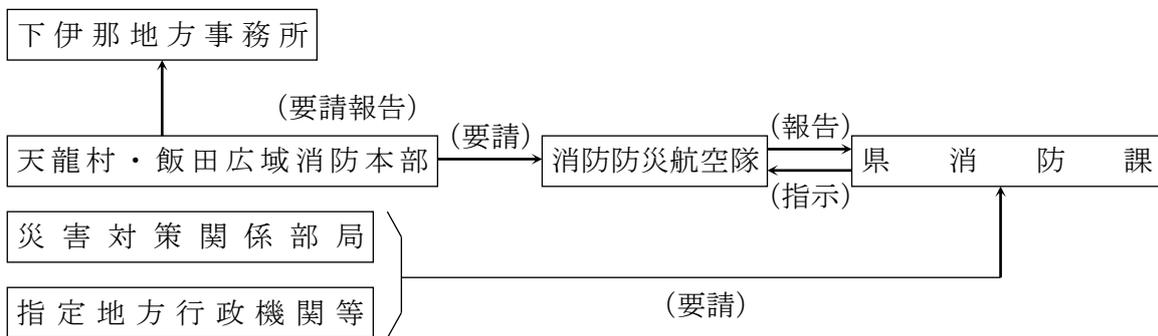
村内ヘリポート指定地（資料6-1・6-2参照）の中から、効果的な活動が可能な場所を選定する。選定に当たっては、できるだけ避難場所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置するなど、運航上の安全に配慮する。

3 ヘリコプター要請手続要領

各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは、次のとおりである。

(1) 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

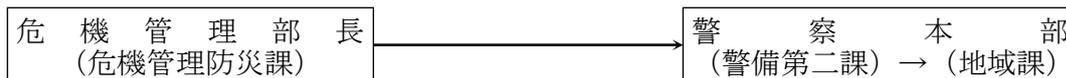


※ 連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHz

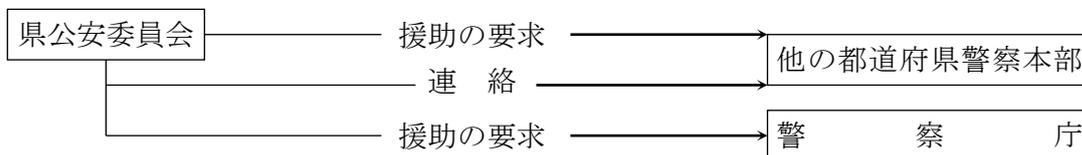
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

(2) 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

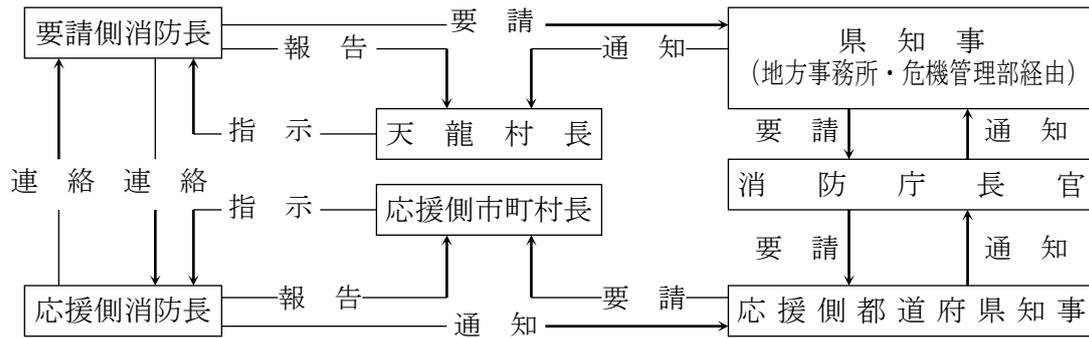


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



(3) 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



[参考]

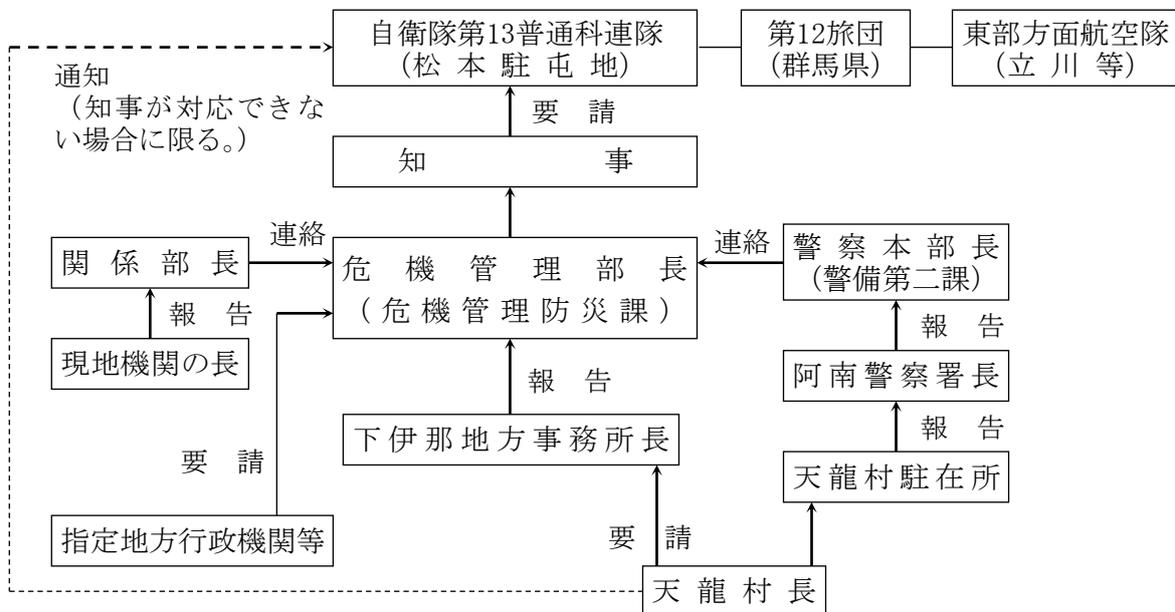
ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は次のとおり。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
-----	-------	-----	-----	-----

イ 第1出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は次のとおり。

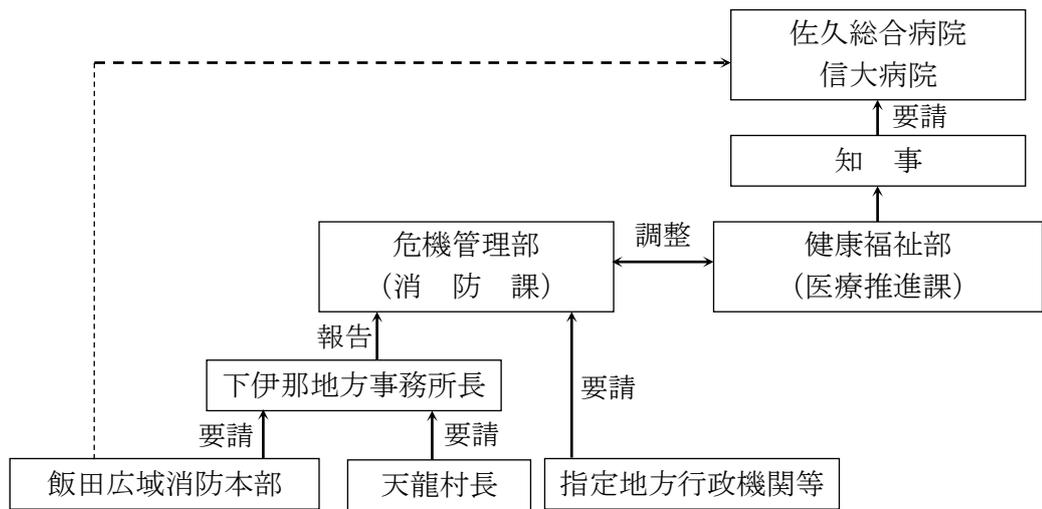
栃木県	茨城県	埼玉県	千葉市	横浜市	川崎市	富山県	石川県
福井県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市

(4) 自衛隊ヘリコプター



(5) ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、長野県厚生連佐久総合病院又は国立大学法人信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



-----> 平常時の手続き

————> 災害時の手続き

第6節 自衛隊の災害派遣

大規模災害が発生したときには、村及び県並びに関係機関だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、村は、人命又は財産の保護のため、災害対策基本法第68条の2により、県知事に対して、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請をするよう求め、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

1 派遣要請

(1) 派遣要請の要件

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

イ 緊急性

差し迫った必要があること。

ウ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 派遣要請の範囲

村長は、次の要請範囲内において、自衛隊の派遣を必要とする場合は、(3)により要請を求める。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の捜索、救助

死者、行方不明者、負傷者の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）

エ 水防活動

護岸等の決壊に対する土^ど囊^{のう}の作成、積込み及び運搬

オ 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）

キ 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は、村が準備）

ク 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

ケ 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

コ 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）による。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(3) 派遣要請手続・系統（後掲参照）

ア 村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって下伊那地方事務所長若しくは阿南警察署長を通じ知事に派遣を求める。

イ 村長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに下伊那地方事務所を通じ文書による要請処理をする。

ウ 村長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 13 普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(4) 派遣要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

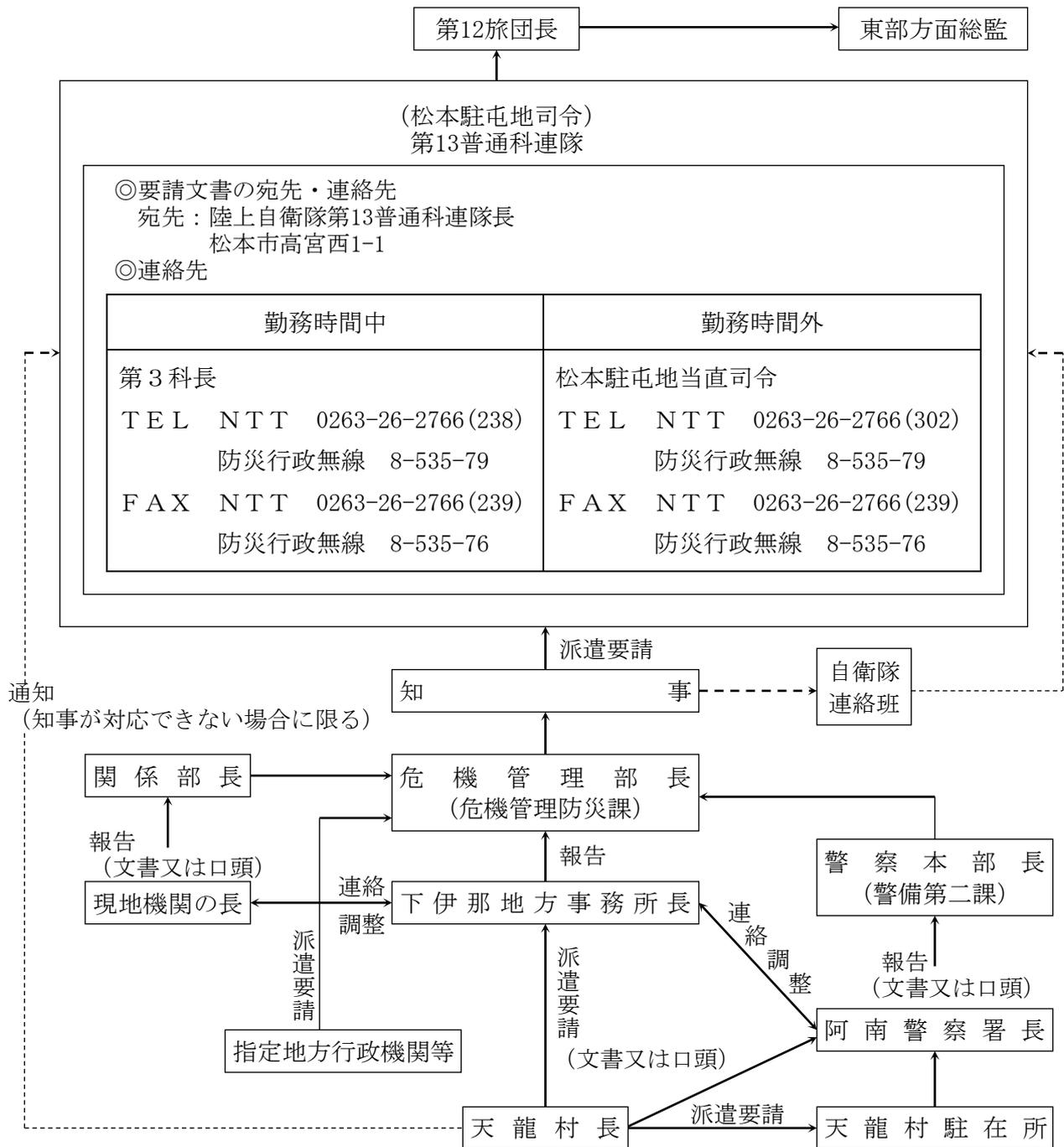
イ 派遣を希望する期間、人員

ウ 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項

オ ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本村の臨時ヘリポート（資料 6－1 参照）

派遣要請の手続系統（通知・連絡先）



2 派遣部隊の活動

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長

- (1) 村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。
- (3) 村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

3 派遣部隊の撤収要請

村長は、部隊の活動の必要がなくなると認めるときは、現地連絡調整者に報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

第7節 救助・救急・医療活動

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、村は、速やかな医療救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の確立等について、関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

1 救助・救急活動

(1) 活動体制

ア 被害状況の早期把握及び応援要請

村及び飯田広域消防本部は、警察署及び医療機関等と連携し、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の地方公共団体等への応援を要請する等、住民の安全確保を図る（応援要請については、本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」による。）。

イ 効率的出動・搬送体制の確保

飯田広域消防本部は、警察署及び道路管理者との連携並びに出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な活動を行う。

ウ 効率的救助活動体制の構築

飯田広域消防本部は、救助活動に当たり、警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に応じた迅速かつ効率的な救助を行う。

エ 的確な傷病者の搬送

(ア) 村及び飯田広域消防本部は、救急活動に当たり、警察署、医療救護班等との密接な連携により、医療機関、救護所に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に応じて有効に運用する。

(イ) ヘリコプターによる搬送・救助の必要のあるときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」に基づき要請する。

(2) 住民及び自主防災組織の救助・救急活動

要配慮者支援計画等に基づき、自発的に被災者の救助・救護活動を行うとともに、消防機関、医療救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網が寸断された場合、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療救護活動

災害のために医療機関の機能が停止し、又は著しく混乱し、被災地の住民が医療救護を受け

られなくなった場合、応急的に実施する医療活動は、次により行う。

(1) 対象者

- ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療救護を受けられなくなった者
- イ 助産を必要とする状態（災害日前後7日以内に分娩した者を含む。）にあるにもかかわらず、災害のため助産救護を受けられなくなった者

(2) 医療救護班の派遣要請

- ア 飯田医師会と締結した「災害時の医療救護についての協定書」により飯田医師会に出動を要請し、救急医療に対応する。
- イ 村自らの体制では対応が困難な場合は、日本赤十字社の医療救護班の派遣を県に要請する。
- ウ 医療救護班の業務内容は、おおむね次のとおりである。
 - (ア) 傷病者の程度の判定（トリアージ ※災害発生時などに多数の傷病者が発生した際、緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために、治療優先順位を決定すること）
 - (イ) 傷病者の搬送の要否、搬送順位及び搬送先の決定
 - (ウ) 傷病者に対する救急処置
 - (エ) 遺体の確認及び検案
 - (オ) 救護活動の記録
 - (カ) その他医療救護活動に関する必要な措置

村内医療機関

施設名	所在地	電話番号
天龍村診療所	天龍村平岡 924-1	32-2041

(3) 後方医療体制

- ア 近隣の医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を確立する。
また、災害の規模により必要がある場合には、隣接市町村、県に対し、傷病者の受入れについて要請する。
- イ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院への緊急輸送について県に要請する。

(4) 救護所の設置

村は、災害の状況により、必要に応じて公共施設又は被災地周辺の医療施設等に救護所を設置する。

救護所設置予定場所

施設名	所在地	電話番号
天龍小学校（保健室）	天龍村平岡 475-1	32-2022
なんでも館	天龍村平岡 1234-1	32-3206
天龍村社会就労センター	天龍村平岡 961-4	32-2223
老人福祉センター	天龍村平岡 876-2	32-2001
高齢者生活福祉センター森之郷	天龍村平岡 773-2	32-3548

(5) 医療品等の確保

村は、必要物資の常時備蓄を図る。なお、物資が不足する場合には、県及び他の市町村に対して調達・あっせんを要請する。

第8節 消防・水防活動

大規模災害発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

さらに、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

1 消防活動

(1) 消防組織

火災の拡大を防止する消防活動は、飯田広域消防本部、阿南消防署及び天龍村消防団が密接な協力体制のもとに実施する。

ア 天龍村消防団

消防団は、「天龍村消防団の設置に関する条例（昭和43年条例第13号）」に基づく非常備組織であり、消防組織法（昭和22年法律第226号）による「天龍村消防計画」に定めるところに従って活動しているが、災害対策本部が設置されたときはその体制下に入る。

消防団の出動区分（山林火災は別に定める）

分団別	整備台数			担当区
	ポンプ自動車	積載車（普）	積載車（軽）	
本部	—	—	—	村全域
第1分団	1台	1台	2台	為栗、折立、清水、西原、東原、余野、中央、北、本町、岡本、長野町、長野、南上、南中、南下、栄町、松島、長沼、長島宇連
第2分団	—	—	6台	鶯巣、十久保、下山、中井侍、途中上平、鶯巣宇連、福島、倉の平、坂部、中組、戸口、大久那、合戸、向方、峠山、大河内、梨畑、見遠
飯田広域消防本部（阿南消防署）				村内全域

イ 天龍村消防協力員

(7) 地域住民を火災や災害から守るため、天龍村消防団員と協力して防災に当たる消防協力員を設置する（「天龍村消防協力員設置要綱」（平成23年 天龍村告示第73号））。

(4) 消防協力員の任務は、火災や災害等有事における、天龍村消防団員の業務に準じ、消防団長等の指揮のもとに行動する。

(5) 消防協力員の活動の範囲は、天龍村内とする。

(2) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、飯田広域消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

(3) 情報収集

火災発生状況、人的被害状況、県警察・道路管理者と連携した道路状況等の災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行う。

(4) 応援要請等

ア 村長は、飯田広域消防本部と連携して、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料9-3）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。

イ 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 村長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

(5) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されることから、住民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

(6) 住民、事業所及び自主防災組織が実施する対策

ア 出火防止、初期消火活動等

災害発生時には、直ちにコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具の使用を中止し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動を行い、消防機関への通報・協力を努める。

なお、避難の際には、ブレーカーを遮断し、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に協力する。

特に、交通網が寸断された場合、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活

動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 水防本部の設置

- ア 村長は、村域において水害が発生し、又は発生が予想される場合は、水防本部を設置する。
- イ 水防本部の組織体制については、本章第3節「非常参集職員の活動」に定める災害対策本部体制に準ずる。なお、水防本部設置後に災害対策本部が設置された場合には、水防本部は廃止し、災害対策本部の体制により活動する。

水防組織の概要

水防管理団体	水 防 組 織		所 管 区 域
	名 称	人 員	
天 龍 村	消 防 団	(非常勤) 75 人	天龍村一円

(2) 水防活動

ア 雨量・水位の観測

村長は、気象状況により相当の降雨量があると認めたときは、雨量及び村域内の各河川等の増水状況について、村職員及び消防団員に調査させ、関係機関に通報する。

イ 巡視及び警戒

- (ア) 村長は、災害が発生し、又は発生が予想されるときは、村職員及び消防団員に水防区域の巡視及び警戒を指示する。
- (イ) 村職員及び消防団員は、異常を発見したときは、直ちに村長に報告する。

ウ 水防活動の実施

村長は、損壊箇所及び危険箇所に対して、できる限りはん濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

エ 水防資機材の確保

- (ア) 水防活動中、資機材に不足を生じた場合は、関係業者等から調達する。
- (イ) 自らの力では十分な資機材が調達できないときは、県に要請して、その所管する資機材を借用する。

(3) 避難及び救助

ア 避難の勧告（指示）

河川等の洪水、崖崩れ等により著しく危険が切迫したとき、村長は、本章第12節「避難収容及び情報提供活動」に基づき、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立退きの勧告（指示）を行う。

イ 避難誘導

避難の必要が生じた場合は、本章第12節「避難収容及び情報提供活動」に基づき、混乱

した避難住民を落ち着かせ、安全に避難させる。

(4) 応援要請

ア 建設業者等への応援要請

洪水、崖崩れ等に対処するために必要な場合は、建設業者等へ出動を要請する。

イ 水防管理団体相互の協力及び応援

(7) 水防上必要があるときは、水防法第 23 条の規定により他の水防管理者、市町村長等に
 応援を求める。

(4) 他の水防管理者から応援を求められたときは、自らの水防に支障がない限りこの求め
 に応じるものとし、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は、応援要請をした
 水防管理者の指揮下で活動するものとする。

ウ 警察官に対する出動要請

水防上必要があるときは、水防法第 22 条により警察署長に対し、警察官の出動を求め
 る。

エ ヘリコプターの運航要請

村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第 5 節「ヘリコプターの運用
 計画」により要請する。

オ 自衛隊の派遣要請

水防上必要があるときは、本章第 6 節「自衛隊の災害派遣」により要請する。

(5) 水防信号

水防信号は、水防法施行細則（昭和 26 年 5 月 17 日規則第 42 号）の規定に基づき、次により行
 う。

信号の種類	説 明
第 1 信号	警戒水位に達したことを知らせるもの
第 2 信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第 3 信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

信 号	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	○休止○休止○休止	5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止

第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○-休止-○-休止

- ・信号は、適宜の時間継続する。
- ・必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
- ・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(6) ダム、せき、水門等の管理者の措置

ダム、せき、水門等の管理者は、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規程等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の操作に当たっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

ア 洪水警戒時における措置

管理する施設への最大流入量等を予測し、予備放流等の必要な措置を行う。

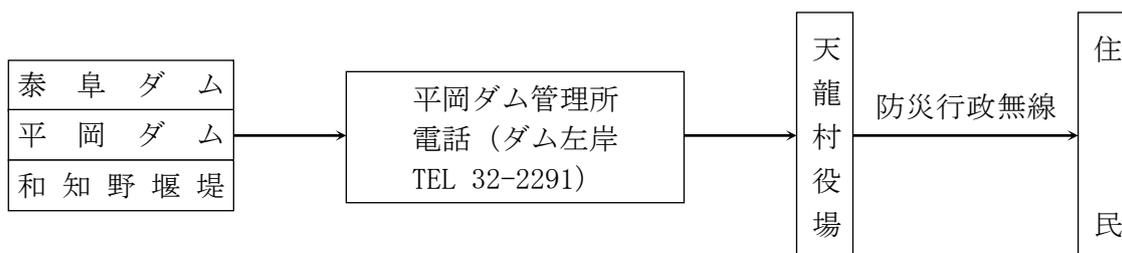
イ 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水を調節するなど、的確な操作を行う。

ウ 緊急時の措置

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

エ ダム等管理者の村長への連絡



第9節 要配慮者に対する応急活動

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

1 避難収容活動

村は、県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、CATV、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を的確に行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

村は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

エ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファックス、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

2 在宅者対策

村は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生児童委員協議会、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、定期的な訪問体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

3 応急仮設住宅等の確保

村は、要配慮者向けの応急仮設住宅について、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

4 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。このため、村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。

なお、他市町村等から応援要請があった場合には、可能な限り協力するよう努める。

第 10 節 緊急輸送活動

村は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第 1 段階の活動	第 2 段階の活動	第 3 段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第 1 段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第 1・2 段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

1 緊急交通路確保のための交通規制

村の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を阿南警察署長に通知する。

(1) 実施区分

区 分		事 項
道路管理者	国県道：知 事 村 道：村 長	1 道路の破損、全壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
警 察	公 安 委 員 会 警 察 官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を緊急輸送する必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、災害の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

(2) 規制標識

ア 規制標識は道路法第 45 条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第 5 条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他う回路等を明示する。

2 緊急交通路確保のための応急復旧

- (1) 応急復旧に当たっては、下伊那南部建設事務所等の関係機関と連絡協議し、できる限り早期の緊急交通路確保を行う。
- (2) 緊急交通路から先の輸送拠点までの接続道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急復旧工事を推進する。
- (3) 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保する。この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 効率的な輸送体制を確保するために、村有車両の活用を最大限図るとともに、運転手を確保する。

また、不足を来す場合が生じたときは、長野県トラック協会飯伊支部及び民間輸送事業所等の協力を得て調達する。

イ 災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、燃料供給業者に依頼し、給油場所を指定し供給する。

村内燃料取扱業者一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
綿治硝子店	天龍村平岡 917-1	32-2018

(2) 応援要請

ア 車両が不足する場合又は災害の状況によりヘリコプターによる輸送が必要な場合は、直ちに県に対して応援を要請する。また、必要に応じて村内の輸送業者等に要請して、車両及び人員を確保する。

イ 要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

(3) 緊急通行車両の確認手続

ア 新規届出車両

災害発生時に緊急通行車両として、認定を受ける必要が生じた場合は、県（地方事務所）、県公安委員会（警察署）に申出書を提出し、証明書、標章の交付を受ける。

イ 事前届出車両

「緊急通行車両事前届出要領」に基づき、県公安委員会に事前に申請し届出済証が交付されている車両については、届出済証を県又は警察（警察本部交通規制課、警察署、検問所等）に提示し、証明書、標章の交付を受ける。

4 輸送拠点の確保（資料6－1参照）

- (1) 村は、輸送拠点として、臨時ヘリポート及び物資輸送拠点を開設し、その管理に当たる。

その際、県との連絡調整を密に行う。

また、各避難所での必要物資を的確に把握し、物資輸送拠点から避難所への円滑な輸送活動を実施する。

(2) 輸送拠点における業務は多くの人員を必要とすることから、ボランティア等を活用し次の業務を行う。

ア 他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活日用品等）の集積、分類

イ 緊急物資の集積、分類

ウ 配送先別の仕分け

エ 車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

天龍村地域防災計画
緊急輸送路図

平成十五年二月作成



番号	種別	路線名
1	村道	折立線
2	村道	長野原線
3	村道	長野長島線
4	村道	天竜川左岸線
5	村道	天竜川線
6	村道	大久那線
7	村道	戸口線
8	村道	明ヶ島線
9	村道	合戸線
10	村道	向方線
11	村道	峠山線
12	村道	大河内線
13	林道	虫川新野峠線
14	林道	大久那線

(3-61)

天龍村役場

本図は、建設省国土院の提供による。図中の地名等は、建設省国土院の提供による。図中の地名等は、建設省国土院の提供による。

第11節 障害物の処理活動

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

1 障害物除去処理

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(1) 実施体制

ア 道路施設上障害物

道路法による道路における障害物の除去は、それぞれの管理者が実施する。

イ 住家の障害物

(ア) 原則として、その所有者又は管理者が実施する。

(イ) 災害救助法が適用されたときは、知事が実施するが、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、県知事の補助機関として、村長が実施する。

(ウ) 障害物の除去対象

当面の日常生活に支障を来たし、かつ、自らの資力をもってしては除去できない障害物

(2) 除去の方法

ア 現地に技術者を派遣し、消防団及び住民の協力を得て実施する。

イ 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 応援協力体制

ア 村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 除去作業に際して、重機、人員等の必要が生じた場合は、村内外建設業者等に応援を要請する。

ウ 村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

2 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認したうえで、集積場所を確保し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(1) 集積場所の確保

村は、災害の状況により障害物等が多量に発生し、集積場所の設置が必要と認められるときには、用地管理者等と協議のうえ、おおむね次の場所を確保し、保管又は処分する。

ア 保管するものについては、その保管する障害物に対する適切な場所

イ 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適切な場所

ウ 障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 避難場所として指定された場所以外の場所

(2) 障害物の集積、処分の方法

ア 自らの組織、労力、機械器具を用い、又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

イ 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 応援協力体制

ア 村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 集積・処分作業に際し重機、人員等の必要が生じた場合は、村内外建設業者等に応援を要請する。

ウ 村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

第 12 節 避難収容及び情報提供活動

大規模災害発生時においては、浸水、建築物の破損・倒壊、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるため、避難に係る的確な避難収容対策を実施する。

その際、村は、高齢者、障害者等の要配慮者についても十分考慮する。

1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示

災害時に、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告又は指示を行う。

また、要配慮者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、村は、避難勧告の前段階として、避難準備情報を発表する。

(1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の実施機関、根拠等

ア 避難準備情報の伝達及び避難勧告・指示（以下「避難勧告等」という。）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難準備情報	村長		災害全般
避難の勧告	村長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難の指示	村長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
避難所の開設、収容	村長	原子力災害対策特別措置法第 26 条	原子力災害

イ 知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。

(2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

ア 「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

イ 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

ウ 「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 避難準備情報、避難勧告、避難指示及び報告、通知等

ア 村長及び消防機関の長の行う措置

(ア) 避難準備情報

村長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を伝達する。

(イ) 避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難勧告、避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の安全確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雨に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域

b 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

c 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）

- d 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
 - e 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
 - f 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
 - g 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
 - h 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
 - i 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域
 - j 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
 - k 避難路の断たれる危険のある地域
 - l 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
 - m 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
- (7) 報告（災害対策基本法第 60 条）



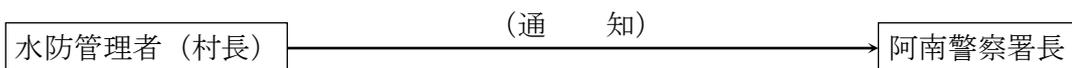
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(7) 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(1) 通知（水防法第 29 条）



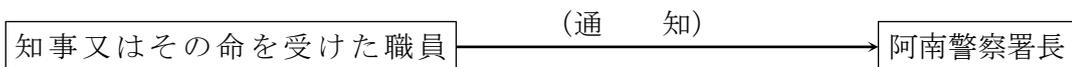
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(7) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(1) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



エ 警察官の行う措置

(7) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域

を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

- d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難のための勧告、指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

- a 前記(ア) c による場合（災害対策基本法第 61 条）



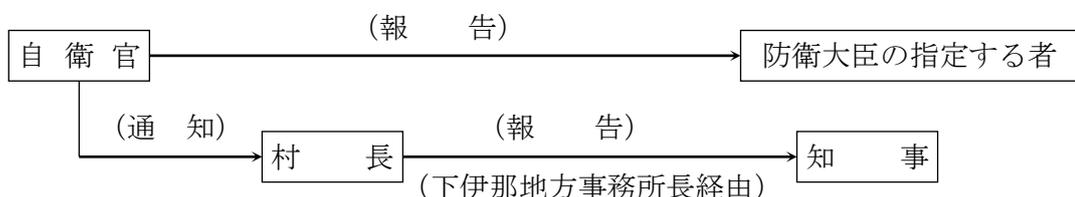
- b 前記(ア) d による場合（警察官職務執行法第 4 条）



オ 自衛官の行う措置

- (ア) 自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場がない場合に限り、「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第 94 条）



(4) 避難指示、避難勧告の時期

前記(3)ア(イ) a～k に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

(5) 避難指示、避難勧告の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

ア 発令者（例：「こちらは広報天龍（天龍村災害対策本部）です」）

イ 避難を要する理由（例：「～避難すべき理由※～のため」）

（※避難すべき理由：天竜川で危険水位に達した、天竜川の堤防決壊の恐れがある。または決壊した。土砂災害の危険性が非常に高まった、土砂の移動現象が確認された など）

ウ 避難勧告・指示対象地域（例：「〇〇時〇〇分〇〇地区に対し避難勧告を発令しました」）

エ 指定緊急避難場所（例：「ただちに〇〇〇へ避難してください」）

オ 避難経路（例：「〇〇付近は冠水により通行できないので十分に注意してください」）

カ 注意事項（例：「外出が危険な場合は住居の二階など高い場所へ避難してください」）

(6) 住民への周知

ア 避難指示、避難勧告を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、CATV、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

イ 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。

ウ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

村は、避難勧告等を発表したときには、直ちに民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(8) 村有施設における避難活動

災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、施設利用者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、施設利用者の避難に係る的確な応急対策を行う。その際、障害者等要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において施設利用者に危険があると予測される場合又は施設利用者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は、避難誘導を行う。

イ 避難勧告等が発せられた場合は、速やかにその内容について、館内放送、伝令等あらゆる広報手段を通じて周知を行う。

天龍村災害避難情報等の判断基準

現象の種類	判断基準【土砂災害】
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が発表され、近隣で湧水・地下水の濁りや流量の変化等前兆現象（別表参照）が確認されたとき 雨量の予測が村内の観測所で過去の災害雨量に匹敵すると判断された後の適時 土砂災害警戒情報が発令されたとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域で前兆現象（別表参照）や斜面の崩壊・はらみ、道路施設等へのクラック等の発生が確認されたとき 雨量状況における村内メッシュ「雨量状況曲線」が「土砂災害発生危険基準線」を超えることが予想されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害が発生したとき 近隣で前兆現象（別表参照）が確認されたとき 気象台から特別警報が発令され、雨量状況における村内メッシュ「雨量状況曲線」が既に「土砂災害発生危険基準線」を超えているとき

※別表 前兆現象別の避難情報の種類

予測される土砂災害	避難準備情報	避難勧告	避難指示
土石流	流水の異常な濁り	溪流内で転石の音 流木発生	土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り 溪流水位激減※
崖くずれ	湧水量の増加 表面流発生	小石がぱらぱら落下 新たな湧水発生 湧水の濁り	湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のふくらみ 小石がぼろぼろ落下 地鳴り

地すべり	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加	池や沼の水かさの急変 亀裂や段差の発生、拡大 落石や小崩落 斜面のふくらみ 構造物のふくらみ、 クラック 根の切れる音 樹木の傾き	地鳴り、山鳴り 地面の震動
※ 「渓流水位激減」とは…降雨が継続しているにもかかわらず、水位が減少している現象。 このような場合は、溪流の上流域で山腹が崩壊し、天然ダムが形成された可能性が 大きいので切迫性が極めて高い。			

現象の種類	判断基準【水害 天竜川】
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者（天竜川上流河川事務所）と気象台が共同ではん濫注意情報（洪水注意報）を発表し、2時間後にはん濫危険水位に到達すると予想されたとき 基準とする水位観測地点（天竜峡）の水位がはん濫注意水位の11.0mに到達したとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者（天竜川上流河川事務所）と気象台が共同ではん濫注意情報（洪水注意報）を発表し、1時間後にはん濫危険水位に到達すると予想されたとき 水位観測地点（天竜峡）の水位が避難判断水位の15.6mに到達したとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険情報が発表されたとき 水位観測地点（天竜峡）の水位がはん濫危険水位の16.2mに到達したとき

現象の種類	判断基準【水害 遠山川】
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者（飯田建設事務所）と気象台が共同ではん濫注意情報（洪水注意報）を発表し、2時間後にはん濫危険水位に到達すると予想されたとき 基準とする水位観測地点（平岡）の水位がはん濫注意水位の3.7mに到達したとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者（飯田建設事務所）と気象台が共同ではん濫注意情報（洪水注意報）を発表し、1時間後にはん濫危険水位に到達すると予想されたとき 水位観測地点（平岡）の水位が避難判断水位の4.9mに到達したとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険情報が発表されたとき 水位観測地点（平岡）の水位がはん濫危険水位の5.5mに到達したとき

現象の種類	判断基準【水害 早木戸川等その他の河川】
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報発表後も引き続き降雨が続き、中小河川の著しい増水が確認されたとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報発表後も同じ状態で降雨が続き、中小河川ではん濫の恐れがあるとき

避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁より特別警報が発表されたとき ・ 危険な水位を観測したとき ・ 堤防決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき ・ 堤防の決壊、越流が発生したとき
------	--

※発令の区域は、土砂災害警戒区域図の警戒区域及び重要水防区域を基準として、実状に応じて決定する。

※情報の入手先は、インターネット（長野県砂防情報ステーション、長野地方気象台、長野県河川水位情報、国土交通省川の防災情報）、その他テレビ、データ放送及び関係諸機関への電話連絡等による。

※その他留意事項

災害避難情報等の判断基準の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 早期の巡視等により、正確な現状把握を努めること。
- ・ 暴風を伴う天候状態や夜間等、避難に時間を要することが見込まれる状況にあつては、数値等の基準の他にも対象地域の実情等も総合的に判断し、避難情報の発令の可否を決定する。
- ・ 想定を超える規模の災害等への対応を臨機応変に執るため、関係機関との情報交換を緊密に行い、広域的な情報把握に努めること。
- ・ 国や県における災害時の各種判断基準の更新や災害に関する新たな定め等の状況に応じて柔軟な対応に努めること。

2 警戒区域の設定

(1) 実施者

- ア 村長、村職員（災害対策基本法第 63 条）
- イ 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第 21 条）
- ウ 消防職員、消防団員（消防法第 28 条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項 村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の 3 点である。

- ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は、災害対策基本

法第 116 条による罰則規定がある。

(3) 警戒区域設定の周知等

ア 警戒区域の設定を行った者は、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

イ 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

3 避難の誘導・移送

(1) 避難の方法

災害時における避難に当たっては、在宅の要配慮者への情報の伝達、避難誘導等について近隣住民の果たす役割が大きいことから、村は地域の自主防災組織及び区等と連携し、避難の際は、警察官、消防団員等の誘導のもと、これらの単位集団で行動するよう徹底する。

(2) 避難の誘導

避難勧告等をしたときの誘導は、次のとおりとする。

ア 各地区ごとの避難誘導については、当該地区の区長を誘導責任者とし、警察官及び当該地区の消防団員を誘導員とする。

イ 危険区域及び指定緊急避難場所に村職員及び誘導員を配置し、適切な避難誘導を行う。

(3) 避難の順位等

ア 住民間の避難の順位は、傷病者、高齢者、幼児、障害者、その他歩行困難な者、特に避難行動要支援者の避難を優先する。

イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

(4) 誘導時の留意事項

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあっては、ロープ等を利用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村は佐久地方事務所を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

村は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(5) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、村において対応できないときは、県に応援を要請する。

(6) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり、次の事項を住民に周知徹底する。

ア 戸締り、火気の始末、ブレーカーの遮断を完全にする。

イ 携帯品は、必要最小限のものにする。

(貴重品、食料、水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等)

ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

4 避難所の開設

(1) 避難所の開設（資料5-2・5-3参照）

ア 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、被災地に近く、かつ安全な避難所を選定し、開設する。避難所の開設に当たっては、給水施設、トイレ等の状況を点検し、避難者の生活に支障を来さないようにする。

イ 要配慮者に配慮し、必要に応じて福祉避難所とする。また、災害の状況により避難所が使用不能となったとき又は収容定数を超えたときは、民間宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ウ 避難所を開設したときは、村長はその旨を公表し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(2) 避難所の開設の原則

ア 勤務時間内（村職員主導による避難所の開設）

(7) 施設の安全確認と二次災害の防止

地震等災害発生後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。

(4) 災害情報の収集

本部は、住民の避難状況や村内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を職員の参集途上情報等から把握し、村職員の派遣の必要性や対応策を検討する。

(7) 村職員の派遣

避難者の来所が確実な場合、本部は、発災後、担当職員を当該避難所に派遣する。また、避難所の開設状況に応じて本部へ応援職員の派遣を求める。

(エ) 避難所開設の受理

担当職員は、避難所開設の準備を行う。

(オ) 避難者収容スペースの確保

施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を村職員又は自主防災組織のリーダーに報告する。

(カ) 避難者の受入れと誘導

担当職員は、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。

(キ) 本部へ避難所開設の報告

本部の担当職員は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数の概数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部に報告する。

イ 勤務時間外（自主防災組織主導による避難所の開設）

(ア) 避難情報の収集

(イ) 避難所の自主開設

自主防災組織のリーダーは当該避難所に、村職員、施設管理者が配備につけない場合、自主的に避難所を開設することができる。

(ロ) 避難者の一時待機措置

自主防災組織のリーダーは、当該避難施設の安全確認が終わるまで、避難者を一旦グラウンド等の安全な場所に避難させる。

(ハ) 施設の安全確認と二次災害の防止

自主防災組織のリーダーは、当該避難施設の安全確認を目視の範囲で行い、可能な限り二次災害の防止に努める。

(ニ) 避難者の受入れと誘導

自主防災組織のリーダーは、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。

(ホ) 本部への報告

自主防災組織のリーダーは、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数の概数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部に報告する。

ウ 避難者を収容できない場合の対応

(ア) 他避難所への振り分け

担当職員は、避難空間へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、本部へ他の避難所への振り分けを依頼する。要請を受けた本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。

(イ) 他避難所への移動

担当職員は、施設管理者、自主防災組織のリーダー等の協力を得て振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動を行う。

(3) 避難住民の収容

避難住民の収容については、村職員及び自主防災組織が協力し、以下の各活動を行うものとする。

ア 収容手順

(7) 施設内への誘導

担当職員及び自主防災組織のリーダーは、収容施設の安全確認後、混乱が起こらないように避難者を速やかに建物内に誘導する。

(4) 避難者への告知

収容の際、口頭又は掲示板への張り出しにより、以下の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

a 占有を禁止する部屋について

b 近隣の住民同士はなるべく近くになること

(7) 避難者名簿（避難所収容台帳）の作成

a 避難者の収容の際に、避難者名簿を作成する。名簿の作成を行うとともに、避難の状況、病人、負傷者の有無、高齢者、障害者の状況を把握する。

b この名簿は、食料、物資配給の基礎データとするため、本部へ逐次報告する。

イ 収容の際の注意点

災害が発生した場合、住民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。また、顔見知りでない人間と共同生活を送るという点からも、以下の事項に注意して住民の収容を行う。

(7) 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に収容する。複数階の避難所の場合には、トイレに近い場所や1階のフロアにするなど、移動の負担がかからない位置に収容する。

(4) 近隣住民同士の収容

平常時において、近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう村職員、自主防災組織リーダーから声をかける。顔見知り同士が近くにいることで、その後の避難所運営委員会の形成がスムーズに行われるようにする。

(7) 使用禁止スペースの指定

特に、学校に避難者を収容する場合には、応急救護スペース、運営本部設置スペースの確保のため、医務室、職員室、校長室等の特別教室へ避難しないように注意する。

(4) 地域外の住民の収容（帰宅困難者への対応）

通勤・通学者及び旅行者等の本村居住者以外の避難者（帰宅困難者）は、避難収容者リスト作成の際に、本村居住者とは別途に避難者名簿を作成し、本部へ報告する。

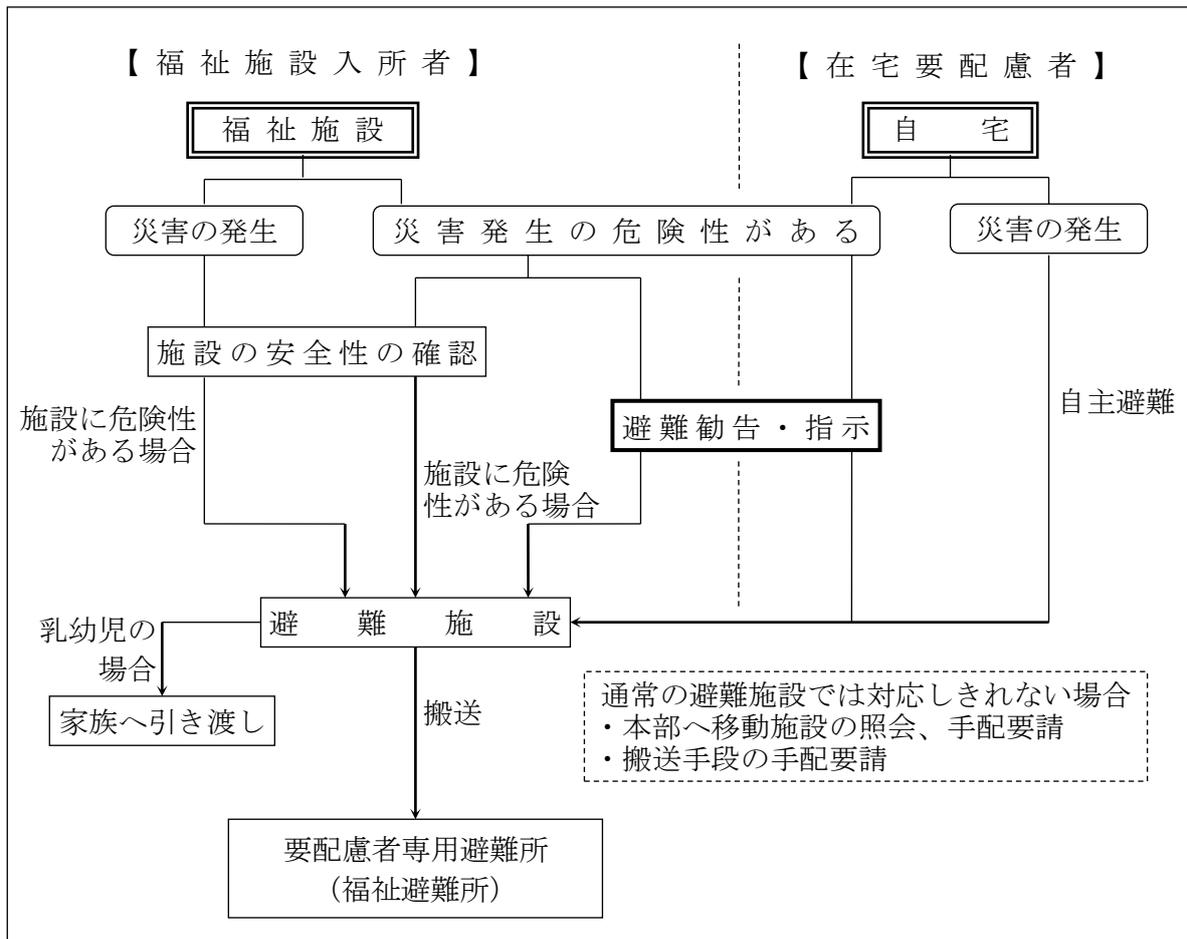
(5) 要配慮者の収容

ア 福祉施設入所者

(7) 各福祉施設管理者は、次ページに示すフロー図に基づき対応をとるものとする。

- (イ) 災害が発生又は発生するおそれがある場合、各施設管理者は建物の安全性を確認する。
 - (ロ) 施設が被害を受けた場合又は被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の住民と協力し、付近の避難施設へ入所者を移動させる。
 - (ハ) 施設への収容においては、村職員、自主防災組織と協力し、優先的に施設へ収容させる。
 - (ニ) 移動させた避難施設において、対応が困難な者に関しては、福祉施設職員が在宅の要援護者も含め、社協対策班に対して、代替収容施設（要配慮者専用避難所）の照会、調査救助班に対して搬送の手配をそれぞれ要請する。
 - (ホ) 保育所に関しては、建物に危険性がない場合、家族への引き渡しを早急に行う。また、建物に危険性があり、避難施設へ避難した場合、避難施設において家族への引き渡しを行う。引き渡した後は、家族と行動を共にさせる。
- イ 在宅要配慮者
- (ア) 在宅の要配慮者（寝たきりの高齢者、身障者等）の収容については、社協対策班及び自主防災組織等は、在宅要配慮者リスト等を活用し、各戸を回り安否の確認及び避難誘導を行う。
 - (イ) 避難に関しては、家族、近隣住民と協力し、避難施設へ移動させる。
 - (ロ) 移動させた避難施設内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して、代替収容施設（福祉避難所）の照会、手配をそれぞれ要請する。

要配慮者収容のフロー図



5 避難所の運営

(1) 運営の基本方針

ア 避難所の運営は、当該地域の自主防災組織が中心となって自主的に運営し、村職員や学校・施設管理者、ボランティア等はその支援に当たる。

イ 自主防災組織が未結成の地域についても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図る。

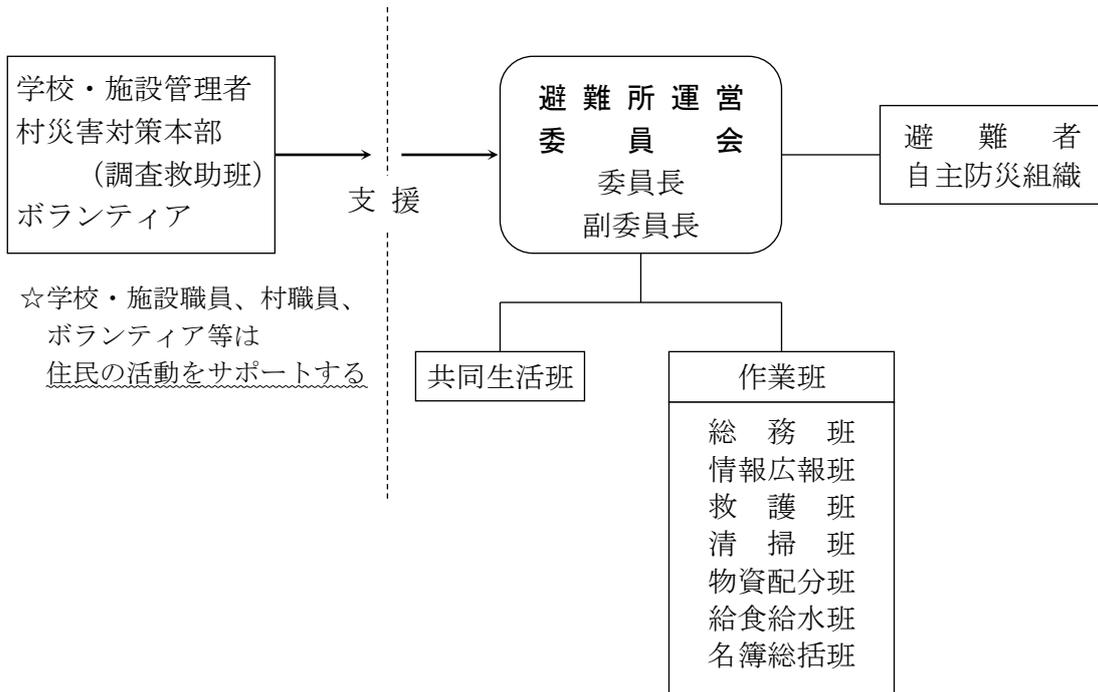
ウ 住民による自主運営が不可能な場合は、村職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。

(2) 避難所運営委員会の組織づくり

地震等の災害により避難した人々が、一定期間秩序ある生活をする避難所を管理運営するために、各避難所において、地域の防災訓練を通じて災害時の対応に熟知している自主防災組織等が中心となり、避難してきた住民による避難所内の自治組織「避難所運営委員会」を組織する。避難してきた住民は、自治組織の一員として避難所の運営に当たるものとする。

避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、村職員、学校・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援に当たるものとする。

《避難所運営委員会の組織（例）》



(3) 避難所運営委員会の役割と共同生活班・作業班の活動内容

- ア 避難所運営委員会は、各避難所ごとに委員長、副委員長をもとに共同生活班及び作業班で組織する。
- イ 避難所運営委員会は、避難所での状況を把握し、避難所での課題、問題に対処又は情報収集伝達、各班の役割等を再認識するため、毎日時間を定めて1回以上、作業各班、共同生活班の各班長、避難誘導班の村職員、学校・施設管理者、ボランティア等の関係者によるミーティングを行う。

共同生活班	
共同生活班	<p>共同生活班は、すでにある人間関係に配慮し、できる限り避難所内のブロックごと又は教室ごとに班を編成し、その代表者（班長）を選出する。</p> <p>① 給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。</p> <p>② 避難所内でのトラブルを予防する。</p> <p>③ 共同生活を送るための決められたルールの徹底を図る。</p>
作業班各班	
総務班（総務対策）	<p>① 備蓄倉庫内の資機材の取扱い及び管理を行う。</p> <p>② 災害発生時間、被害状況、避難者の状況に見合った避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。</p> <p>③ 避難所生活を避難所住民の協力を得ながら秩序あるものとして維持するため、必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ④ ボランティアとの連絡調整を行う。 ⑤ 避難所日誌を作成する。 ⑥ 避難所運営委員会の庶務及び事務局を担当する。
情報広報班（情報広報対策）	<ul style="list-style-type: none"> ① デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。 ② 避難誘導班の村職員並びに学校職員及び施設管理者との連絡調整を行い、避難所生活に必要な生活関連情報、生活支援情報等を収集し伝達する。また、避難所での要望等も伝達する。 ③ 避難所内に設置する掲示板（各種情報を掲示するもの）を管理し、各種情報を伝達する。
救護班（要配慮者の保護）	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害者、お年寄り、傷病者の方々を援護する。 ② 名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。 ③ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送を手配する。 ④ 医療拠点となった避難所では、医師と連携し、傷病者の救護を行う。
清掃班（環境衛生対策）	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮設トイレを設置する。 ② 避難所からのごみの出し方（分別）のルールを入所者へ徹底させる。 ③ ごみ収集及び焼却施設が稼働するまでの間は、施設内において、ごみを処理（保管）する。 ④ 避難所の清掃を行う。 ⑤ 本部へ必要な防疫用薬剤等を要請し、衛生害虫の駆除を行う。
物資分配班（食料・生活用品等の調達・配布）	<ul style="list-style-type: none"> ① 備蓄食料や救援物資、生活必需品等を本部から受入れ、配布する。 ② 名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。 ③ 高齢者、障害者への対応を優先し、公平な分配を行う。 ④ 配布時に、混乱が起こらないよう対策を講ずる。
給食・給水班（給食・給水対策）	<ul style="list-style-type: none"> ① 炊き出し用の資器材がある場合には、村職員、日赤奉仕団等と連携し、炊き出しを行う。 ② 給水時に混乱が起こらないよう対策を講ずる。 ③ 名簿総括班、物資配分班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等を村職員を通じて本部に要請し、確保する。
名簿総括班（避難者名簿の管理）	<p>避難者を収容する際に作成するこの名簿は、食料、物資配給の基礎データとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 名簿の一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。 ② 一般的な避難者の名簿だけでなく、要配慮者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理し、村本部へ報告する。 ③ 作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。

(4) 避難所の運営手順

避難所運営委員会が組織された後は、以下の手順によって避難所の運営を行う。

ア 避難者の把握

情報広報班は、避難者名簿より避難者の実態を把握し、村本部へ報告する。

イ 備蓄物資の確認と配分方針の決定

物資分配班は、避難所の備蓄物資を確認しその配分方針を決定し、避難者へ通知する。

ウ 不足物資の要求

総務班は、不足する物資を村本部に対し要請する。

エ 物資等の受理・保管・配布

物資分配班は、要請した物資が搬送された場合、物資台帳を作成のうえ、保管・分配を行う。

オ 避難者への情報の提供と情報管理

情報広報班は、入手した情報を避難者へ施設内放送や掲示板等を利用して提供する。

カ 要配慮者へのケア

救護班は、作成される避難者名簿から高齢者・身体障害者等の要配慮者を把握し、要配慮者専用避難所への移動等を検討する。移動が必要と認められる場合には、本部へ施設の照会の依頼をし、移動先が決定した場合には、要配慮者の搬送を行う。

キ ボランティア支援の要請

総務班は、避難所の状況を考慮しながら、村本部に対し必要なボランティアの要請を行う。

ク 避難所運営ルール作成と周知

避難所運営委員会は避難者と共に避難所運営ルールを作成し、避難者に周知・協力を求める。

(5) 避難所の運営の留意点

ア 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

イ 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

ウ 避難所における生活環境に注意をはらい、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

エ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニ

ズに配慮した避難所の運営に努める。

(6) 給食、給水その他の物資の支給

ア 避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第14節～第16節により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

イ 畳等がない施設については、ゴザ、むしろ等を調達し、配置する。

(7) 要配慮者への対応

避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障害者用携帯便器等の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後、できる限り速やかにすべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(ア) 介護職員等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 社会福祉施設等への移送等

エ 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、保健師等による巡回健康相談、メンタルヘルスケア（精神保健相談）等を実施する。

オ 文字放送テレビ、FAX等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

(8) 県職員の派遣要請

避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し、困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

(9) 学校等における対策

村教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

ア 学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、村に協力する。

なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難所を明確に区分する。

6 広域的な避難を要する場合の活動

- (1) 村は、被害が甚大で村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (2) 村は、被災者が村外に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) 前号の場合にあっては、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (4) 村が避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。
- (5) 村は、村外に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

7 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、県及び村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

(1) 公営住宅の活用等

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

(2) 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が住居に必要な戸数とする。

イ 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供する。

ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

8 住宅の応急修理

村は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。

(1) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である村長が、現物給付をもって実施する。

(2) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない者であること。

イ 対象者の選定

村が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

9 被災者等への的確な情報提供

(1) 村は、県と連携して、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 村は、県と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 村は、県と連携し、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(4) 村は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関とも協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第13節 孤立地域対策活動

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を来すとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

村は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、以下の優先順位をもってこれに当たる。

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

1 孤立実態の把握対策

- (1) 孤立予想地区に対し、NTT回線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- (2) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所付近にヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

- (1) 陸上輸送手段の確保
 - ア 孤立地域への食料品をはじめとした生活必需物資の輸送のため、う回路や不通箇所での中継による輸送等、陸上輸送手段の確保を行う。
 - イ 孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路の応急復旧を実施する。
- (2) ヘリコプターの要請

村長は、陸上輸送手段確保が困難と認めたときは、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第 14 節 食料品等の調達供給活動

災害発生時には、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料等を被災者に対し供給する。

また、食料品等の供給活動に際しては、災害時の応援協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

1 食料品等の調達

(1) 自力での調達

村の備蓄物資によるほか、村内の関係業者の協力を得て、調達する。

(2) 応援要請

村のみの対応では必要量を満たせない場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料 9 - 1）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 下伊那地方事務所長経由での県に対する要請

2 食料品等の供給

(1) 食料供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 家屋が全半壊（焼）・流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ 災害地の応急対策作業に従事する者

エ その他炊き出しによる食品の供給が必要と認められる者

(2) 応急用米穀の供給の目安

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300g

(3) 食料供給の予定場所

ア 避難所に収容された者に対しては、原則として避難所とする。

イ 炊き出しを行う場合にあっては、被災者の利便性及び輸送等の条件を考慮して決定する。

(4) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、需給状況に応じて避難所や

炊き出し実施場所等に配分する。

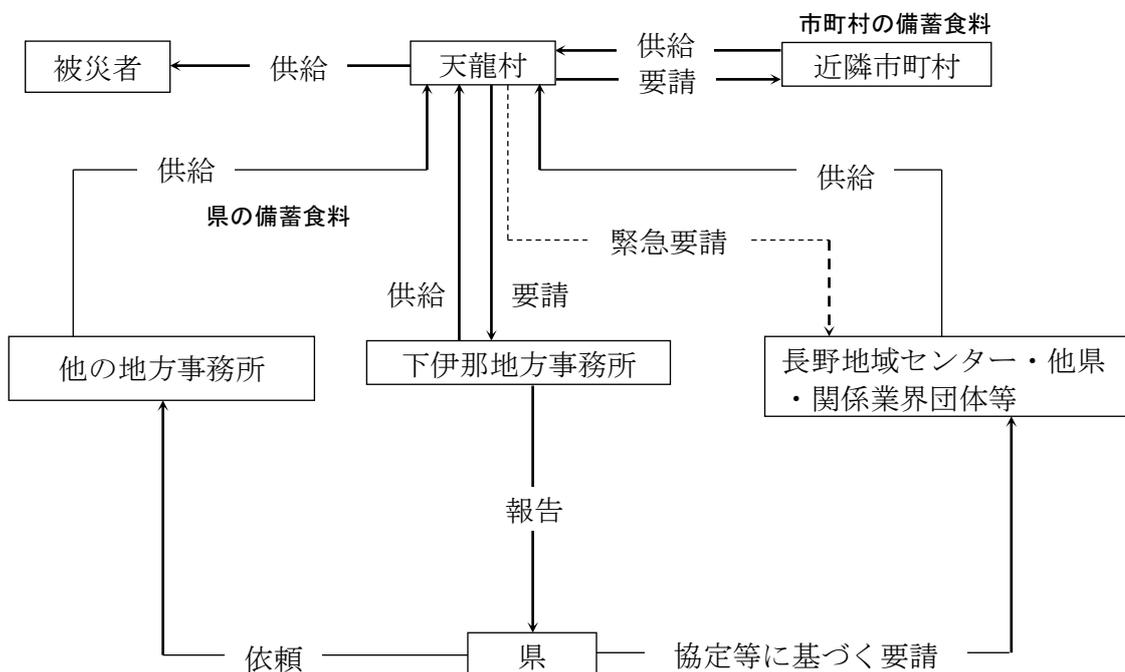
(5) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、区、自主防災組織、日本赤十字奉仕団及び社会福祉協議会等の協力を得て行う。

主な食料品等の調達先

名 称	電話番号	名 称	電話番号
J Aみなみ信州農協 南信濃支所天龍事業所	32-2016	東京堂	32-2004
(有) 秦	32-2134	金田屋物産	32-2221
満島食料販売店	32-2047	西開土商店	32-3281
尾張屋商店	32-2035	西喜屋商店	32-3299
吉澤食料品店	32-2110	村沢商店	32-2294

食料の調達供給に関する図表



----- は、長野地域センター長等に対する緊急要請

第 15 節 飲料水の調達供給活動

村は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を図る。

飲料水の供給は、断水世帯、避難所、診療所等を中心に、村において、給水タンク等により行う。また、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料 9-1）及び長野県水道協議会の「水道施設災害相互応援要綱」により他市町村から応援給水を受ける。

1 給水源の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

(1) 水道施設による給水源の確保

応急給水の水源は、被害を受けず確保された配水池の貯留水、湧水により停電時も給水できる水とする。

ア 水道施設の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ 応急復旧工事は、指定水道業者等に要請し、被災後速やかに復旧する。

ウ 災害の規模によっては、他市町村に応援を要請する。

(2) その他による給水源の確保

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、防火水槽などの水をろ過、消毒して供給する。

ア ろ水滅菌が必要な水源を有するときは、県等に、ろ水機による給水を要請する。

イ 汚水が流入した井戸等については、水替え及び消毒の措置をとるよう指導する。

ウ 生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

2 応急給水用資機材の確保

給水タンク、移動式浄水装置等については、給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、県、他市町村、自衛隊などへの応援要請により確保する。

3 応急給水方法

(1) 拠点給水

応急給水は、指定避難所、診療所、福祉施設、学校、村役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

(2) 応援要請

ア 村において、飲料水の供給輸送が困難なときは、隣接市町村又は県に要請して実施する。

また、非常用ボトルウォーターの供給について、不足を生じた場合には県に要請する。

イ 村内において感染症発生等のおそれがあるときは、県に要請し、浄水装置による給水を実施する。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者等要配慮者に対しては、水の運搬の支援等について、十分に配慮するとともに、区等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(4) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、CATV、広報車、防災行政無線等により、周知する。

表 1 応急給水の目標量

内容 時系列	期 間	水 量 (ℓ / 日)	水 量 の 用 途 内 訳
第 1 次給水 (混乱期)	災害発生から 3 日間	3	生命維持のため最小限必要量
第 2 次給水 (復旧期)	4 日から 7 日まで	3 ~ 20	調理、洗面等最低生活に必要な水量
	7 日から 1 カ月まで	20 ~ 100	最低の浴用、洗たくに必要な水量
第 3 次給水 (復興期)	1 カ月から完全復旧まで	100 ~ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

表 2 給水拠点施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
天龍小学校	天龍村平岡 475	32-2022
天龍中学校	天龍村平岡 1174	32-2140

第16節 生活必需品の調達供給活動

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。このため、村は、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

1 生活必需品の調達

(1) 自力での調達

村の備蓄物資によるほか、村内外の関係業者の協力を得て、調達する。

(2) 応援要請

村のみの対応では必要量を満たせない場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料9-1）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 下伊那地方事務所長経由での県に対する要請

2 生活必需品の供給

(1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

(ア) 住家が滅失したもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他村長が必要と認めるとき。

(2) 給付品目等

次の品目を目安とするが、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを支給する。

ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（作業着、洋服、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等）

エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘、生理用品、紙おむつ等）

オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

カ 食器（はし、茶わん、皿、ほ乳瓶等）

キ 日用品（石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレトペーパー等）

ク 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、ボランティア等の協力を得て仕分けする。

イ 村は、被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に対して優先的に行う等、十分に配慮する。

生活必需品の集積場所

施設名称	所在地
天龍村役場	天龍村平岡 878

第17節 保健衛生、感染症予防活動

村は、被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

1 保健衛生活動

(1) 健康調査、健康相談

村は、飯田保健福祉事務所の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら、必要に応じ、保健指導及び健康相談を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調を来す場合があり得ることから、村は、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(3) 栄養調査、栄養相談

村は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ、栄養指導及び栄養相談を実施する。

2 感染症予防活動

村は、県の指示に基づき、速やかに感染症予防活動を実施する。

(1) 消毒

ア 浸水家屋、下水路、その他不潔場所の消毒

イ 避難所のトイレ、その他不潔場所の消毒

ウ 感染症患者発生家屋の消毒

エ 災害状況により、ねずみ、害虫の駆除

(2) 検病及び健康診断

検病及び健康診断は、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県の協力を得て行う。

(3) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

(4) 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者等が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対す

る医療に関する法律」に基づいた対応をとる。

(5) 連絡通知等

感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び感染症予防対策を実施する場合は、飯田保健福祉事務所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(6) 感染症予防用資材、薬剤の調達

村内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、県に調達あつせんの要請を行う。

(7) 避難所の防疫措置

ア 避難所を開設したときは、県の指導を得て感染症予防活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

イ 避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て感染症予防活動を行う。

(8) 各家庭における感染症予防対策

災害の状況により、感染症の発生のおそれのある地域に対し、次について周知徹底を図る。

ア 各家庭における感染症予防対策及び注意事項の周知

イ 感染症予防上必要な薬剤の給付又はあつせん

第 18 節 行方不明者の搜索及び遺体処置等の活動

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）の搜索は、村が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、棺等の調達など広域的な応援により、その遺体の搜索、検視、火葬等の処理を遅滞なく進める。

1 行方不明者の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 村は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

2 遺体の収容処理

(1) 遺体の収容

ア 村は、遺体を搬送し、一定の場所に安置する。遺体の安置所は、寺院、神社又は学校等被災現場付近の公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕等の設備を設ける。

遺体の収容場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
天龍村民体育館	天龍村平岡 1105	—
自慶院	天龍村平岡 883	32-2416
長松寺	天龍村神原 4018-1	—

イ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料 9-1）等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

(2) 遺体の検案・処置等

ア 村は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 村は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 身元不明の遺体については、村が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

ウ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

3 遺体の埋火葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、村が埋火葬を行う。

(2) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。

(3) 火葬場が不足し、管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料 9-1)により、応援を要請する。

火 葬 場 名	住 所	電 話 番 号
下伊那南部総合事務組合阿南斎場	阿南町東條 372	22-3040

* 申込場所：組合組織内役場

(阿南町、下條村、泰阜村、売木村、天龍村)

第 19 節 廃棄物の処理活動

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行ううえで重要となる。

村は、ごみ、し尿の処理活動を実施するとともに、自らの処理能力を超える場合においては、必要に応じて、広域応援要請による処理を図る。

1 し尿処理

(1) 処理体制の確立

ア し尿処理施設（下水道及び合併浄化槽等）の被害状況の把握を行う。

イ し尿及び浄化槽汚泥、下水道管路汚水その他の汚水の収集運搬を生活環境の保全上必要があるものと判断した場合は、必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は、村自ら又は他市町村等の応援を得て、処理施設において処理する。

ウ し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める基準に可能な限り準拠し、実施する。

エ 村長は、し尿の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

表 1 し尿終末処理場

施設名称	所在地	電話番号
下伊那南部総合事務組合 泰阜クリーンセンター	泰阜村田本 6136	25-2106

(2) 仮設トイレ等の設置

ア 被災地に仮設トイレを必要とする場合は、関係業者に設置を要請する。なお、仮設トイレを設置する場合は、立地条件を考慮し、流出等による地下水への汚染のない場所を選定して設置する。また、閉鎖に当たっては、完全に消毒することとする。

イ 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。

表 2 仮設トイレ保有業者

仮設トイレ	レンタルリース会社 5社 常時保有台数 183台 (備考 全国組織の業者もあり、南信で 880 台の対応可能)
-------	--

2 ごみ処理

(1) 仮置場の設置

ア 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。

イ 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。

(2) 収集・処分

ア 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布する。また、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理する。

イ 清掃車を確保して処理場に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、夜間収集も検討する。

ウ 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。

エ 可能な限り、リサイクルに努める。

(3) 住民への広報

村によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。

ア 村が定める仮置場及び収集日時にしたがってごみを搬出する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(4) 近隣市町村への応援要請

村長は、ごみの処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

表 3 ごみ処理最終処分場の概要

区分	業者名	所在地
可燃物	桐林クリーンセンター	飯田市桐林 2254-47
不燃物	ジャーナル商事	飯田市高羽町 3-1-11

表 4 清掃業者

業者名	所在地	電話番号
下伊那南部総合事務組合	阿南町東條 58-1	22-4054

3 経費の報告

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、原則として 10 日以内に下伊那地方事務所環境課へ報告する。

第 20 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、村は、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等を実施する。

2 物価の安定、物資の安定供給

村は、次により物価の安定、物資の安定供給を図り、被害者の経済的生活の安定に寄与する。

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なわれた消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

第 21 節 危険物施設等応急活動

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

1 危険物施設応急対策

村は、飯田広域消防本部の協力を得て、危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに飯田広域消防本部に通報する。

(1) 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集を行い、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

(3) 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入りを禁止する。

(4) 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

(5) 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県消防課（下伊那地方事務所経由）へ通報するとともに、必要に応じ、警察等関係機関へ通報する。

(6) 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実体に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

(ロ) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

2 高圧ガス施設応急対策

村は、施設にガスの流出や、火災等の災害が発生した場合は、県、飯田広域消防本部等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

- (1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの流出、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

3 液化石油ガス施設応急対策

村は、災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動について、県を通じて(一社)長野県LPガス協会に要請する。

また、県及び飯田広域消防本部と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

4 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 村の対策

ア 毒物劇物保管貯蔵施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を飯田保健福祉事務所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防

止するために必要な措置をとる。

イ 村は、周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。

ウ 飲料水汚染のおそれのある場合は、村は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

(2) 飯田広域消防本部の対策

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。

イ 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害除去を行う。

第22節 ライフライン施設応急活動

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、村は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 上水道施設の復旧活動

(1) 応急措置

- ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- イ 復旧体制の確立を行う。
- ウ 被災の状況により近隣市町村等へ応援要請を行う。
- エ 住民への広報活動を行う。
- オ 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。施工業者は、村が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

(2) 広報活動

村は、住民の混乱を防止するため、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ウ 水質についての注意事項

2 下水道施設の復旧活動

(1) 情報の収集連絡、被害規模の把握

ア 基本方針

村は、管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため下水道施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

村は、下水道施設台帳（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

(2) 応急対策の実施体制

村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の地方公共団体等に応援を求める等の措置を講ずる必要もある。

ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

(3) 応急対策の実施

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。村は、備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて関係機関等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

3 電力施設の復旧活動

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、中部電力(株)と連携を密にして、広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

中部電力(株)からの要請に基づき、広報車、防災行政無線等可能な広報手段により、住民に対する広報活動を行う。

(1) 停電による社会不安除去に関する事項

ア 停電の区域

イ 復旧の見通し

(2) 感電等の事故防止に関する事項

ア 垂れ下がった電線に触れないこと。

イ 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。

(3) 送電再開時の火災予防に関する事項

ア 電熱器具等の開放確認

イ ガスの漏洩確認

4 ガス施設の復旧活動

(一社)長野県L Pガス協会飯伊支部は、「災害時におけるL Pガスに係る協力に関する協定書」(資料9-7参照)に基づき、村及び会員であるL Pガス販売業者と連絡・協力し、次の応急復旧活動を行う。

(1) L Pガス消費設備の被災状況等の把握

(2) L Pガス消費設備の緊急点検作業の実施

(3) 二次災害防止の実施

ア 消費者への安全指導の徹底

(7) 容器バルブ閉止の周知徹底

(4) 避難所等におけるL Pガス安全使用の周知徹底

イ 被災地域の危険性の高い場所における消費先L Pガス容器の回収

(4) 被災者に対するL Pガス供給

- (5) LPガスの確保
- (6) 応援受入れ体制の確保
- (7) 天龍村災害対策本部との連携

第 23 節 通信・放送施設応急活動

災害時における通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。

関連機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

1 防災行政無線及びCATV等通信施設の応急活動

- (1) 村は、関係業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間かかることが予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 村が保有する通信手段が使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

2 電信電話施設の応急活動

- (1) 村は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンクモバイル(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。
- (2) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンクモバイル(株)は、災害発生時に被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等により、被災者関係の情報提供に努める。

3 放送施設の応急活動

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

第24節 災害広報活動

村は、誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民等要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 広報資料の収集

広報資料の収集は、本章第2節「災害情報の収集・連絡活動」により、本部がとりまとめた情報資料とするが、必要に応じ被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。

(2) 広報活動

ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、CATV、防災行政無線、広報車、防災メール配信、村ホームページ等により実施する。

イ 災害発生後

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、CATV、防災行政無線、広報車、防災メール配信、村ホームページ、掲示板等を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (イ) 二次災害の防止に関する情報
- (ロ) 避難場所・経路・方法等に関する情報
- (ハ) 医療機関等の生活関連情報
- (ニ) ライフラインや交通施設・公共施設等の復旧情報
- (ホ) 犯罪防止に関する情報
- (ヘ) 交通規制等の状況に関する情報
- (ニ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (ケ) 安否情報
- (コ) その他必要と認められる情報

2 相談窓口の設置

- (1) 村は、被災者からの相談・問い合わせ等に対応するため、災害発生後速やかに総合相談窓口を開設する。

- (2) 窓口ではすぐに対応できないような内容の相談があった場合、窓口担当者は、その相談を関係する部署に引き継ぐ。この際、被災者への対応が「たらい回し」にならないよう十分に配慮する。
- (3) 村は、総合相談窓口を設置した場合には、前項の広報活動により、住民へ周知する。

3 報道機関への放送要請

県では、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、テレビ・ラジオの主要な放送局と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。村長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、下伊那地方事務所を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

- (1) 放送事業者（日本放送協会（NHK）・信越放送（株）（SBC）・（株）長野放送（NBS）・（株）テレビ信州（TSB）・長野朝日放送（株）（abn）・長野エフエム放送（株）（FM長野））は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。
- (2) 報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障害者、外国籍住民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

第 25 節 土砂災害等応急活動

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、村は、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

1 地すべり等応急対策

村は、関係機関、地域住民等との連絡、派遣職員からの報告等により、地すべりの規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告等の措置を講ずる。
- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。

2 崖崩れ等応急対策

村は、関係機関、地域住民等との連絡、派遣職員からの報告等により、崖崩れ等の発生状況、斜面防護施設の被災状況等について把握し、必要に応じ次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、早急な監視体制の整備を県、関係機関に要請するとともに、警戒避難に関する情報を住民へ提供し、必要に応じて避難勧告等の措置を講ずる。
- (2) 崖崩れ等の被害拡大を防止するための応急措置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。

3 土石流対策

村は、関係機関、地域住民等との連絡、派遣職員からの報告等により、被災状況、不安定土砂の状況等を把握し、必要に応じ次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、県に対し土石流発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。
- (2) 二次災害に備え、県からの警戒避難情報により、住民への避難勧告等の措置を講じ、地域住民等の安全を確保する。

4 大規模土砂災害対策

村は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、土砂災害防止法第 28 条及び 29 条に基づき国・県が実施する緊急調査に協力する。また、関係機関からの警戒・避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の措置を講ずる。

5 警戒避難体制の確立

(1) 避難の指示・伝達

村は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難所へ避難させる必要が生じた場合

は、住民に対し、注意を喚起するとともに、避難勧告等の発令・伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により、最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の設定

村は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域を警戒区域として設定し、関係住民の出入りを制限するとともに、避難措置を実施する。

(3) 避難誘導

村は、本章第 12 節「避難収容及び情報提供活動」により、危険区域の住民の避難誘導を行う。

第 26 節 建築物災害応急活動

強風又は出水や地震等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 公共建築物

- (1) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (2) 村は、庁舎、社会福祉施設、診療所、村立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (3) 村は、被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 村は、被害状況を把握し、被災建築物応急危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講ずる。
- (2) 災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。
- (4) 建築物の所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

3 文化財及び景観重要建造物

(1) 文化財

村教育委員会は、村内に災害が発生した場合、所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に被害が発生した場合は、その被害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について調査し、県教育委員会に報告する。

(2) 景観重要建造物

ア 景観重要建造物の所有者又は管理者は、当該施設に被害が発生した場合、その被害の概況等について村に報告する。

イ 村は、アの報告を受けたときは、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

村内の指定文化財

(無形文化財は除く)

指定区分	種 別	名 称	指定年月日	所在地
村	天然記念物	観音様の大榎	平成 24 年 10 月 10 日	南中地区
		お万様の藤	平成 24 年 10 月 10 日	大河内地区
	史跡	お万様の墓	平成 24 年 10 月 10 日	大河内地区
		折立長老の墓及び碑	平成 24 年 10 月 10 日	折立地区
		満島城址	平成 24 年 10 月 10 日	東原地区
		満島番所跡	平成 24 年 10 月 10 日	南中・長野地区

第 27 節 道路及び橋梁応急活動

村は、風水害及び地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

また、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

1 被害状況の把握等

(1) 警戒巡回の実施

村は、災害により警戒の必要が生じ、又は災害の発生が予想されるときは、車両等の派遣により警戒巡回を実施する。

(2) 関係機関等からの情報収集

村は、道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、下伊那南部建設事務所、阿南警察署等の関係機関及び住民等から情報を収集し、図面等による情報整理を行う。

(3) 県への報告

村は、村内の道路及び橋梁等について被害が認められた場合は、速やかに県に報告を行う。

2 交通の確保

(1) 村は、被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら、う回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。

(2) 村は、路上障害物の除去等により、最優先に緊急輸送道路の確保を行う。

(3) 村は、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、う回道路等の情報提供を行う。

緊急輸送道路

番号	種別	路線名	番号	種別	路線名
1	村道	折立線	8	村道	明ヶ島線
2	村道	長野原線	9	村道	合戸線
3	村道	長野長島線	10	村道	向方線
4	村道	天竜川左岸線	11	村道	峠山線
5	村道	天竜川線	12	村道	大河内線
6	村道	大久那線	13	林道	虫川新野峠線
7	村道	戸口線	14	林道	大久那線

3 応急復旧

(1) 村は、飯田建設事務所及び下伊那南部建設事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の

機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。

- (2) 村は、各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、関係機関と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。また、応急復旧作業にあつては施工業者等から復旧状況を定期的に収集する。
- (3) 村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

村内の土木建設業者は下表のとおりである。村は年度の初めに路線ごとの割り振りを決めるなど、具体的な対策を立てておくものとする。

土木建設業者一覧

業 者 名	住 所
吉川建設(株)	長野県下伊那郡天龍村平岡 1590
(株)南建設	長野県下伊那郡天龍村平岡 1503
(株)金田組	長野県下伊那郡天龍村平岡 1359
(有)上野建設	長野県下伊那郡天龍村平岡 1241-1
(有)福土組	長野県下伊那郡天龍村平岡 1380-1
(有)やまに重機	長野県下伊那郡天龍村神原 4114-22
鎌倉興業(有)	長野県下伊那郡天龍村平岡 2597

第 28 節 河川施設等応急活動

村は、風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を実施する。

1 水防活動の実施

村は、被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。

2 応急対策の実施

- (1) 村は、河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (2) 村は、飯田建設事務所及び下伊那南部建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な応急復旧を実施する。

3 応援要請

重機による水防活動が必要な場合は、建設業者等に応援を要請する。

また、水防上必要な資機材の調達に不足が生じた場合、技術的な援助が必要な場合は、県に協力を要請する。

4 復旧計画の策定

村は、被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

第 29 節 雪対策活動

降雪による災害及び地域活動の停滞等を防止するため、多量の降雪により被害が発生した場合又は発生すると考えられる場合に必要な事項について定める。

1 除雪作業及び除雪指定路線

- (1) 人家の連続した地域の道路に関しては、住民の協力を得て、自主的に除雪作業を行うことを原則とする。
- (2) 上記以外の道路のうち、以下に該当する路線を除雪指定路線とし、道路管理者及び委託業者等が作業を行う。
 - ア 交通量の多い通勤通学道路
 - イ バス路線
 - ウ 交通量の多い急坂、スリップ及び凍結の危険性がある道路
 - エ 主要施設（医療・福祉施設、学校、駅等）へのアクセス道路等、特に除雪の必要性がある道路

2 除雪体制及び基準

道路管理者は、委託業者との契約を締結する毎に「除雪連絡会議（仮称）」を開催し、除雪作業等に関する事項の確認を行う。

除雪体制は、降雪量、交通量、危険度、除雪能力、地域の実情等を考慮し、段階的に出動路線を指定して行う。また、除雪作業中にある場合は、道路管理者は委託業者等から復旧状況を定期的に収集する。

(1) 第 1 次除雪

降雪状況、気象予警報等により雪が降り続くことが予想される場合には、村の指示、各区長・自主防災組織からの要請又は受託業者の判断で除雪指定路線の除雪作業を開始する。

(2) 第 2 次除雪

降雪状況、吹き溜まり、轍掘れなどにより交通に支障を及ぼすおそれのある場合には村又は各区長・自主防災組織からの指示で該当箇所を除雪作業及び路面補修作業を行う。

(3) 除雪指定路線以外の路線

除雪指定路線以外の路線に関しては、安全確保上支障がある路線は村の指示又は関係業者の判断で除雪を行う。

(4) 除雪基準

- ア 気象情報等により降り続くことが予想される場合で概ね積雪 10 cm に達した場合
- イ 公官署から要請があった場合
- ウ 各区長、自主防災組織等から要請があった場合

(5) 緊急時排雪場所

緊急時（豪雪時）の排雪場所は次のとおりである。

名 称	所在地	備 考
村道十方峡下線	天龍村平岡 289-4	
天龍村営グラウンド	天龍村平岡 318-1	
笠井島土捨場	天龍村神原 687	
向山土捨場	天龍村神原 5248	

3 凍結路対策

(1) 塩化カルシウム等（凍結防止剤）散布

ア 凍結危険箇所については、箇所が属する区長、自主防災組織等に依頼をし、適宜散布する。

イ 危険箇所以外の凍結箇所に関しては、区長、自主防災組織等に委任する。塩化カルシウム等は必要に応じて支給するが、散布代は支払わないものとする。

ウ 滑り止め砂等の設置箇所へ配布し、ドライバー等の利用者が自由に使えるようにする。

(2) パトロールの実施

必要に応じてパトロール等を実施し、凍結防止に対応する。

4 孤立集落対策

想定を超える規模の積雪や雪崩等により孤立が予想される集落については、通信手段の多重化に努め、状況に応じてヘリコプターによる救助を検討する。

また、住民に対して平常時から孤立に備えた適切な備蓄について周知を図る。

5 わかりやすい情報提供

各道路・交通管理者それぞれの情報を、住民にわかりやすく提供するため、緊急時（豪雪時）には情報収集を一元化し、防災行政無線、CATV 等を活用して情報提供を行う。

第 30 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

また地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

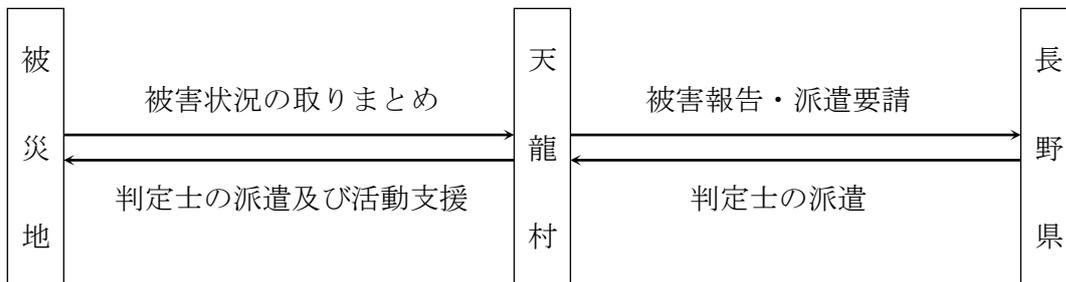
村は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 村域内の道路及び橋梁の被害について、村は、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。具体的な対策については、本章第 27 節「道路及び橋梁応急活動」を参照のこと。
- (2) 村は、余震等による道路・橋梁等の構造物の倒壊等の二次災害を防止するため、施設の応急点検を行うとともに、県等関係機関と連携を図り、交通規制やう回道路の選定等を行う。
- (3) 村は、二次災害を防止し、かつ他の応急対策がスムーズに実施できるよう、道路・橋梁の応急復旧活動を速やかに実施する。

2 建築物に係る二次災害防止対策

- (1) 村は、建築物に係る二次災害を防止するため、施設の応急点検を実施するとともに、次の事項を整備のうえ、下伊那地方事務所建築課を通じて応急危険度判定士の派遣要請を行う。
 - ア 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
 - イ 被災地域への派遣手段の確保及び案内
 - ウ 応急危険度判定士との連絡手段の確保
- (2) 村は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について、立入禁止等の措置をとる。



3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

村は、飯田広域消防本部及び関係機関と連携して、次により二次災害の防止を図る。

(1) 危険物関係

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

村長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(2) 毒物劇物関係

ア 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

イ 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道利用者井戸水利用者に対する通報を行う。

(3) その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等の二次災害の防止活動については、飯田広域消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

4 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

具体的な対策については、本章第 28 節「河川施設等応急活動」を参照のこと。

5 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路をふさぎ、土石流の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

6 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

村は、県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

第 31 節 農林産物災害応急活動

村は、被害状況の早期・的確な把握に努め、農林産物被害の拡大防止を図るとともに、農作物・森林の病害虫の発生・まん延防止のための防除、二次災害防止のための倒木等の除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農業用施設応急対策

村は、かんがい用排水路、農道等の施設が被害を受けた場合、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害の影響が及ぶ付近の住民に対して広報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

2 農作物応急対策

(1) 被害状況の把握及び報告

村は、下伊那農業改良普及センター、農協、農業共済組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を下伊那地方事務所に報告する。

(2) 災害技術・対策の指導

村は、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に関する技術・対策について、農協等関係機関と連携を図り、速やかに農業者に周知徹底する。

3 林産物応急対策

(1) 村は、飯伊森林組合等関係機関と協力して、被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

(2) 村は、災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病害虫の発生防除のため折損木等の早期除去を指導し、状況に応じて薬剤散布の徹底に努める。

第32節 文教活動

保育所、小学校、中学校（以下この節において「学校等」という。）は多くの幼児、児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため村は、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 警戒対策

東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたときは、学校長は、村教育委員会と協議し、必要に応じて休校等を決定し、次の措置をとる。

(1) 授業開始後の措置

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童については教師が地区別に付き添うなどの措置をとる。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨をCATV、防災行政無線、その他確実な方法で児童生徒等に徹底させる。

2 児童生徒等に対する避難誘導

保育所長、学校長（以下この節において「学校長等」という。）は、災害発生に際して、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(1) 風水害時

学校長等は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 児童生徒等が登園及び登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等及び保護者に周知するとともに村教育委員会にその旨連絡する。

イ 児童生徒等が在校中の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障を生じる前に、安全な方法で退園及び下校又は保護者への引き渡しを行う。

(イ) 村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所（資料5-1・5-2参照）へ誘導する。

(ウ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を村教育委員会に報告するとともに保護者、村及び関係機関に連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川のはん濫などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全に配慮し、退園及び下校の方法を決定する。
- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団退園及び下校をするか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

(2) 地震発生時

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

ア 校庭等への避難誘導

- (ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭などあらかじめ指定した安全な場所へ誘導する。
- (イ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出に当たる。

イ 避難所への避難誘導

- (ア) 学校等が危険になった場合は、村長の指定する避難所（資料5-1・5-2参照）に児童生徒等を誘導する。
- (イ) 保護者にはあらかじめ避難所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- (ウ) 避難所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は搜索・救出に当たるとともに、避難状況を村教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。
- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

3 応急教育計画

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 村教育委員会の対策

村教育委員会は、県教育委員会の指導及び支援を得て、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校施設・設備の確保

- (ア) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (イ) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

- (ア) 学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- (イ) 災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

(2) 学校長の対策

学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに、教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (ア) 災害の状況に応じ、村教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (イ) 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (ウ) 避難所等に避難している児童生徒については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (エ) 授業の再開時には、村及びその他関係機関と緊密な連絡のもとに、登下校の安全確保

に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒の健康管理

(7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(4) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

(7) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(4) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

4 教科書の供与等

村及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与及び給食費の減免等の措置を実施する。

(1) 教科書の供与

ア 所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

イ 村における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

(2) 就学援助

村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第 33 節 飼養動物の保護対策

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。

1 村が実施する対策

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な措置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置を講ずる。
- (3) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

2 飼い主が実施する対策

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼育を行う。

第34節 ボランティアの受入れ体制

災害時においては、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。村は、事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 村の対策

ア 村は、社会福祉協議会と協議し、被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

イ 村は、災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 村は、ボランティアの需給状況等について、随時、県に報告する。

(2) 社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体の対策

社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、村及び県の支援のもとに、災害時ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、活動、相談指導等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 村の対策

村は、災害対策本部にボランティア担当窓口を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ、物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

(2) 社会福祉協議会の対策

ア 県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、必要に応じ、福祉救護現地本部の行うボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣の支援を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。

イ 村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

(3) 日本赤十字社長野県支部の対策

村及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第 35 節 義援物資、義援金の受入れ体制

大規模な災害が発生した場合には、村及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 義援物資

ア 村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

イ 村は、県及び関係機関等と連携して、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

(2) 義援金

ア 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

イ 県が実施する義援金は、次の区分によるものとする。

(7) 委員会に寄託し配分する義援金

(4) 被災地へ直接送金する義援金（被災地が特定される場合）

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 義援物資

村は、義援物資を配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分するものとする。

第 36 節 災害救助法の適用

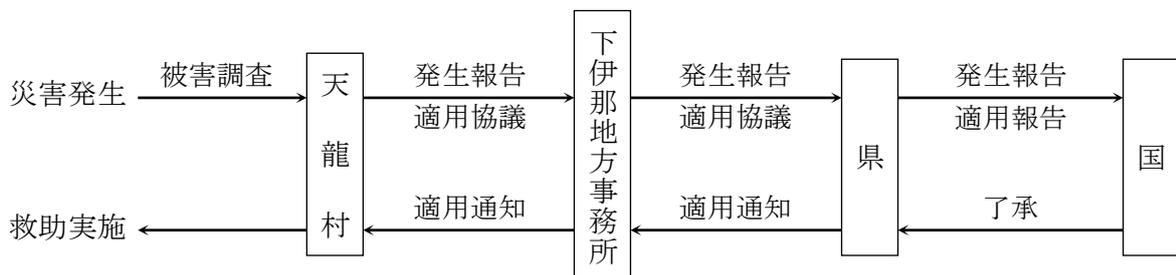
村の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、知事が行い、村長は知事を補助する。ただし、知事による救助にいとまがないときは村長が行う。

1 災害救助法の適用

- (1) 村長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに下伊那地方事務所長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 村長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。
- (3) 村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



2 救助法適用の判定

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は、災害救助法に該当する災害とする。

災害救助法の適用基準

- (1) 法適用は市町村を単位とする。
- (2) 原則として同一の原因による災害によるものであること。
- (3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア 市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の2分の1世帯、床上浸水にあつては3分の1世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市 町 村 の 人 口	住 宅 滅 失 世 帯 数
5,000 人未満	30 世帯以上
5,000 人以上～ 15,000 人未満	40 世帯以上
15,000 人以上～ 30,000 人未満	50 世帯以上
30,000 人以上～ 50,000 人未満	60 世帯以上
50,000 人以上～100,000 人未満	80 世帯以上
100,000 人以上～300,000 人未満	100 世帯以上
300,000 人以上～	150 世帯以上

(※本村にあつては人口 1,622 人（平成 24 年 3 月 31 日住民基本台帳）であることから、住宅滅失世帯数は 30 世帯以上である。)

イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が 2,000 世帯以上あつて、当該市町村の滅失世帯数が前表の滅失世帯数の 2 分の 1 に達したとき。

ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が 9,000 世帯以上であつて、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

エ 市町村の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

3 救助の実施

(1) 救助の役割分担

村長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の実施基準

救助の実施は、資料 7-1 の基準により行う。

第 37 節 観光地の災害応急対策

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 村は、観光地での災害発生時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 村は、観光地での災害発生時には、本章第 7 節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 飯田広域消防本部は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 村は、県と連携して、県において事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 村は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

村は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たって必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の策定

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指す。また、災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

(2) 情報公開・住民参加

村は、被災地の復旧・復興計画の策定に当たり、住民の意向を尊重しつつ、村及び住民が協同するものとし、情報公開並びに計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。

2 支援体制の確立

村は、災害復旧・復興事業を迅速かつ適切に行うため、必要に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県に対し、災害復旧・復興に必要な職員の配備、応援について協力を依頼し、活動体制の確立を図る。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物等の適切な処理が求められる。

村及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

1 被災施設の復旧等

村は、生活の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のため、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。実施に当たっては、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(1) 計画的かつ効率的復旧事業の推進

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

(2) 改良復旧の推進

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) 土砂災害防止対策の推進

大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

(4) 復旧予定時期の明示

ライフライン関係の復旧は、地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

(5) 総合的な復旧事業の推進

他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

(6) 事業期間の短縮化

被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。

(7) 補助事業の活用

ア 国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

イ 復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

ウ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事の迅速化に努める。

(8) 暴力団の排除

警察と連携し、暴力団の動向を把握し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め

るとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除活動に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理の実施

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。村は、災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項に留意する。

ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

ウ 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講ずる。

(2) 応援要請

村は、収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、建設業者等へ応援要請を行う。

3 職員派遣

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、村のみでは人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、村は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

(1) 村職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料9-1)に基づき、他の市町村や県に対し、必要な人員及び期間、受入れ体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

(2) 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基づき、職員を派遣する。

第3節 計画的な復興

村は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

1 復興計画の作成

- (1) 村は、被災地域の再建に当たり、より災害に強いむらづくりを目指し、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業が可及的速やかに実施できる内容の計画とする。
- (2) 村は、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、整合性のある計画の作成に努める。

2 防災むらづくり

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、災害の再発防止を目指し、「むらづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でむらのあるべき姿を明確にして、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

3 復興計画実施上の留意点

- (1) 復旧事業の迅速化
復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。
- (2) 住民参加の推進
住民に、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるむらづくりを行う。
- (3) 村は、県と連携して、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

4 特定大規模災害からの復興

- (1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

村は、災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。

1 資金計画

村が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 県、村の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、県、村等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

村は、災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の支給等各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

1 住宅対策

村は、次により被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行う。

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要となる罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

(4) 村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(5) 村外に避難した被災者への支援

村外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 生活福祉資金（災害援護資金等）の活用

村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

3 被災者の労働対策

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、県及び公共職業安定所が実施する職業紹介活動等へ協力する。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

村は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付

村は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金部（以下「基金」という。）が行う。）

村は、支援法第4条に基づき、基金から委託をされた場合は、申請書の審査・とりまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

6 租税の徴収猶予及び減免

村は、地方税法又は村条例等に基づき、被災者の村民税等の納期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を行う。

7 医療費負担の減免、保険料の減免

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

8 罹災証明書の交付

(1) 村は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、早期に罹災証明の交付を行う。

(2) 飯田広域消防本部は、火災に関する罹災証明の交付申請に際し、証明書の早期発行を行う。

9 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報・連絡体制の構築

(1) 村長は、必要に応じ、村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(2) 村は、住民に対し、掲示板、CATV、防災行政無線、広報紙等を活用し、広報を行う。

(3) 村は、報道機関に対し、発表を行う。

11 災害復旧用材の供給

村は、災害復旧資材として、関係機関及び木材団体と調整を図り、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

第6節 被災中小企業等の復興

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

1 被災農林事業者に対する支援

県により実施される支援策等について、周知・紹介を行い、被災農林業者等の経営安定又は事業の早期復旧に協力する。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 中小企業融資対策

ア 村は、県又は中小企業関係団体等を通じて利活用できる金融上の特別措置等について、被災中小企業者に対し、周知徹底を図る。

イ 村は、県を通じて、被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

(2) 信用補完制度

村は、県を通じて、長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節 総則

1 計画の目的と背景

東海地震は、大地震の切迫性が高く、予知の可能性のある唯一の地震として、大規模地震対策特別措置法に基づき、著しい災害が生じるおそれのある地域が地震防災対策強化地域として指定され、観測体制の強化や震災対策の充実が図られてきた。

本村においては、東海地震が発生した場合は、最大震度6弱程度と予想されており（長野県地震防災対策基礎調査より／第1章第5節参照）、昭和54年以来地震防災強化地域に指定されている。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、従来別々の地震とされていた複数の地震が連動発生し、想定を大きく上回る被害が発生している。また、その翌日に発生した長野県北部地震では、栄村を中心に北信地域に大きな被害が生じたが、この地震は、これまでの県の地震被害想定においては、想定されていなかった場所で発生した地震であった。

一方、内閣府では、南海トラフ巨大地震で想定される被害について検討を始め、平成24年8月29日（第一次報告 建物被害・人的被害等）、平成25年3月18日（第二次報告 施設等の被害及び経済被害）に、長野県内を含む当該地震に係る被害想定を公表している。

こうした状況を背景に、今後、より実態に即した効果的な地震対策を実施していくために、長野県においても被害想定を国の被害想定と整合を図るために平成25・26年度の2年間で被害想定の見直しを図っている。これにより、今後新たな被害想定が公表されることになるであろう。しかしいずれにしろ警戒宣言が発せられた場合、住民生活に大きな影響が発生するおそれがあるため、村、関係機関、住民等のとるべき対策について定め、地震防災体制の推進を図ることを目的として本計画を策定するものである。

2 対応方針

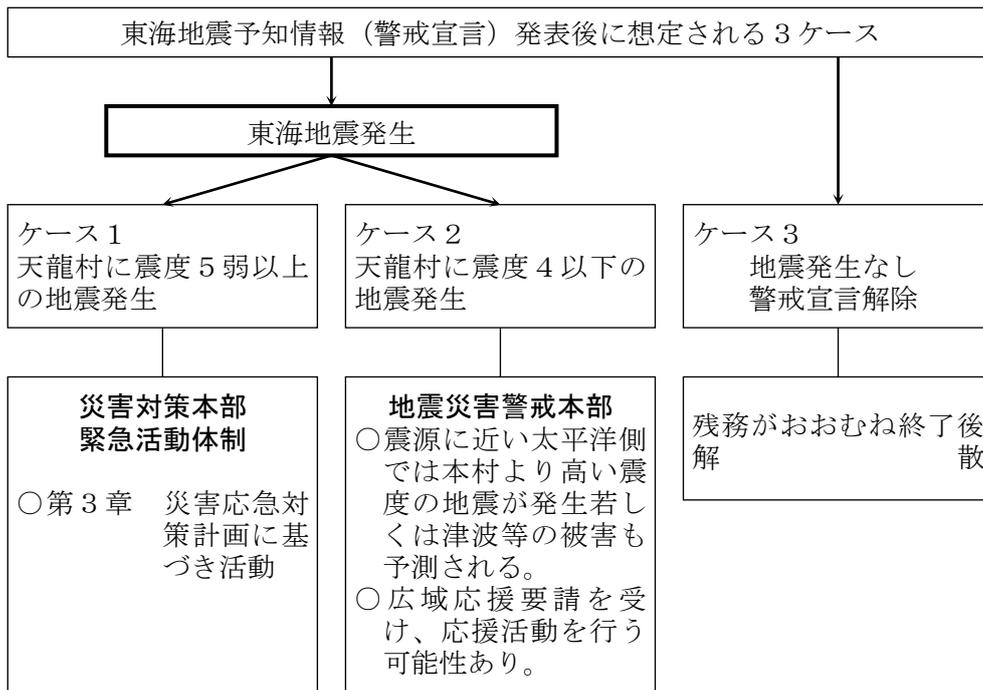
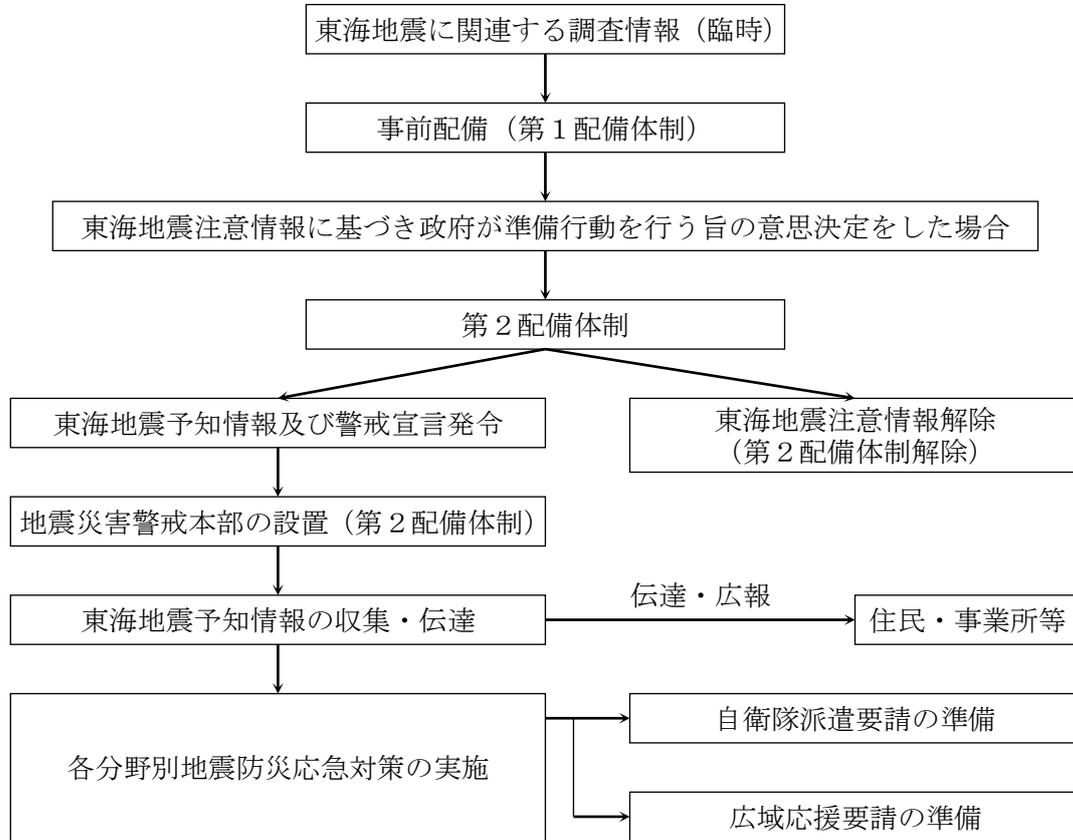
警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱は、第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務大綱」に準ずる。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

【応急活動の流れ】



1 東海地震に関連する情報時の体制

(1) 配備体制

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その情報の内容に応じて必要な配備体制をとり、次の業務を行う。

イ 東海地震発生のおそれなくなった旨の情報が発表されたとき並びに警戒宣言が解除されたとき又は他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。

ウ 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

(2) 参集場所

配備職員は、村役場庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従うものとする。

情報の種別	配備体制	本部	配備職員	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	第1配備	東海地震警戒体制	各課の長があらかじめ定めた職員	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	第2配備	東海地震緊急体制	全職員	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報		東海地震災害警戒本部		○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施

※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

2 地震災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

村長は、東海地震予知情報及び大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」）第9条に基づき地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、大震法第16条の規定に基づき地震災害警戒本部（以下「警戒本部」）を設置する。

(2) 廃止基準

ア 災害対策基本法第23条第1項に基づき災害対策本部が設置されたとき。

イ 大震法第9条第3項の警戒解除宣言があったとき。

ウ 東海地震予知情報の解除が伝えられた場合。

(3) 設置場所

ア 警戒本部は、原則として村役場会議室へ設置する。

イ 警戒本部が設置されたときは、役場正面玄関に天龍村地震災害警戒本部の標識を掲げ、併せて本部員室、災害相談窓口の設置場所を明示するものとする。

ウ 南支所管内居住職員が役場へ参集できない場合は、状況に応じ南支所へ参集。道路状況で参集できない場合は自宅待機とする。

(4) 所掌事務

ア 東海地震注意情報が発せられたときは、次の応急対応を行う。

(7) 注意情報の住民への伝達及び広報、地震防災上必要な情報の収集及び伝達、県及び防災関係機関との情報の共有化

(イ) 警戒本部設置の準備

(ロ) 地震防災応急対策の準備

(ハ) 施設等の点検・安全措置の準備

(ニ) 消防団員の配備等、地震発生後の応急措置に向けた準備

(ホ) 社会的混乱の防止措置

(ヘ) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整

(ニ) 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地準備

(ホ) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

イ 東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられたときは警戒本部を設置し、次の地震防災応急対応を行う。

(7) 警戒宣言及び地震予知情報の住民への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

(イ) 下伊那地方事務所等県関係現地機関及び防災関係機関との地震防災応急対策の連携

(ロ) 避難の勧告・指示

(ハ) 警戒区域の設定

(ニ) 消防、水防等の防災応急措置

(ホ) 食料、医薬品等の確保準備

(キ) 自主防災組織の地震防災活動の指導及び連携

(ク) その他、地震防災上必要な措置

3 地震災害警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法、天龍村地震災害警戒本部条例（資料 8-3・8-4 参照）に定めるところによる。

警戒本部の構成、組織及び事務分掌は第3章第3節に準ずるものとする。

第3節 情報収集伝達計画

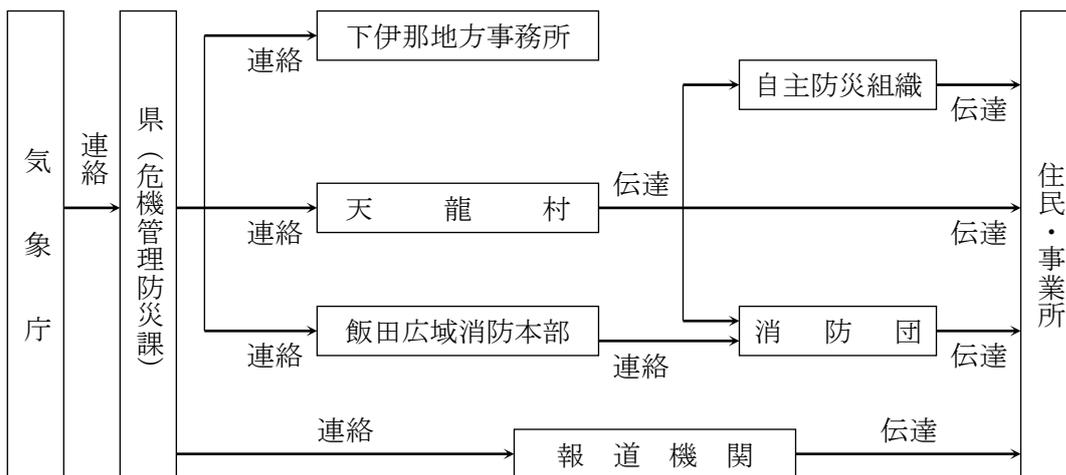
情報の収集・伝達及び広報活動は、全ての地震防災応急対策の根幹となるものである。村及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図ることを基本として、情報収集・連絡等について必要な事項を定める。

1 東海地震に関連する情報等の受理・伝達・周知

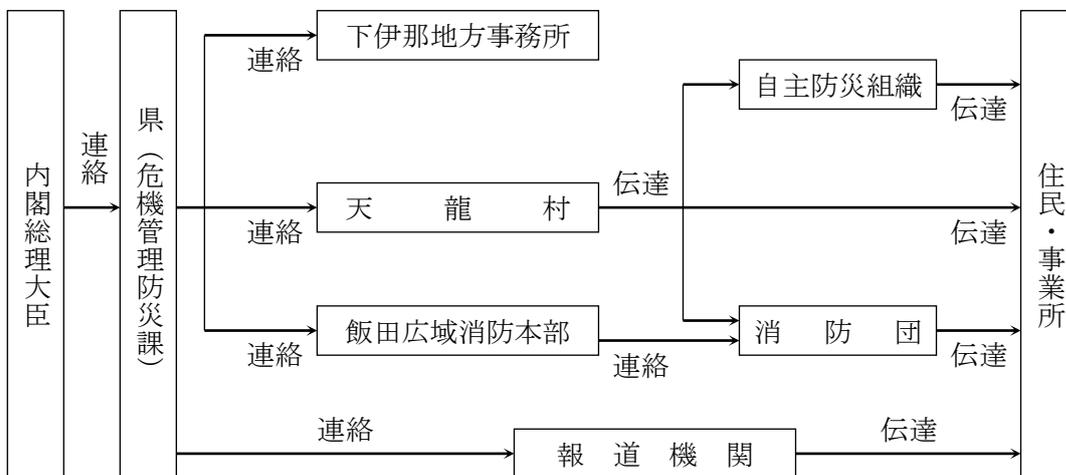
(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

県防災行政無線によって県から通知される、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理は、警戒本部設置前の勤務時間内は、総務課が行うものとし、勤務時間外及び休日は、日直及び宿直担当職員が行うものとする。警戒本部設置後においては、警戒本部において受理する。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報伝達系統図



イ 警戒宣言伝達系統図



(2) 伝達手段

ア 地震防災信号

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表されたときは村防災行政無線等で広報を、警戒宣言が発令されたことを受理したときは、直ちに村防災行政無線を使用しサイレンにより住民等に伝達する。サイレンは、約45秒吹鳴、約15秒休止を繰り返し行う。

イ 住民等への伝達手段

- (ア) 村防災行政無線
- (イ) ケーブルテレビ
- (ウ) 広報車（消防団消防車を含む）
- (エ) 報道機関（テレビ・ラジオ）

ウ 指定地方公共機関に対する伝達

警戒本部へ派遣される職員（関係機関連絡員）を通じ業務用無線機等で各機関へ伝達する。

エ 職員に対する伝達

- (ア) 庁内放送、防災行政無線（固定系・移動系）、電子メール、電話などから有効な手段を用いるものとする。
- (イ) 職員は、東海地震注意情報の発表以降、イの手段等から住民等へ伝達される情報に注意し、各任務に当たる。

2 地震防災に関する情報の収集

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき主な情報について定める。

(1) 収集する情報

東海地震に関連する情報発表時における情報の収集先と内容については、次表のとおりとする。

東海地震に関連する情報発表時における情報の収集先と内容

情報収集先	情報の内容	収集担当
<input type="checkbox"/> 1) 国（内閣府、気象庁） 県（危機管理防災課） 下伊那地方事務所等現地機関	<input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報 <input type="checkbox"/> 注意情報以降の情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 国・県の警戒本部・支部の設置・廃止	警戒本部事務局
<input type="checkbox"/> 2) 長野気象台（飯田測候所）	<input type="checkbox"/> 気象情報	
<input type="checkbox"/> 3) 各避難所	<input type="checkbox"/> 住民の混乱状況 <input type="checkbox"/> 避難・収容状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況	
<input type="checkbox"/> 4) 飯田国道事務所 飯田建設事務所	<input type="checkbox"/> 交通規制状況	
<input type="checkbox"/> 5) 飯田広域消防本部 阿南消防署	<input type="checkbox"/> 警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 警防本部活動情報	

□ 6) 阿南警察署	<input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の混乱状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等、治安状況	
□ 7) 信南交通(株) JR東海 飯田駅、平岡駅	□ JR、バス運行・乗客対応状況	
□ 8) 他市町村	□ 応急対策実施状況	
□ 9) 医療機関 長野県立阿南病院 天龍村診療所	<input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況	住民部 医療班
□ 10) 天龍村	<input type="checkbox"/> 応急給水体制準備状況 <input type="checkbox"/> 上・下水道施設応急対策実施状況	建設部 上下水道班
□ 11) 長野県トラック協会 流通業者	<input type="checkbox"/> 物資の在庫調達可能量 米穀 <input type="checkbox"/> " 生活必需品 <input type="checkbox"/> " 生鮮食料品 <input type="checkbox"/> " 副食	振興部 商工班
□ 12) 緊急輸送関連	<input type="checkbox"/> ヘリポート準備状況 <input type="checkbox"/> 車両確保準備状況	警戒本部事務局
□ 13) 天龍村教育委員会	<input type="checkbox"/> 児童・生徒引き渡し状況 <input type="checkbox"/> 住民の避難状況	教育部
□ 14) 天龍村社会福祉協議会	□ 避難実施状況	住民部 調査救助班
□ 15) 各部共通	□ 各部の応急対策実施状況	各部

(2) 伝達する情報

ア 東海地震に関連する情報

イ 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定の伝達

ウ 消防、水防団員の配備命令の伝達

エ 地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等

3 県に対する報告等

長野県地震災害警戒本部への報告は、県防災行政無線により下伊那地方事務所等現地機関を通じて報告するものとする。その主なものは、以下のとおりである。

(1) 病院の診療状況、医療救護班の出動体制

(2) 金融機関の営業状況

(3) 避難、救護の状況、旅行者数

(4) 社会福祉施設の運営状況

(5) 小中学校の授業実施状況

(6) 村の地震防災応急対策の実施状況等

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	<p>【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震注意情報	<p>【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(臨時)	<p>【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(定例)	<p>【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合</p>

※ 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第4節 広報計画

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、広報活動を実施するものとする。

1 東海地震注意情報受理時の広報内容

- (1) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- (2) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (3) 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (4) その他必要な事項

2 警戒本部設置時の広報内容

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (2) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (3) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (4) ライフラインに関する情報
- (5) 強化地域内外の生活関連情報
- (6) 事業者等がとるべき措置
- (7) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (8) 家庭において実施すべき事項
- (9) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (10) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (11) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (12) その他必要な事項

3 広報手段

村においては、県及び防災関係機関等から得た前記1・2に準じた情報等について広報を実施するとともに、防災行政無線、CATV、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知する。

詳細は、第3章第24節「災害広報活動」に準ずる。

4 広聴活動

住民の精神的動揺やニーズを把握するため、住民の防災対策の相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、防災応急対策に住民の要望等を反映させるものとする。

(1) 広聴活動の留意事項

住民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(2) 災害相談窓口の設置

ア 住民からの相談・要望などに対応するため、「災害相談窓口」を役場及び避難所等に開設する。また住民対応専用電話を開設する。各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。

イ 災害相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日20時までに警戒本部に報告するものとする。

第5節 避難活動等

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導には、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難勧告、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

1 避難の勧告又は指示

- (1) 避難対象地区は、おおむね次の基準により、あらかじめ村長が定める地区とする。
 - ア がけ地、山崩れ崩落危険地区
 - イ その他村長が危険と認める地域
- (2) 避難対象地区の住民等に広報車、防災行政無線、CATV等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び避難勧告、避難指示の伝達方法等について十分徹底を図る。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、村長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

 - ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備
 - イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - ウ 避難場所の点検及び収容準備
 - エ 収容者の安全管理
 - オ 負傷者の救護準備
 - カ 避難行動要支援者の避難救護
- (4) 住民は平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておくなど地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、村の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難する。

2 車両による避難

- (1) 村は、警察署等と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について定めておく。
- (2) 車両避難対象地区は、山間地等で、避難地までの距離がおおむね4 km以上離れているな

ど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察署と調整しておく。

- (3) 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。
- (4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- (5) 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。
- (6) 住民は車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は、避難地における駐車に当たっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、必要に応じて屋内避難の対象とする。
- (2) 村は、公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。
- (3) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講ずる。

4 要配慮者利用施設における避難対策

- (1) 村は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。
 - ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
 - イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
 - ウ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、村と調整のうえ、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。
 - ア 夜間・休日を含めた連絡体制
 - イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
 - ウ 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

- (1) 村は、避難の状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況

を把握するとともに、県へ報告する。

(2) 避難地の設置及び運営については、次により行う。

ア 避難地の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。

また、避難生活の維持に当たっては、自主防災組織の協力を得る。

イ 避難地で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

エ 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

オ 避難地の運営は、自主防災組織の協力を得て村が行う。

カ 避難地には、運営のため必要な職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

(3) 住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努める。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとする。

村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあっせんするほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。また、地震発生時の飲料水確保について、必要な措置を講ずるものとする。

1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に、緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行う。
- (2) 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。
- (3) 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。
- (4) 村は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小売店等に対し、営業の継続を要請する。
- (5) 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知する。
- (6) 物資拠点の開設準備を行う。
- (7) 住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努める。また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

- (1) 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備を行う。
- (5) 物資拠点の開設準備を行う。
- (6) 住民は、飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水する。

3 売惜しみ・買占め等の防止

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売惜しみや買占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

- (1) 売惜しみ・買占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売惜しみ・買占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 住民は集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行為に努める。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

村は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

1 医療救護体制の確立

- (1) 飯田医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

2 保健衛生体制の確立

村は、地震発生に備えて体制を確立するとともに、応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をするものとする。

- (1) 村は、し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。
- (2) 住民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

保育所、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、平常時から地震予知情報等が発せられたときの対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

1 学校における措置

公立の学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないものとする。

なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引き渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率しての集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護に当たっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、警戒本部及び教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 保育所における措置

保育所においても学校と同様の措置をとる。

ただし、保護者の引き取りがあるまでは、保育所にて保護する。

第9節 防災関係機関の講ずる措置

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

1 ライフライン機関

(1) 電力会社

電力の供給を継続する。

(2) 通 信

重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講ずる。

(3) ガ ス

ガスの供給を継続する。

2 金融機関等

(1) 金融機関

ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

イ 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障を来さないような措置を講ずるものとする。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

(2) 日本郵便(株)

ア 非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。

イ 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。

ウ 警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。

エ 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

3 交通対策

(1) 道路

ア 警察の措置

警察は、道路の通行について、次の措置をとる。

- (ア) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するものとする。
- (イ) 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行うものとする。
なお、本村は強化地域ではないが、強化地域に関しては更に下記の措置がとられる。
- (ウ) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。
- (エ) 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- (オ) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。
- (カ) 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限するものとする。

警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中の時	① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ② 車両をおいて避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難する時	第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

イ 村の措置

村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。

警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行を控えるように要請を行う。

(2) 路線バス

警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難場所等を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

4 事業所

事業所では、応急保安措置、従業員の帰宅措置など、あらかじめ定められた計画に基づいて適切な行動をとるものとする。

第6章 原子力災害対策

※本章における専門用語の解説は、資料10-4 原子力防災の基礎用語を参照

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民と相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7) 「要配慮者」とは、高齢者、障害者、傷病者、外国籍住民、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

3 計画の推進及び修正

この計画は、原子力災害に対処すべき基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね30km）」にも県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲

に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

本村から一番近い原子力発電所は、直線距離で約80kmの位置に立地する浜岡原子力発電所である。従来、原子力事業所における事故では、その影響範囲を8～10km以内としてきたが、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故では、警戒区域は20km圏内、それ以外の区域も計画的避難区域・緊急時避難準備区域に指定している。

国は現在、原子力防災対策の見直しを進めており、平成24年10月末には、原子力規制委員会が全国の原因事故時の放射線物質拡散予測を公表した。浜岡原子力発電所の拡散予測と本村の位置関係は図1のとおりである。また、この予測により、防災対策を重点的に充実すべき地域が見直され、新たな基準が発表になった（表1参照）。これらによれば本村に大きな影響はないように思われるが、この予測は地形の変化等は考慮されておらず、必ずしも安心はできない状況である。

したがって、原子力発電所の事故等により、放射性物質の拡散が本村に及んだ場合、原子力災害に対するとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策を実施することによって、住民の不安を解消するとともに、住民の生命、身体及び財産を保護することを基本とする。

このため、村では住民等への迅速な情報連絡や緊急時モニタリング体制をとることを重点とし、安定ヨウ素剤の備蓄や避難については今後の国の防災指針や原子力に関する最新の情報を随時取り入れ、国や県で新しい方針が示されたときに、随時見直しを行うものとする。

表1 防災対策を重点的に充実すべき地域

原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域については、これまでのいわゆる緊急時計画区域（EPZ）に代えて、以下の基準によるものとする。

区 域	考 え 方
予防的防護措置を準備する区域 （PAZ：Precautionary Action Zone） ○概ね5km	急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域
緊急防護措置を準備する区域 （UPZ：Urgent Protective action Planning Zone） ○概ね30km	国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域
プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 （PPA：Plume Protection Planning Area） ○概ね50km（参考値）	放射性物質を含んだプルームによる被ばくの影響を避けるため、自宅内への屋内退避等を中心とした防護措置を実施する地域

図1 原発事故時の放射性物質拡散予測図（概ね30kmまでが緊急防護措置を準備する区域）



第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
天 龍 村	〔総務課〕 (1) 災害対策本部の設置に関すること。 (2) 情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (3) 相談窓口設置に関すること。 (4) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限の措置に関すること。 (5) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。 (6) 測定器等の管理に関すること。 (7) 環境放射線モニタリング等に係る災害経費の予算・支出に関すること。 (8) 関係市町村との連携に関すること。

	<p>〔住民課〕</p> <p>(1) 各所における環境放射線モニタリングに関すること。</p> <p>(2) 健康被害における対策に関すること。</p> <p>(3) 救護所の設置及び医療体制の確保に関すること。</p> <p>〔建設課〕</p> <p>(1) 上下水道施設における環境放射線モニタリングに関すること。</p> <p>(2) 飲料水における安全措置に関すること。</p> <p>(3) 汚泥の処理に関すること。</p> <p>(4) 公園等における環境放射線モニタリングに関すること。</p> <p>(5) 公園等の表土及び施設の除染に関すること。</p> <p>〔振興課〕</p> <p>(1) 農林畜産物における安全措置に関すること。</p> <p>(2) 観光施設における安全措置に関すること。</p> <p>〔教育委員会〕</p> <p>(1) 学校、保育所における放射線測定に関すること。</p> <p>(2) 給食材料等の放射線測定に関すること。</p> <p>(3) 園児、児童の安全措置に関すること。</p> <p>(4) グラウンド等の表土の除染に関すること。</p>
--	--

2 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	<p>(1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。</p> <p>(2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。</p> <p>(3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。</p> <p>(5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。</p> <p>(6) モニタリング等に関すること。</p> <p>(7) 健康被害の防止に関すること。</p> <p>(8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。</p> <p>(9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。</p> <p>(10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。</p> <p>(11) 飯田広域消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。</p> <p>(12) 汚染物質の除去等に関すること。</p> <p>(13) その他原子力防災に関すること。</p>

3 原子力事業者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部電力(株)等	(1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 従業員等に対する教育及び訓練に関すること。 (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 (8) 汚染物質の除去に関すること。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務は、第1章総則第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4節 災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する本章第5節に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

1 モニタリング等

村は、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 村は、広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 村は、学校、公民館等の公共的施設のうち、気密性の高い施設を、あらかじめ避難所として指定しておくとともに、避難所に整備すべき資機材等の整備に努める。
- (3) 村は、避難所、避難方法、屋内退避の方法及び避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

3 健康被害の防止

(1) 資機材の整備等

村は、県及び関係機関等と連携し、放射線測定資機材、除線資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

(2) 被ばく医療体制の整備

ア 体制の整備

村は、県及び医療機関と連携して、避難所に設置する救護所等における初期被ばく医療を中心に体制を整備する。

イ 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

(ア) 村は、県と連携して、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、平常時の配備、緊急時の手順や体制を整備する。

(イ) 村は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、医療機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう、体制を整備する。

※ 初期被ばく医療、安定ヨウ素剤の投与体制等については、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日）における見直し作業後に行われる「長野県地域防災計画」の改訂内容に基づき、規定する予定である。

※ 原子力災害時に使用する「安定ヨウ素剤」の一般的知識については、資料10-3参照のこと。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発（資料 10-4・10-5 参照）

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村は、県及び原子力事業者と連携し、住民等に対し必要に応じて、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

5 原子力防災に関する訓練の実施

村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第5節 災害応急対策

1 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、村はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

2 情報の収集・連絡活動

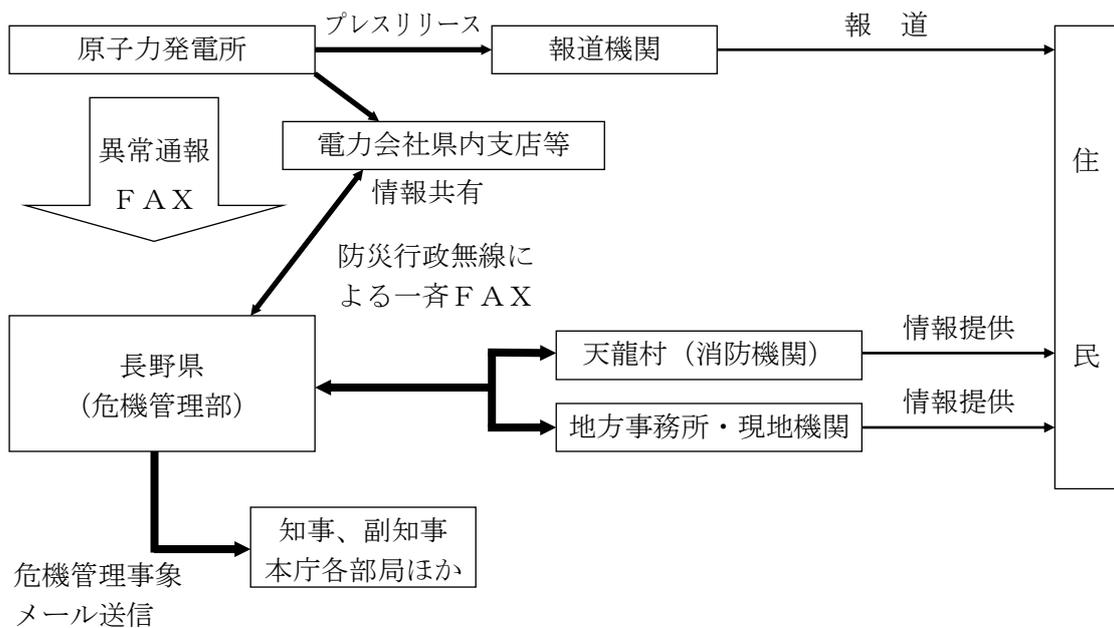
(1) 情報の収集及び連絡体制の整備

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、村は、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置される原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、村及び県が行う応急対策について協議する。

イ 村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

(2) 通信手段の確保

ア 村は、県と連携し、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。



3 活動体制

(1) 職員の参集

ア 動員配備人員の一般的基準

動員・配備の基準については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところによる。

イ 警戒体制

総務課長は、次に掲げるときは、担当職員に命じて、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(7) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(i) その他村長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準及び設置場所

村長は、次に掲げる状況になった場合、天龍村災害対策本部を村役場庁舎内に設置する。

(7) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(i) その他村長が必要と認めたとき。

イ 組織及び所管事務

第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところによる。

ウ 災害対策本部の廃止

おおむね次の基準による。

(7) 村内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(i) 村長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

4 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときは、次の対応を行う。

(1) 災害時のモニタリング

ア 村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、結果を村ホームページ等で公表する。

イ 村は、県が設置するモニタリングポストによる空間放射線量の測定が円滑に行われるよう協力する。

(2) 放射能濃度の測定

ア 村は、必要に応じて水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を村ホームページ等で公表する。

イ 村は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

5 健康被害防止対策

村は、天龍村診療所等と連携し、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保を行うとともに、住民に対し、健康相談窓口を設置する。

6 住民等への的確な情報伝達

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 村、県と連携し、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や原子力事業者との情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

イ 村長は、風評被害の未然防止など、報道機関を通じて原子力災害に関する広報活動を行う必要があると認めるときは、下伊那地方事務所を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

村は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

7 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 屋内退避及び避難誘導

ア 村は、村内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に対して、次の方法等で情報を提供する。

(ア) 防災行政無線、CATV及び広報車等による広報活動

(イ) 村教育委員会等を通じた学校への連絡

(ウ) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

(エ) 警察署・駐在所等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動

(オ) 消防署の広報車等による広報活動

(カ) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

イ 村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

(ア) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行

う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設する。

- (イ) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- (ウ) 退避・避難のための立退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- (エ) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日）で示されていた屋内退避及び避難等に関する指標は、次の表のとおりである。

基準の概要	初期設定値 ^(注1)	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (マイクロシーベルト毎時) (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^(注2))	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)。
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^(注3) の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^(注4) させるための基準	20 μ Sv/h (マイクロシーベルト毎時) (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

(注1) 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

(注2) 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

(注3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば、野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(注4) 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

(2) 広域避難活動

ア 村は、村の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請するとともに、県と連携し、避難先及び

輸送ルートの調整を行う。

イ 村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

ウ 他市町村から避難者受入れの要請を受けたときは、あらかじめ定めた避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。

エ 村は、J R 東海・信南交通(株)、自衛隊等と連携し、避難者の輸送を行う。

8 緊急輸送活動

村は、次のとおり緊急輸送体制の確立を図る。

- (1) 村は、県と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。
- (2) 村は、人員、車両等に不足が生じたときは、県を通じて、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊

9 飲料水・飲食物の摂取制限等

- (1) 飲料水、飲食物の摂取制限

ア 県は、国の指導・助言、指示及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者へ指示又は要請する。

イ 村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

- (2) 農林産物の採取及び出荷制限

村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

(3) 飲食物摂取制限に関する指標

防災指針で示されていた基準は、下表のとおりである。

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000ベクレル／キログラム以上

（「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日）より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

10 県外からの避難者の受入れ活動

(1) 避難者の受入れ

村は、県と協力し、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）に対する受入れ活動を次のとおり実施する。なお、県外からの避難者の受入れについては、風水害、地震などすべての災害においても準用するものとし、具体的な活動については、災害の状況により適切に判断することとする。

ア 緊急的な一時受入れ

村は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し、村の保有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

イ 短期的な避難者の受入れ

村は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。

(7) 県から被災自治体の避難者受入れ要請があったときは、まず緊急的な一時受入れと同様に、村の施設で対応する。

(4) アによる受入れが困難な場合、村内の宿泊施設等を村が借り上げて避難所とする。

ウ 中期的な避難者の受入れ

村は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。

- (ア) 避難者に対しては、村営住宅への受入れを行う。
- (イ) 民間賃貸住宅を村が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。
- (ウ) 長期的に村に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

(2) 避難者の生活支援及び情報提供

ア 村は、県及び避難元都道府県等と連携し、村内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

イ 村は、県と連携し、避難者に関する情報を活用し、避難者に対し避難元市町村からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第6節 災害からの復旧・復興

村は、国、県、及び原子力事業者と相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講ずる。

1 放射性物質による汚染の除去等

村は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

2 制限措置の解除

村は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

3 モニタリング

村は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに村ホームページ等で公表する。

4 風評被害の防止

(1) 村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ、報道機関等の協力を得て、農林業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

(2) 風評被害が実際に生じたと考えられる場合、村は、県と連携して、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

5 健康被害等の相談

村は県及び天龍村診療所等と連携し、住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

(1) 住民への対応

村は、県及び天龍村診療所と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

(2) 健康影響調査

ア 村は、県の協力を得て、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

イ 村は、県が防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

(3) 保育所・学校等における対策

保育所・学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮して、心のケアを含めた対応を行う。

第7節 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、その対応については、第4節「災害に対する備え」、第5節「災害応急対策」、第6節「災害からの復旧・復興」を準用する。

資料編

1 防災関係機関に関する資料

資料 1 - 1 防災関係機関一覧表

1 村

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
天龍村役場	下伊那郡天龍村平岡878	0260-32-2001
天龍村役場南支所	下伊那郡天龍村神原3929-1	0260-32-3111

2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
阿南消防署	下伊那郡阿南町西條417-15	0260-22-3344
阿南消防署和田分署	飯田市南信濃八重河内121	0260-34-5588

3 警 察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
阿南警察署	下伊那郡泰阜村温田8447-3	0260-25-0110
阿南警察署天龍村駐在所	下伊那郡天龍村平岡1264	0260-32-2027

4 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
危機管理部危機管理防災課	長野市南長野幅下692-2	026-235-7184
下伊那地方事務所	飯田市追手町2-678	0265-23-1111
飯田建設事務所	飯田市追手町2-678	0265-23-1111
下伊那南部建設事務所	下伊那郡天龍村平岡1262-1	0260-32-2155
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678	0265-23-1111

5 指定地方行政機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東農政局長野地域センター	長野市旭町1108	026-233-2500
中部森林管理局南信森林管理署上村森林事務所	飯田市上村上町858-10	0260-36-2414
長野労働局飯田労働基準監督署	飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎	0265-22-2635
中部地方整備局飯田国道事務所	飯田市東栄町3350	0265-53-7200
中部地方整備局天竜川上流河川事務所 遠山川砂防出張所	飯田市南信濃八重河内209-5	0260-34-2376
中部電力(株)平岡ダム管理所	下伊那郡天龍村平岡286	0260-32-2291
長野地方气象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-2738

6 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108	026-233-2108
陸上自衛隊松本駐屯地第13普通科連隊本部	松本市高宮西1-1	0263-26-2766

7 指定公共機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町1137-5	026-225-4389 (夜間土休日は局番なしの113か、携帯電話からは0120-444-113)
(株)NTTドコモ長野支店	長野市上千歳町1112-1	026-291-7170
日本放送協会長野放送局	長野市稲葉210-2	026-291-5200
中部電力(株)飯田営業所	飯田市吾妻町100	0120-984-550
日本銀行松本支店	松本市丸の内3-1	0263-34-3500
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
日本赤十字社長野県支部天龍村分区	下伊那郡天龍村平岡878 天龍村役場 住民課	0260-32-2001
日本通運(株)長野支店	須坂市大字井上字砂田1700-1	026-242-5500

日本郵便(株)信越支社	長野市栗田801	026-231-2239
日本郵便(株)平岡郵便局	下伊那郡天龍村平岡581-1	0260-32-2200
日本郵便(株)神原郵便局	下伊那郡天龍村神原1099-2	0260-32-2230
東海旅客鉄道(株) 飯田支店	飯田市上飯田5356	0265-22-7082

8 指定地方公共機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
信越放送(株) (SBC)	長野市問御所町1200	026-237-0500
(株)長野放送 (NBS)	長野市岡田町131-7	026-227-3000
(株)テレビ信州 (TSB)	長野市若里1-1-1	026-227-5511
長野朝日放送(株) (abn)	長野市栗田989-1	026-223-1000
長野エフエム放送(株) (FM長野)	松本市本庄1-13-5	0263-33-4400
長野県情報ネットワーク協会	長野市大字南長野北石堂町 1177-3 JAビル内	026-236-2028
信南交通(株)	飯田市大通2-208	0265-22-1801
(公社)長野県トラック協会	長野市南長池710-3	026-254-5151
(一社)長野県LPガス協会	長野市中御所1-16-13	026-229-8734
(社福)長野県社会福祉協議会	長野市若里7-1-7	026-228-4244

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(一社)飯田医師会	飯田市大通1-29	0265-22-1800
天龍村社会福祉協議会	下伊那郡天龍村平岡773-2	0260-32-2277
みなみ信州農業協同組合	飯田市北方3852-22	0265-28-1800
飯伊森林組合	飯田市常盤町30	0265-22-0604
天龍村商工会	下伊那郡天龍村平岡914-9	0260-32-2066

2 災害危険箇所に関する資料

資料 2-1 危険箇所等総括表

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分		箇 所 数
地すべり危険箇所（県農政部所管）		2
地すべり危険箇所（県建設部所管）		20
山地災害 危険地	地すべり危険地区（県林務部所管）	7
	山腹崩壊危険地区	54
	崩壊土砂流出危険地区	54
土砂崩壊危険箇所（県農政部所管）		14
急傾斜地崩壊危険箇所		I 39
		II 65
		III 0
		104
土石流危険渓流		I 18
		II 16
		III 0
		34

(注) I 保全人家5戸以上である。(5戸未満であっても公共建物又は要配慮者関連施設がある。)

II 保全人家1～4戸ある。

III 人家はないが、将来人家等の立地が予想される。

資料 2-2 地すべり危険箇所（県農政部所管）

1 下伊那地方事務所関係

No.	番号	箇所名	市町村
1	93	長沼	天龍村
2	94	梨畑	天龍村

資料 2-3 地すべり危険箇所（県建設部所管）

1 飯田砂防事務所関係

No.	番号	箇所名
1	365	折立
2	366	弓場
3	367	福島
4	368	中井侍
5	369	柿の平
6	370	先途
7	371	太田
8	372	野竹
9	373	梨畑
10	374	不生

No.	番号	箇所名
11	375	小城
12	376	戸口
13	377	平岡
14	378	十久保
15	379	引ノ田
16	380	川島
17	381	下山
18	1242	小沢
19	1244	神原
20	1245	中井侍(2)

資料 2-4 急傾斜地崩壊危険箇所

危険箇所区分 I

No.	箇所番号	箇所名
1	41311001	折立
2	41311002	為栗
3	41311003	藁野
4	41311004	清水
5	41311005	遠山口
6	41311006	原
7	41311007	北
8	41311008	田村
9	41311009	中央
10	41311010	満島(2)
11	41311011	弓場
12	41311012	岡本
13	41311013	南中

No.	箇所番号	箇所名
14	41311014	南
15	41311015	南上
16	41311016	うぐす(北)
17	41311017	うぐす(南)
18	41311018	十久保
19	41311019	小沢(1)
20	41311020	小沢(2)
21	41311021	下山
22	41311022	中井侍
23	41311023	中井侍駅上
24	41311024	不生
25	41311025	上平
26	41311026	上平(2)

No.	箇所番号	箇所名
27	41311027	松島
28	41311028	発電所上
29	41311029	大久那(3)
30	41311030	福島
31	41311031	的瀬
32	41311032	下戸口
33	41311033	戸口
34	41311034	倉の平
35	41311035	坂部
36	41311036	坂部(2)
37	41311037	向方
38	41311038	大河内(2)
39	41311039	大河内(1)

危険箇所区分Ⅱ

No.	箇所番号	箇所名
1	41312001	満島(1)
2	41312002	満島(3)
3	41312003	小沢
4	41312004	小沢
5	41312005	下山(1)
6	41312006	下山(2)
7	41312007	下山(3)
8	41312008	下山(4)
9	41312009	中井侍(1)
10	41312010	中井侍(2)
11	41312011	中井侍(3)
12	41312012	不生(4)
13	41312013	不生(2)
14	41312014	不生(3)
15	41312015	小城(2)
16	41312016	小城(1)
17	41312017	上平(3)
18	41312018	引ノ田(2)
19	41312019	引ノ田(1)
20	41312020	途中(1)
21	41312021	途中(2)
22	41312022	長沼(1)
23	41312023	長沼(2)
24	41312024	萬城
25	41312025	長島
26	41312026	連地
27	41312027	郷戸
28	41312028	大久那(1)
29	41312029	大久那(2)
30	41312030	溝ノ田(1)
31	41312031	溝ノ田(2)
32	41312032	田島
33	41312033	明ヶ島

No.	箇所番号	箇所名
34	41312034	中久那
35	41312035	福島
36	41312036	的瀬
37	41312037	中組
38	41312038	中組(2)
39	41312039	中組(1)
40	41312040	足瀬(2)
41	41312041	足瀬(3)
42	41312042	足瀬(1)
43	41312043	見遠
44	41312044	戸口(2)
45	41312045	倉ノ平(2)
46	41312046	倉ノ平(3)
47	41312047	倉ノ平(4)
48	41312048	太田(1)
49	41312049	太田(2)
50	41312050	向方(4)
51	41312051	向方(3)
52	41312052	向方(1)
53	41312053	向方(5)
54	41312054	向方(2)
55	41312055	川島(3)
56	41312056	川島(1)
57	41312057	川島(2)
58	41312058	野竹
59	41312059	向方(6)
60	41312060	神原
61	41312061	中河内(2)
62	41312062	中河内(1)
63	41312063	大河内
64	41312064	大河内(3)
65	41312065	大河内(4)

(注) 箇所番号…上3桁：市町村コード。上4桁目：斜面区分（1：自然、2：人口）。

上5桁目：危険箇所区分（1：Ⅰ、2：Ⅱ、3：Ⅲ）。下3桁：箇所番号

資料 2-5 土石流危険渓流

危険箇所区分Ⅰ

No.	河川名	渓流名	渓流番号	
1	天竜川	月沢川	41311001	
2	和知野川	長島	41311002	
3	天竜川	田村沢川(1)	41311003	
4		田村沢川(2)	41311004	
5		紙沢川	41311005	
6		弓場川	41311006	
7		洞沢川	41311007	
8		所蛇川	41311008	
9		北沢	41311009	
10		南沢	41311010	
11		大河内川	向沢	41311011
12			宮ノ沢	41311012
13	大河内(1)		41311013	
14	小屋野川		41311014	
15	早木戸川	浪合川(3)	41311015	
16		浪合川(2)	41311016	
17		浪合川(1)	41311017	
18	大河内川	大河内(2)	41311018	

危険箇所区分Ⅱ

No.	河川名	渓流名	渓流番号
1	大河内川	丁地沢	41312001
2	天竜川	小沢	41312002
3	早木戸川	日代川(2)	41312003
4		田井沢	41312004
5		明ヶ島川	41312005
6	大河内川	柳島(1)	41312006
7		柳島(2)	41312007
8		中河内川	41312008
9	虫川	神原	41312009
10	大河内川	大河内(3)	41312010
11		大河内(4)	41312011
12		軒山沢	41312012
13		シंगा沢	41312013
14		大河内(5)	41312014
15		大河内(6)	41312015
16		大河内(7)	41312016

(注) 渓流番号…上3桁：市町村コード。上4桁目：直轄・県区分（0：直轄、1：県）。

上5桁目：渓流区分（1：Ⅰ、2：Ⅱ、3：Ⅲ）。下3桁：渓流番号

資料 2-6 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（土石流）

（様式第1-2号）

概 要 書 （ 1 / 1 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積(m ²)	延長		
			戸数	(m ²)	(m)	戸数		(m)		
土石流	神原	D06-413-001	1	100,358		0	2,928		8	
土石流	柳島(1)	D06-413-002	0	949		0	76		5	
土石流	柳島(2)	D06-413-003	1	37,561		0	16,422		5	
土石流	中河内川	D06-413-004	0	58,654		0	37,596		5	
土石流	大河内(3)	D06-413-005	1	6,161					6	
土石流	大河内(4)	D06-413-006	1	15,934		0	750		6	
土石流	向沢	D06-413-007	4	21,332		0	628		6	
土石流	大河内(1)	D06-413-008	5	20,228		0	84		6	
土石流	小屋野沢	D06-413-009	1	34,798		1	5,236		6・7	
土石流	大河内(5)	D06-413-010	0	47,764		0	144		6・7	
土石流	大河内(6)	D06-413-011	0	52,730		0	172		6・7	
土石流	大河内(2)	D06-413-012	0	30,024		0	734		7	
土石流	大河内(7)	D06-413-013	0	2,500		0	416		7	
土石流	浪合川(1)-1	D06-413-014	0	65,723		0	621		6・7	
土石流	浪合川(1)-2	D06-413-015	0	68,493		0	1,747		6・7	
土石流	浪合川(2)	D06-413-016	0	5,507		0	1,607		6・7	
土石流	浪合川(3)	D06-413-017	0	26,206		0	6,152		6・7	
土石流	シンガ沢	D06-413-018	4	8,593		0	165		6・7	
土石流	宮ノ沢	D06-413-019	3	16,328		1	3,600		6	
土石流	軒山沢	D06-413-020	5	16,389		0	245		6	
土石流	明ヶ島川	D06-413-021	0	41,696		1	26,271		4	
土石流	田井沢	D06-413-022	1	6,291		0	735		4	
土石流	日代川(2)	D06-413-023	1	16,635		1	12,525		4	
土石流	丁地沢	D06-413-024	2	10,981					3	
土石流	長島	D06-413-025	0	25,915		0	9		1	
土石流	月沢川	D06-413-026	0	2,739		0	257		1	
土石流	田村沢川(1)	D06-413-027	111	135,332		0	154		2	
土石流	田村沢川(2)	D06-413-028	95	144,187					2	
土石流	紙沢川	D06-413-029	80	127,352					2	
土石流	弓場川	D06-413-030	61	106,930					2	
土石流	洞沢川	D06-413-031	71	103,665		0	670		2	
土石流	所蛇川	D06-413-032	11	35,377		7	12,885		2	
土石流	北沢	D06-413-033	9	39,489					3	
土石流	南沢	D06-413-034	9	53,489		0	52		3	
土石流	小沢	D06-413-035	0	13,689					3	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

資料 2-7 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（地すべり）

（様式第1-2号）

概 要 書（ 1 / 2 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積(m ²)	延長		
			戸数	(m ²)	(m)	戸数		(m)		
地すべり	折立A	J06-413-001A	12	161,388				1		
地すべり	弓場A	J06-413-002A	6	14,070				2		
地すべり	弓場B	J06-413-002B	10	14,070				2		
地すべり	弓場B	J06-413-002C	3	16,349				2		
地すべり	弓場D	J06-413-002D	20	44,744				2		
地すべり	平岡A	J06-413-003A	3	3,587				2		
地すべり	平岡B	J06-413-003B	2	3,435				2		
地すべり	平岡C	J06-413-003C	5	2,975				2		
地すべり	平岡D	J06-413-003D	2	10,074				2		
地すべり	平岡E	J06-413-003E	2	6,952				2		
地すべり	平岡F	J06-413-003F	2	3,237				2		
地すべり	平岡G	J06-413-003G	1	5,486				2		
地すべり	平岡H	J06-413-003H	1	3,097				2		
地すべり	平岡I	J06-413-003I	0	3,299				2		
地すべり	平岡J	J06-413-003J	2	4,524				2		
地すべり	平岡K	J06-413-003K	25	62,004				2		
地すべり	平岡M	J06-413-003M	14	18,404				2		
地すべり	平岡N	J06-413-003N	11	13,605				2		
地すべり	平岡O	J06-413-003O	15	15,820				2		
地すべり	平岡P	J06-413-003P	17	19,453				2		
地すべり	平岡Q	J06-413-003Q	5	3,181				2		
地すべり	平岡R	J06-413-003R	27	51,202				2		
地すべり	平岡S	J06-413-003S	7	14,669				2		
地すべり	平岡T	J06-413-003T	5	10,021				2		
地すべり	福島A	J06-413-004A	23	77,278				3		
地すべり	福島B	J06-413-004B	2	39,744				3		
地すべり	戸口A	J06-413-005A	6	33,458				4		
地すべり	戸口B	J06-413-005B	1	10,305				4		
地すべり	戸口C	J06-413-005C	2	25,782				4		
地すべり	戸口D	J06-413-005D	1	9,207				4		
地すべり	十久保A	J06-413-006A	6	60,649				3		
地すべり	十久保B	J06-413-006B	1	31,818				3		
地すべり	小沢A	J06-413-007A	1	22,108				3		
地すべり	小沢B	J06-413-007B	0	14,093				3		
地すべり	下山A	J06-413-008A	11	55,020				3		
地すべり	下山B	J06-413-008B	2	18,988				3		

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

概 要 書 (2 / 2)

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
地すべり	中井侍(2)A	J06-413-009A	1	20,541				7		
地すべり	不生A	J06-413-010A	1	23,627				7		
地すべり	不生B	J06-413-010B	0	13,499				7		
地すべり	太田A	J06-413-011A	1	15,066				7		
地すべり	小域A	J06-413-012A	0	12,536				9		
地すべり	引ノ田A	J06-413-013A	3	26,311				9		
地すべり	柿の平A	J06-413-014A	0	45,278				8		
地すべり	柿の平B	J06-413-014B	2	68,026				8		
地すべり	柿の平C	J06-413-014C	2	45,592				8		
地すべり	先途A	J06-413-015A	0	17,963				8		
地すべり	先途B	J06-413-015B	1	45,003				8		
地すべり	神原A	J06-413-016A	1	14,225				6		
地すべり	神原B	J06-413-016B	1	22,107				6		
地すべり	川島A	J06-413-017A	0	55,338				5		
地すべり	川島B	J06-413-017B	7	61,130				5		
地すべり	野竹A	J06-413-018A	0	11,167				5		
地すべり	野竹B	J06-413-018B	2	7,307				5		
地すべり	野竹C	J06-413-018C	2	8,492				5		
地すべり	下山(2)A	J06-413-202A	2	30,800				3		
地すべり	下大平A	J06-413-203A	2	17,119				7		
地すべり	下大平B	J06-413-203B	9	35,031				7		
地すべり	下大平C	J06-413-203C	0	7,850				7		
地すべり	坂部A	J06-413-204A	1	9,359				8		
地すべり	坂部B	J06-413-204B	2	12,112				8		
地すべり	坂部C	J06-413-204C	0	6,337				8		
地すべり	坂部D	J06-413-204D	4	11,585				8		
地すべり	坂部E	J06-413-204E	8	11,651				8		
地すべり	横畑A	J06-413-206A	5	13,699				5		
地すべり	横畑B	J06-413-206B	0	9,178				5		
地すべり	横畑C	J06-413-206C	2	5,199				5		
地すべり	横畑D	J06-413-206D	3	22,520				5		
地すべり	長沼A	J06-413-401A	3	36,868				2		
地すべり	梨畑A	J06-413-402A	3	42,909				5		
地すべり	梨畑B	J06-413-402B	1	6,668				5		
地すべり	梨畑C	J06-413-402C	5	16,218				5		
地すべり	梨畑D	J06-413-402D	1	12,877				5		
地すべり	梨畑E	J06-413-402E	0	3,509				5		
地すべり	梨畑F	J06-413-402F	0	6,042				5		
地すべり	梨畑G	J06-413-402G	0	11,157				5		
地すべり	梨畑H	J06-413-402H	0	3,342				5		
地すべり	梨畑I	J06-413-402I	0	10,585				5		
地すべり	梨畑J	J06-413-402J	1	4,261				5		

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

資料 2-8 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（急傾斜）

(様式第2-2号)

概 要 書 (1 / 9)

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜	為栗	K06-413-001	1	13,513	86.8	1	8,534	86.8	1/21	
急傾斜	折立(1)	K06-413-002	2	7,888	150	0	0	0	2/20, 10/20	
急傾斜	折立(2)	K06-413-003	1	1,576	40.8	1	749	40.8	10/21	
急傾斜	折立(3)	K06-413-004	2	10,181	82.3	0	7,318	82.3	10/21	
急傾斜	折立(4)	K06-413-005	1	3,352	62.7	0	1,496	62.7	10/21	
急傾斜	折立(5)	K06-413-006	2	4,147	77.1	1	1,524	77.1	10/21	
急傾斜	折立(6)	K06-413-007	1	3,797	39.2	1	2,246	39.2	10/21	
急傾斜	清水	K06-413-008	3	22,455	230.3	0	12,751	230.3	9/21	
急傾斜	藁野	K06-413-009	3	25,420	212.4	0	14,869	212.4	9/21	
急傾斜	遠山口(1)	K06-413-010	1	5,553	59.9	1	2,569	59.9	9/21	
急傾斜	遠山口(2)	K06-413-011	3	17,393	160	1	10,648	160	9/21	
急傾斜	遠山口(3)	K06-413-012	2	7,411	69	0	3,504	69	9/21	
急傾斜	東原	K06-413-013	1	6,675	82.1	0	2,568	82.1	9/21	
急傾斜	西原(1)	K06-413-014	3	21,106	273	0	10,946	273	9/21	
急傾斜	西原(2)	K06-413-015	0	3,294	120.5	0	140	104	9/21	
急傾斜	西原(3)	K06-413-016	0	37,926	379.5	0	25,637	379.5	9/21	
急傾斜	北(1)	K06-413-017	1	3,348	34.8	0	1,639	34.8	8/21, 9/21	
急傾斜	北(2)	K06-413-018	3	3,326	72.3	2	1,336	72.3	8/21, 9/21	
急傾斜	北(3)	K06-413-019	4	9,924	150.2	0	4,771	150.2	8/21, 9/21	
急傾斜	北(4)	K06-413-020	2	1,752	37	0	0	0	8/21, 9/21	
急傾斜	北(8)	K06-413-021	2	1,395	59.7	0	35	27.4	8/21	
急傾斜	北(7)	K06-413-022	1	1,593	56.5	0	267	31.7	8/21	
急傾斜	北(6)	K06-413-023	7	2,275	92.3	0	230	32.2	8/21	
急傾斜	北(5)	K06-413-024	1	1,015	44.8	0	0	0	8/21	
急傾斜	田村(1)	K06-413-025	2	2,444	46.9	1	811	46.9	8/21	
急傾斜	田村(2)	K06-413-026	2	1,823	70	0	0	0	8/21	
急傾斜	田村(3)	K06-413-027	4	2,440	62.6	0	693	62.6	8/21	
急傾斜	田村(4)	K06-413-028	9	6,471	104.5	2	1,114	53.9	8/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

概 要 書 (2 / 9)

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜	田村(5)	K06-413-029	21	19,978	331.5	4	6,564	304.5	8/21	
急傾斜	余野(1)	K06-413-030	1	2,295	42.1	0	1,723	42.1	8/21	
急傾斜	余野(2)	K06-413-031	1	12,508	114.9	1	7,510	114.9	8/21	
急傾斜	長野(1)	K06-413-032	2	1,400	53.8	0	231	53.8	8/21	
急傾斜	弓場	K06-413-033	3	7,574	84	1	4,102	84	8/21	
急傾斜	岡本(1)	K06-413-034	9	18,568	168.4	3	10,712	168.4	8/21	
急傾斜	岡本(2)	K06-413-035	5	10,331	137.4	0	4,392	137.4	8/21	
急傾斜	岡本(3)	K06-413-036	1	1,723	63.4	0	688	63.4	8/21	
急傾斜	長野(2)	K06-413-037	6	5,209	119.5	2	1,414	97.8	8/21	
急傾斜	南下	K06-413-038	6	4,740	123.2	0	1,191	123.2	8/21	
急傾斜	南中	K06-413-039	9	2,965	109.8	0	183	40.2	8/21	
急傾斜	南上(1)	K06-413-040	9	8,720	295.7	0	0	0	8/21	
急傾斜	栄町(1)	K06-413-041	1	2,096	59.6	0	567	59.6	8/21	
急傾斜	栄町(2)	K06-413-042	12	6,732	151.5	0	787	60.1	8/21	
急傾斜	南上(2)	K06-413-043	9	34,199	262.5	0	21,349	262.5	8/21	
急傾斜	栄町(3)	K06-413-044	2	12,589	101.1	2	7,318	101.1	8/21	
急傾斜	浄心の滝(1)	K06-413-045	0	20,851	237.8	0	11,920	237.8	7/21	
急傾斜	浄心の滝(2)	K06-413-046	0	14,455	146.6	0	0	0	7/21	
急傾斜	うぐす(北)	K06-413-047	8	21,550	213	2	10,131	213	6/21	
急傾斜	うぐす(南)(2)	K06-413-048	4	15,588	216	0	5,090	200	6/21	
急傾斜	うぐす(南)(1)	K06-413-049	1	1,289	31.2	0	332	31.2	6/21	
急傾斜	うぐす(南)(3)	K06-413-050	5	7,945	183	0	2,590	173.7	6/21	
急傾斜	十久保(5)	K06-413-051	1	682	21.1	0	219	17.2	6/21, 11/21	
急傾斜	十久保(6)	K06-413-052	1	1,849	37.8	1	674	37.8	11/21	
急傾斜	十久保(7)	K06-413-053	1	4,394	34	0	2,552	34	11/21	
急傾斜	十久保(2)	K06-413-054	0	11,861	126.5	0	5,048	126.5	6/21	
急傾斜	十久保(1)	K06-413-055	0	914	28.9	0	122	13.9	6/21	
急傾斜	十久保(3)	K06-413-056	4	42,733	393.6	2	24,619	393.6	6/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

概 要 書 (3 / 9)

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜	十久保(4)	K06-413-057	1	662	31.4	0	39	31.4	6/21	
急傾斜	小沢(1)	K06-413-058	1	19,834	165.6	1	11,492	165.6	11/21	
急傾斜	小沢(2)	K06-413-059	1	10,358	142.3	1	5,425	142.3	11/21	
急傾斜	小沢(3)	K06-413-060	1	10,435	103.4	1	5,729	103.4	11/21	
急傾斜	小沢(4)	K06-413-061	4	24,397	240.2	3	15,172	240.2	11/21	
急傾斜	小沢(5)	K06-413-062	3	13,317	112.9	3	7,890	112.9	11/21	
急傾斜	下山(2)	K06-413-063	1	16,151	100.5	1	10,819	100.5	11/21	
急傾斜	下山(1)	K06-413-064	1	3,105	53.4	0	1,121	53.4	11/21	
急傾斜	下山(3)	K06-413-065	1	4,499	55.1	1	2,206	55.1	11/21	
急傾斜	下山(4)	K06-413-066	1	7,107	62.2	0	3,597	62.2	11/21	
急傾斜	下山(5)	K06-413-067	1	3,437	59	1	1,610	59	11/21	
急傾斜	下山(6)	K06-413-068	8	50,046	498.5	4	26,665	498.5	11/21	
急傾斜	下山(7)	K06-413-069	1	15,726	172.7	0	9,146	172.7	11/21	
急傾斜	下山(8)	K06-413-070	1	1,457	44	1	307	36.4	11/21	
急傾斜	下山(9)	K06-413-071	2	7,030	99.4	1	2,851	99.4	11/21	
急傾斜	中井侍(1)	K06-413-072	1	33,834	211	0	24,095	211	12/21	
急傾斜	中井侍(2)	K06-413-073	1	7,246	52.6	1	4,442	52.6	12/21	
急傾斜	中井侍(3)	K06-413-074	2	6,445	107.2	2	2,019	107.2	12/21	
急傾斜	中井侍(4)	K06-413-075	1	1,302	36	0	366	36	12/21	
急傾斜	中井侍(5)	K06-413-076	2	6,814	117.4	1	2,243	117.4	12/21	
急傾斜	中井侍(6)	K06-413-077	2	8,620	92.3	1	4,501	92.3	12/21	
急傾斜	中井侍(7)	K06-413-078	2	2,908	57.7	1	984	57.7	12/21	
急傾斜	中井侍(8)	K06-413-079	1	1,002	31	1	164	31	12/21	
急傾斜	中井侍(9)	K06-413-080	1	863	25.4	1	321	20.4	12/21	
急傾斜	中井侍(10)	K06-413-081	1	2,074	26.3	0	689	26.3	12/21	
急傾斜	中井侍駅上	K06-413-082	1	4,062	41.9	1	2,082	41.9	12/21,15/21	
急傾斜	中井侍(11)	K06-413-083	1	8,878	111.3	0	3,682	111.3	12/21,15/21	
急傾斜	中井侍(12)	K06-413-084	1	3,566	47.8	1	1,436	47.8	12/21,15/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

概 要 書 (4 / 9)

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜	不生(1)	K06-413-085	0	1,358	41	0	281	36.8	15/21	
急傾斜	不生(2)	K06-413-086	0	6,368	51	0	3,776	51	15/21	
急傾斜	不生(3)	K06-413-087	2	18,156	165.9	1	10,839	165.9	15/21	
急傾斜	不生(4)	K06-413-088	1	4,874	107.3	0	2,887	107.3	15/21	
急傾斜	不生(5)	K06-413-089	1	6,608	27.1	0	5,123	27.1	15/21	
急傾斜	不生(6)	K06-413-090	1	2,695	44.7	1	921	44.7	15/21	
急傾斜	不生(7)	K06-413-091	1	12,989	113	0	8,866	80.6	15/21	
急傾斜	不生(8)	K06-413-092	1	5,681	38.8	1	3,484	38.8	15/21	
急傾斜	不生(9)	K06-413-093	1	18,713	84.7	0	14,332	84.7	15/21	
急傾斜	不当(1)	K06-413-094	1	7,273	32.1	1	4,933	32.1	15/21	
急傾斜	不当(2)	K06-413-095	1	2,955	31	1	1,020	31	15/21	
急傾斜	不当(3)	K06-413-096	1	1,734	86	0	0	0	15/21	
急傾斜	途中(1)	K06-413-097	1	3,585	46.8	1	2,464	46.8	14/21	
急傾斜	途中(2)	K06-413-098	1	17,982	180.6	0	0	0	14/21	
急傾斜	途中(3)	K06-413-099	2	11,279	114.1	0	5,651	114.1	14/21	
急傾斜	途中(4)	K06-413-100	2	5,597	83	2	2,363	83	14/21	
急傾斜	上平(1)	K06-413-101	0	5,481	107.9	0	1,725	107.9	14/21	
急傾斜	上平(3)	K06-413-102	1	15,767	187.8	0	0	0	14/21	
急傾斜	上平(2)	K06-413-103	3	16,887	207.4	3	12,884	207.4	14/21	
急傾斜	上平(4)	K06-413-104	4	41,645	356.9	2	26,862	356.9	14/21	
急傾斜	上平(5)	K06-413-105	1	8,193	203.4	0	2,463	203.4	14/21	
急傾斜	上平(6)	K06-413-106	1	5,823	88.3	1	2,213	88.3	13/21	
急傾斜	上平(7)	K06-413-107	1	7,208	163	0	5,579	163	13/21	
急傾斜	所沢	K06-413-108	1	23,401	169.9	1	15,515	169.9	13/21	
急傾斜	引ノ田(1)	K06-413-109	1	4,780	44.1	1	2,612	44.1	13/21	
急傾斜	引ノ田(2)	K06-413-110	1	11,110	15.4	0	8,655	15.4	13/21	
急傾斜	小城(1)	K06-413-111	2	15,840	166.2	1	8,900	166.2	13/21	
急傾斜	小城(2)	K06-413-112	2	8,681	81.8	1	5,120	81.8	13/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

概 要 書 (5 / 9)

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜	引ノ田 (3)	K06-413-113	2	36,508	198.4	1	26,713	198.4	13/21	
急傾斜	引ノ田 (4)	K06-413-114	1	4,408	74.4	0	1,879	74.4	13/21	
急傾斜	坂部 (1)	K06-413-115	0	15,004	127.7	0	9,077	127.7	16/21	
急傾斜	坂部 (2)	K06-413-116	2	4,100	78.6	0	1,829	78.6	16/21	
急傾斜	坂部 (3)	K06-413-117	5	10,899	128.1	1	5,538	128.1	16/21	
急傾斜	坂部 (4)	K06-413-118	1	804	22.2	0	233	22.2	16/21	
急傾斜	坂部 (6)	K06-413-119	3	13,065	58.2	0	10,014	58.2	16/21	
急傾斜	坂部 (5)	K06-413-120	1	4,037	72.5	0	0	0	16/21	
急傾斜	坂部 (7)	K06-413-121	1	1,636	34.5	0	457	34.5	16/21	
急傾斜	坂部 (8)	K06-413-122	1	3,436	28.7	0	1,851	28.7	16/21	
急傾斜	太田 (1)	K06-413-123	1	2,722	8.7	0	0	0	15/21	
急傾斜	太田 (2)	K06-413-124	1	6,147	64.4	1	3,251	64.4	15/21	
急傾斜	先途	K06-413-125	0	3,011	85.3	0	798	85.3	16/21	
急傾斜	倉ノ平 (3)	K06-413-126	5	25,016	219.9	3	19,166	219.9	12/21	
急傾斜	倉ノ平 (1)	K06-413-127	1	1,949	72.3	1	393	72.3	11/21	
急傾斜	倉ノ平 (2)	K06-413-128	1	11,383	98.3	1	6,540	98.3	11/21	
急傾斜	福島 (6)	K06-413-130	2	8,694	82.6	2	3,966	82.6	6/21	
急傾斜	福島 (5)	K06-413-131	1	4,107	43.3	0	1,504	43.3	6/21	
急傾斜	福島 (4)	K06-413-132	1	3,264	19	0	1,560	19	6/21	
急傾斜	福島 (3)	K06-413-133	1	7,082	74.9	1	4,666	74.9	6/21	
急傾斜	福島 (2)	K06-413-134	2	5,729	66.2	0	0	0	6/21	
急傾斜	福島 (1)	K06-413-135	4	24,364	201.7	1	13,823	201.7	6/21	
急傾斜	的瀬 (1)	K06-413-136	0	7,808	122.5	0	3,060	122.5	6/21	
急傾斜	的瀬 (2)	K06-413-137	1	1,914	48.5	1	656	48.5	6/21	
急傾斜	的瀬 (3)	K06-413-138	1	1,436	57.8	0	0	0	6/21	
急傾斜	的瀬 (4)	K06-413-139	2	10,213	97.4	1	5,023	97.4	6/21	
急傾斜	中組 (1)	K06-413-140	2	35,710	291.9	2	22,133	291.9	5/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

概 要 書 (6 / 9)

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜	中組(2)	K06-413-141	2	7,349	61.4	1	5,403	61.4	5/21	
急傾斜	中組(3)	K06-413-142	1	3,765	87.9	0	1,259	87.9	5/21	
急傾斜	中組(4)	K06-413-143	1	5,249	55.3	0	2,153	55.3	5/21	
急傾斜	中組(5)	K06-413-144	1	4,093	119.9	0	1,112	119.9	5/21	
急傾斜	戸口(1)	K06-413-145	0	64,038	323.3	0	51,733	323.3	5/21	
急傾斜	戸口(2)	K06-413-146	3	13,497	134.1	1	9,786	134.1	5/21	
急傾斜	足瀬(1)	K06-413-148	1	4,676	46.7	1	1,415	46.7	5/21	
急傾斜	足瀬(2)	K06-413-149	1	2,109	57.7	0	573	57.7	5/21	
急傾斜	足瀬(3)	K06-413-150	1	1,526	19.7	0	744	19.7	5/21	
急傾斜	足瀬(4)	K06-413-151	2	3,356	61.4	1	1,320	61.4	5/21	
急傾斜	足瀬(5)	K06-413-152	2	4,729	71.5	1	1,489	71.5	5/21	
急傾斜	足瀬(6)	K06-413-153	1	1,263	46.2	0	347	46.2	5/21	
急傾斜	足瀬(7)	K06-413-154	1	1,828	39.9	1	686	39.9	5/21	
急傾斜	足瀬(8)	K06-413-155	1	9,340	97.4	0	3,865	97.4	5/21	
急傾斜	向方(1-1)	K06-413-156-1	1	2,076	56.8	0	0	0	18/21	
急傾斜	向方(1-2)	K06-413-156-2	1	631	18.8	0	0	0	18/21	
急傾斜	向方(2)	K06-413-157	1	3,818	27.6	0	0	0	17/21,18/21	
急傾斜	向方(3)	K06-413-158	2	17,288	161.4	0	10,759	161.4	17/21,18/21	
急傾斜	向方(4)	K06-413-159	1	546	3.5	1	132	3.5	18/21	
急傾斜	向方(5)	K06-413-160	1	765	27	1	167	27	18/21	
急傾斜	向方(6)	K06-413-161	1	1,669	67.8	1	233	33.6	18/21	
急傾斜	向方(7)	K06-413-162	1	1,760	77.8	0	175	24.5	18/21	
急傾斜	向方(8)	K06-413-163	1	2,414	52.4	0	819	52.4	18/21	
急傾斜	向方(9)	K06-413-164	1	1,312	34.2	1	382	34.2	18/21	
急傾斜	向方(10)	K06-413-165	1	6,536	69.9	1	2,725	69.9	18/21	
急傾斜	向方(11)	K06-413-166	1	4,293	48.2	1	1,804	48.2	18/21	
急傾斜	向方(12)	K06-413-167	1	6,982	98.1	0	4,951	98.1	18/21	
急傾斜	向方(13)	K06-413-168	1	3,864	75.5	1	1,270	75.5	18/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

概 要 書 (7 / 9)

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜	中河内 (1)	K06-413-169	0	899	32.9	0	188	32.9	19/21	
急傾斜	中河内 (2)	K06-413-170	2	31,270	258.8	0	17,786	258.8	19/21	
急傾斜	大河内 (1)	K06-413-171	2	6,000	74.9	1	2,336	74.9	20/21	
急傾斜	大河内 (2)	K06-413-172	10	50,341	527.5	6	30,109	527.5	20/21	
急傾斜	大河内 (3)	K06-413-173	5	19,243	222	1	8,195	222	20/21	
急傾斜	大河内 (4)	K06-413-174	1	4,136	75.4	0	1,729	75.4	20/21	
急傾斜	大河内 (5)	K06-413-175	1	3,045	35	0	1,024	35	20/21	
急傾斜	大河内 (6)	K06-413-176	15	65,272	582.5	5	37,019	582.5	20/21	
急傾斜	大河内 (7)	K06-413-177	3	10,998	118.4	0	4,701	118.4	20/21	
急傾斜	オミノ沢 (1)	K06-413-178	0	2,414	39	0	1,096	39	21/21	
急傾斜	オミノ沢 (2)	K06-413-179	2	1,781	42.2	1	852	42.2	21/21	
急傾斜	オミノ沢 (3)	K06-413-180	1	1,290	35.7	1	477	35.7	21/21	
急傾斜	大河内 (8)	K06-413-181	0	2,348	34.6	0	880	34.6	20/21	
急傾斜	川島 (1)	K06-413-182	2	2,963	68.6	0	616	23.9	17/21	
急傾斜	川島 (2)	K06-413-183	1	1,748	59.9	0	0	0	17/21	
急傾斜	川島 (3)	K06-413-184	1	4,103	81.5	1	1,442	81.5	17/21	
急傾斜	川島 (4)	K06-413-185	1	2,270	75.9	0	528	75.9	17/21	
急傾斜	川島 (5)	K06-413-186	6	10,304	223.2	4	2,564	196.3	17/21	
急傾斜	川島 (6)	K06-413-187	0	1,341	43.1	0	313	43.1	17/21	
急傾斜	川島 (7)	K06-413-188	0	20,296	207.9	0	10,188	207.9	17/21	
急傾斜	川島 (8)	K06-413-189	1	3,549	72.8	0	0	0	17/21	
急傾斜	川島 (9)	K06-413-190	0	1,882	70.2	0	0	0	17/21	
急傾斜	野竹 (1)	K06-413-191	1	8,444	84.8	1	4,609	84.8	17/21	
急傾斜	野竹 (2)	K06-413-192	1	15,505	224	0	7,869	224	17/21	
急傾斜	梨畑 (1)	K06-413-193	1	1,101	35.4	1	283	35.4	17/21	
急傾斜	梨畑 (2)	K06-413-194	1	2,524	37.4	0	1,040	37.4	17/21	
急傾斜	梨畑 (3)	K06-413-195	1	26,164	367.5	1	14,441	367.5	17/21	
急傾斜	梨畑 (4)	K06-413-196	2	1,004	26.7	1	270	26.7	17/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

概 要 書 (8 / 9)

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜	梨畑(5)	K06-413-197	1	1,245	40.4	1	287	40.4	17/21	
急傾斜	梨畑(6)	K06-413-198	1	793	27.1	1	195	27.1	17/21	
急傾斜	明ヶ島(3)	K06-413-199	1	1,612	44.1	0	512	44.1	5/21	
急傾斜	明ヶ島(2)	K06-413-200	1	2,038	83.5	1	570	83.5	5/21	
急傾斜	明ヶ島(1)	K06-413-201	2	13,619	170	2	7,316	170	4/21,5/21	
急傾斜	田島(1)	K06-413-202	1	4,579	75.8	0	1,785	75.8	4/21	
急傾斜	田島(2)	K06-413-203	1	6,478	66.1	1	2,826	66.1	4/21	
急傾斜	中久那(2)	K06-413-204	1	3,800	40.1	1	2,286	40.1	4/21	
急傾斜	中久那(1)	K06-413-205	1	3,132	48.9	1	1,626	48.9	4/21	
急傾斜	大久那(4)	K06-413-206	1	9,243	90.6	0	8,061	90.6	4/21	
急傾斜	大久那(5)	K06-413-207	3	15,446	113.1	1	9,138	113.1	4/21	
急傾斜	大久那(6)	K06-413-208	1	4,795	87.2	1	1,750	87.2	4/21	
急傾斜	大久那(7)	K06-413-209	1	1,824	45	0	0	0	4/21	
急傾斜	大久那(1)	K06-413-210	1	16,490	245.3	0	13,497	245.3	4/21	
急傾斜	大久那(2)	K06-413-211	1	2,789	59.3	0	914	59.3	4/21	
急傾斜	大久那(3)	K06-413-212	1	5,603	77.8	1	3,167	77.8	4/21	
急傾斜	見遠	K06-413-213	1	7,201	64.8	1	4,010	64.8	3/21	
急傾斜	合戸(1)	K06-413-214	1	9,640	87.4	0	5,402	87.4	3/21	
急傾斜	合戸(2)	K06-413-215	1	3,769	93.3	1	1,161	93.3	3/21	
急傾斜	松島(2)	K06-413-216	4	9,405	81	0	5,238	81	8/21	
急傾斜	松島(1)	K06-413-217	9	38,545	295.9	1	23,465	295.9	8/21	
急傾斜	松島(3)	K06-413-218	2	8,450	70.44	1	4,644	70.44	8/21	
急傾斜	松島(4)	K06-413-219	2	631	22.7	1	129	22.7	8/21	
急傾斜	松島(5)	K06-413-220	1	811	25	0	180	25	8/21	
急傾斜	長沼(3)	K06-413-221	1	1,102	38.8	1	244	38.8	7/21	
急傾斜	長沼(2)	K06-413-222	1	2,545	66.8	1	783	66.8	7/21	
急傾斜	長沼(1)	K06-413-223	1	15,102	185.1	0	0	0	7/21	
急傾斜	長島宇連(1)	K06-413-224	1	3,432	30	1	1,426	30	2/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

概 要 書 (9 / 9)

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m ²)	延長(m)	人家戸数	面積(m ²)	延長(m)		
急傾斜	長島宇連 (2)	K06-413-225	1	11,476	206.7	0	0	0	2/21	
急傾斜	萬城 (1)	K06-413-226	2	13,874	114.9	0	6,955	114.9	2/21	
急傾斜	萬城 (2)	K06-413-227	2	12,411	217.7	0	4,306	217.7	2/21	
急傾斜	長島宇連 (3)	K06-413-228	1	7,389	59.8	0	6,462	59.8	2/21	
急傾斜	長島宇連 (4)	K06-413-229	1	5,958	59.5	1	2,806	59.5	2/21	
急傾斜	信濃恋し	K06-413-230	1	4,993	50.6	1	3,306	50.6	1/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

3 水防に関する資料

資料 3 - 1 雨量観測所

(平成 26 年度長野県水防計画書より)

所 属	観測所名	水系名	河川名	位 置	備 考
中部電力(株)	平岡ダム	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡286	自記
村	天龍村役場	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡878	自記テレメーター
J R 東海	平岡駅	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡316	I C 式雨量計
J R 東海	伊那小沢駅	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村1876	I C 式雨量計

資料 3 - 2 天竜川水系水位観測所

(平成26年度長野県水防計画書より)

所 属	観測所名	河川名	位 置	備 考
中部電力(株)	平岡ダム	天竜川	下伊那郡天龍村平岡286	自記

資料 3 - 3 水防倉庫所在地

(平成26年度長野県水防計画書より)

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単独別、市町村有及び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月
防災資機材倉庫	天龍村	備	天龍村平岡1549	平 4 . 2

資料 3-4 水防倉庫備蓄品目一覧

(平成26年 9 月 1 日現在)

品 目	数 量	備 考
大型発電機	1 台	
発電機	2 台	
ガソリン用タンク	1 個	
投光器	1 個	
投光器用三脚	3 台	
とびくち	16本	
防火用バケツ	25個	
スコップ	25本	
掛矢	18本	
ツルハシ	3 本	
木くい	9 本	
ナイロンロープ (黄・黒)	4 巻	
荒縄	2 巻	
針金	3 巻	
針金用カッター (大)	3 本	
針金用カッター (小)	7 本	
シノ	13本	
土のう袋	1,250袋	
ブルーシート	14枚	
吹き流し	3 枚	

資料 3-5 重要水防区域

(平成26年度長野県水防計画書より)

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
天龍村	天竜川	国	一級	左右	A	橋梁	1	鶯巣～福島(天竜川橋)	11.0	工作物	
	天竜川	国	一級	左	A	610	1	平岡	16.4	堤防高	積土のう
	天竜川	国	一級	左	A	610	1	平岡	16.4	堤防断面	
	天竜川	国	一級	右	A	380	1	平岡	16.4	堤防高	積土のう
	天竜川	国	一級	右	A	380	1	平岡	16.4	堤防断面	
	国計	国	一級			1,980	5	平岡	16.4		
	早木戸川	県	一級	左	B	140	1	川島	1.5	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
	県計					140	1				
	恵平沢	村	準用	左右	B	150	1	平岡郵便局横	1.6	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
					B	50	1				
	所蛇川	村	普通	左右	B	150	1	栄町	1.5	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
					B	200	1				
	南沢川	村	普通	左右	B	250	3	うぐす駅横	1.4	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
					B	250	3				
小沢川	村	普通	左右	B	50	1	小沢	1.4	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう	
				B	150	1					
村計						1,250	12				
計						3,370	18				

資料 3-6 水防上重要なダム、水門の操作

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法(電話)
天竜川	一級	平岡ダム	天龍村平岡	中部電力(株)	平岡ダム管理所	中部電力操作規程による	0260-32-2291

資料 3-7 出水による交通遮断が予想される橋梁

河川名	河川の種別	路線名・位置	想定はん濫区域内外の別	名称	構造の概要	遮断水位(m)	管理者
天竜川	一級	国道418号 天龍村鶯巣～福島	○	天竜川橋	永久橋	1.4	県知事

4 危険物に関する資料

資料 4 - 1 危険物施設の状況

(平成26年 3 月31日現在)

区 分		施 設 数
製 造 所		0
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	0
	屋外タンク貯蔵所	0
	屋内タンク貯蔵所	2
	地下タンク貯蔵所	10
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	1
	屋外貯蔵所	0
	小 計	13
取 扱 所	給油取扱所	1
	販売取扱所	0
	一般取扱所	0
	小 計	1
計		14

5 避難所及び備蓄に関する資料

資料5-1 指定緊急避難場所

(災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所)

番号	名称	所在地	管理者	電話番号	指定緊急避難場所		
					地震	土砂災害	洪水
1	天龍小学校校庭	西原	天龍村	32-2022	○	○	○
2	天龍保育所園庭	中央	天龍村	32-2031	○	△ ※1	○
3	なんでも館駐車場	南中	天龍村	32-3206	○	○	○
4	平岡駅前駐車場	南中	天龍村		○	○	○
5	松島独身住宅駐車場	松島	天龍村		○	○	○
6	飯伊森林組合南部支所 天龍事務所庭	福島	飯伊森林 組合	32-2267	○	○	○
7	坂部文化伝承館庭	坂部	天龍村		○	○	○
8	どんぐり向方学園校庭	向方	どんぐり 向方学園	32-3755	○	○	○
9	向方老人憩いの家庭	向方	天龍村		○	△ ※1	○
10	大河内多目的集会施設駐車場	大河内	天龍村		○	× ※2	○

※1 平成26年度に土砂災害警戒区域に指定されたため、災害の状況によっては使用できない場合があります、事前の住民への周知を図る。

※2 平成19年度に土砂災害特別警戒区域に指定されたが、この他に近隣に目安となる校庭、公園等の指定可能な場所がないため、災害の状況に応じた対応が必要。該当地区の住民に対して、特別警戒区域と事前の避難場所確認について周知徹底を図る。

資料5-2 指定避難所

(災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設)

番号	名称	所在地	収容人員	管理者	電話番号	鍵保管場所	備考(担当係)
1	折立集会施設	折立	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
2	清水集会施設	清水	20	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
3	天龍小学校	西原	200	天龍村	32-2022	小学校 教育委員会	教育委員会(体育館の予備鍵を教育委員会で預かっておく) 土砂災害警戒区域内
4	天龍保育所	中央	100	天龍村	32-2031	保育所	保育所・住民課住民福祉係 土砂災害警戒区域内
5	ふれあいプラザ	中央	50	天龍村		地区及び役場	住民課住民福祉係 土砂災害警戒区域内
6	村民体育館	岡本	200	天龍村		教育委員会 役場	教育委員会 耐震診断(済)耐震改修(未)
7	岡本集会施設	岡本	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係
8	ふれあいステーション龍泉閣	南中	100	天龍村	32-1088	龍泉閣 役場	振興課商工観光係
9	文化センターなんでも館	南中	100	天龍村	32-3206	教育委員会	教育委員会
10	松島集会施設	松島	30	天龍村		松島地区	総務課企画財政係
11	鶯巣梅の里ふれあい館	鶯巣	100	天龍村		地区及び役場	振興課農林係
12	下山集会施設	下山	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
13	中井侍集会施設	中井侍	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
14	上平集会施設	途中上平	10	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
15	福島集会施設	福島	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
16	ニセンジふれあい館	倉の平	20	天龍村		地区及び役場	振興課商工観光係
17	坂部文化伝承館	坂部	50	天龍村		地区及び役場	振興課農林係
18	戸口集会施設	戸口	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係

19	大久那集会施設	大久那	30	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
20	合戸集会施設	合戸	10	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係
21	どんぐり向方学園	向方	100	天龍村	32-3755	どんぐり向方学園	教育委員会 耐震診断(未) 耐震改修(未)
22	向方老人憩いの家	向方	50	天龍村		南支所	住民課住民福祉係 土砂災害警戒区域内
23	大河内集会施設	大河内	50	天龍村		地区及び役場	振興課農林係 土砂災害特別警戒区域内
24	地区代表者宅	峠山	5	地区代表者		地区代表者宅	耐震診断(未) 耐震改修(未)
25	梨畑集会施設	梨畑	20	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内

※平成26年度に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域内の施設と、耐震改修未対応施設については、それぞれ近隣での新たな避難所の指定が難しいため、災害の状況に応じて施設の使用が難しい場合は使用可能な最寄の指定避難所を利用する。

資料5-3 要配慮者専用避難所（福祉避難所）

番号	名称	所在地	収容人員	管理者	電話番号	鍵保管場所	備考（担当係）
1	老人福祉センター	長野	200	天龍村		役場	総務課総務係 土砂災害警戒区域内

※平成26年度に土砂災害警戒区域の指定を受けたが、要配慮者に対する設備面等の理由から新たな避難所の指定は難しいため、災害の状況に応じて施設の使用が難しい場合は、該当施設が復旧するまでの間は使用可能な最寄の指定避難所を利用する。

資料5-4 自主防災組織非常用備蓄品配備計画一覧

(平成26年7月)

地区名	乾燥米 (袋) ※H26 補充	乾燥米 (袋) ※H25 補充	乾燥米 (袋) ※H24 補充	乾燥米 (袋) ※H23 補充	乾燥米 (袋) ※H22 配布	飲料水 2L (本) ※H26 補充	飲料水 2L(本) ※H25 配布	飲料水 2L (本) ※H23 補充	飲料水 2L (本) ※H22 配布	小型 ラジオ	救急 セット	毛布 (枚)	発電機 (台)	飲料水用 タンク ・ ポリ	保管場所		
為栗	3		4		3	2				1	1(小)	1			区長宅		
折立	21		20		24	30				1	1	4			折立集会施設		
清水	30		20		30	24			24	1	1	7			清水集会施設		
西原															原集会施設		
東原A			420														
東原B														170			
余野	220	300	750	900					34	300	330	28	2(大) (50名分 ×2)	53	1	タンク 200L 6基 ポリ38個	老人福祉センター
中央																	
北																	
本町																	
岡本																	
長野町																	
長野																	
南上																	
南中																	
栄町																	
南下																	
鶯巣	93		40		108	66			72	1	1	20			鶯巣梅の里ふれあい館		
十久保	30		20		45	42				1	1	6			下山集会施設		

下山	27		20		45	54				1	1	7			下山集会施設
中井侍	54		20		54	48			48	1	1	11			中井侍集会施設
途中上平	18		10		18	24				1	1	4			上平集会施設
鶯巣宇連	12		10		12	12			6	1	1	3			鶯巣宇連集会施設
松島	78		30		81	40			42	1	1	11			松島集会施設
松島中電	18		10		18	12			12	1	1	6			中電住宅
長沼	3		8		3	2				1	1	2			区長宅
長島宇連	9		12		9	18				1	1	2			各世帯
福島	33		20		36	36			36	1	1	6			福島集会施設
倉の平	12		10		12	18				1	1	3			ニセンジふれあい館
坂部	36		20		42	54				1	1	8			坂部集会施設
中組	18		10		24	36				1	1	4			中組集会施設
戸口	39		20		42	60				1	1	6			戸口集会施設
大久那	27		20		36	54				1	1	7			大久那集会施設
合戸	12		10		12	18				1	1	2			合戸集会施設
向方	111		70		135	84			84	1	1	23	1	タンク 200L 4基	向方公民館
峠山	6		12		6	6				1	1	2			峠山集会施設
大河内	63		40		66	66			66	1	1	15			大河内多目的集会施設
梨畑	24		20		30	42				1	1	5			梨畑集会施設
見遠	3		4		3	4				1	1	2			区長宅
合計	1,000	300	1,650	900	894	852	204	300	720	53	24	220	2	タンク 10基 ・ ポリ 38個	

6 輸送に関する資料

資料 6-1 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点

「H拠1」…災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」
 「1～6」…災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」
 「物拠1～2」…「物資輸送拠点」

種別	所在地	ヘリポート等の名称	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積 (㎡)
				大型	中型	小型	長さ	幅	
H拠1	天龍村平岡1192	天龍中学校校庭	学 校 長			○	120	52	6,240
1	天龍村神原3892	天龍村向方老人憩の家	天 龍 村 長			○	20	20	400
2	天龍村神原3638	向方村民グラウンド	天 龍 村 長			○	50	50	2,500
			向 方 区 長						
3	天龍村平岡475-1	天龍小学校校庭	学 校 長			○	66	50	3,300
4	天龍村長島750-10	和知野川キャンプ場	天 龍 村 長		○		120	30	3,600
5	天龍村長島375-1	松島ヘリポート	天 龍 村 長		○		20	20	400
6	天龍村神原1252-2	ニセンジヘリポート	天 龍 村 長		○		20	20	400
物拠1	天龍村平岡1234-1	天龍村文化センターなんでも館	天龍村教育委員会		○		27	55	1,485
物拠2	天龍村平岡1105	天龍村村民体育館	天 龍 村 長		○		56	47	2,632

資料 6-2 消防防災ヘリコプター場外離着陸場

場外離着陸場	場 所	管理者名	連 絡 先	地面	標高	着陸帯	飯田広域 消防本部	備考
向方村民グラウンド	下伊那郡天龍村向方	天龍村長	0260-32-2001	転圧	795	N/S	飯田広域	散水

7 災害支援制度に関する資料

資料7-1 救助の実施要領の基準（概要）

（平成25年10月1日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 310円以内 （加算額） 冬季（10月～3月） 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人 1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 後掲別表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者			
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 206,000円以内 小人（12歳未満） 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,200円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに 加算
全 壊 全 焼 流 失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

8 条例・規則等に関する資料

資料 8-1 天龍村防災会議条例 (昭和38年1月21日
条例第1号)

改正 平成12年3月21日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、天龍村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 天龍村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 天龍村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が、任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから村長が、任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 天龍村を構成団体とする南信州広域連合の消防長又は該当連合の消防吏員その他の職員のうちから村長が任命する者
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が、任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第8号の委員の定数はそれぞれ2人、2人、2人、10人及び2人とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、天龍村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 8-2 天龍村災害対策本部条例 (昭和38年1月21日)
条例第2号)

改正 平成12年3月21日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、天龍村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 8-3 天龍村地震災害警戒本部条例 (昭和56年10月1日)
(条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、天龍村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (2) 村の消防団長
 - (3) 村の教育委員会の教育長
 - (4) 村長がその内容の職員のうちから指名する者
 - (5) 村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定公共機関の役員若しくは職員のうちから村長が任命する者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから村長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前項の部長に事故あるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 8 - 4 天龍村地震災害警戒本部運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、天龍村地震災害警戒本部条例（昭和56年条例第 8 号）に基づき、天龍村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 警戒本部の会議は必要に応じて開くものとする。

2 議長は、本部長があたる。

(議決)

第 3 条 会議の議決は、議長の決するところによる。

(職務権限)

第 4 条 警戒本部の設置は、必要に応じ総務課長が、緊急に本部員を参集させるものとする。

(所掌事務)

第 5 条 本部員、本部職員の所掌事務はあらかじめ指定するものとする。

(情報の収集、伝達の方法等)

第 6 条 本部員、本部職員、情報、収集、伝達等にあたる。

9 災害時の応援協定に関する資料

資料9-1 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ

エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	<u>上伊那</u> 木曾
上伊那	<u>諏訪</u> 飯伊
飯伊	<u>上伊那</u> 木曾
木曾	<u>飯伊</u> 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

資料9-2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
 - (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
- 2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

- 2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付

するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

(1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表

(2) 備蓄物資、資機材一覧表

(3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

資料 9-3 長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 救急応援 救急隊による応援
- (4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- (3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援側の負担する経費等
 - ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
 - イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
 - ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
 - エ 消防活動に要した消火剤
 - オ 燃料及び給食等に要する経費

カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

（損害賠償）

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（補則）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

（長野県広域消防相互応援協定の廃止）

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

別 表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

資料 9-4 三遠南信災害時相互応援協定

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（組織）

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる6ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

- 2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。
- 3 ブロック代表都市を総括するため、総代都市を置く。
- 4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。
- 5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。
- 6 総代都市及び副総代都市の任期は2年とする。
- 7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

（応援の要請）

第3条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

- 2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。
- 3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被災の状況
- (2) 物資、資機材等の応援要請の場合にあつては、必要とする物資等の品名、数量等
- (3) 人員応援要請の場合にあつては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主的活動）

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

- 2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体

制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

- (1) 被災都市で震度6弱を観測した場合 応援の準備体制
- (2) 被災都市で震度6強以上を観測した場合 応援の実施体制
(応援の内容)

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与
- (3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供
- (4) 児童生徒その他被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
(応援の経費負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める。

(連絡担当部局)

第7条 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

(平常時における相互協力)

第8条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

(その他)

第10条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(協定の発効)

附則

この協定は、平成17年11月4日から効力を生ずる。

附則

この協定は、平成26年11月1日から効力を生ずる。

(別表)

ブロック名	代表都市	構成都市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝 飯	豊川市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西 遠	浜松市	浜松市・湖西市
中 遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

資料 9-5 南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定

南信州広域連合及び南信州広域連合規約（平成11年3月15日長野県指令10地第1281号）第2条に規定する関係市町村（以下「協定団体」という。）は、その区域内（以下「広域連合区域内」という。）に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産（以下「生命等」という。）を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律223号。以下「法」とう。）及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げた応援活動を行うために、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、広域連合区域内において災害が発生した場合に、協定団体相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 広域連合区域内に発生した風水害、火災又は地震等の災害
- (2) 法第23条に規定する災害対策本部長として市町村長をもって充てる災害
- (3) 協定団体が隣接する他の市町村の応援を必要とする災害

（災害統括機関）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、飯田広域消防本部内に広域災害警防本部（以下「広域警防本部」という。）を設置する。

2 広域警防本部の長は警防本部長とし、飯田広域消防本部消防長をもって充てる。

（応援隊の従事業務及び種別）

第4条 警防本部長が指示して行う応援隊の従事業務及び種別は、次のとおりとする。

(1) 従事業務

- ア 法第23条第1項及び被災市町村の災害対策本部条例の規定に基づく、被災市町村災害対策本部の業務
- イ 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づく、被災市町村水防本部の業務

(2) 種別

- ア 先遣として情報収集に必要な消防職員
- イ 消火、救護、応急処置及び水防活動等に必要な消防団員
- ウ 車両、資機材等の提供及びその運用要員
- エ 飯伊地区大規模災害時における医療救護体制に基づく医療救護班
- オ その他

（応援隊の派遣）

第5条 警防本部長は、災害情報等に基づき応援隊を派遣する必要を認めた場合には、遅滞なく第4条に規定する応援隊の派遣を、協定団体等の協力を得て行うものとする。

（応援隊の派遣期間及び身分）

第6条 応援隊の派遣期間は、被災市町村が災害対策本部を設置したときから解散をするまでの

間を原則とする。

- 2 第4条第2号アに定める消防職員は、南信州広域連合及び受援市町村職員の身分を併せ有するものとする。
- 3 前項の消防職員の勤務時間、休日その他の勤務条件及び服務については、受援市町村の関係規定を適用する。

(情報の連絡)

第7条 応援隊は、受援市町村長(災害対策本部長)の指揮の下に活動するものとする。ただし、知り得た情報は警防本部長へ遅滞なく報告するものとする。

- 2 警防本部長は、収集した情報を広域連合長、関係市町村長及び国県等の関係機関へ遅滞なく提供し、対応を協議するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 応援に要した経費は、南信州広域連合の負担とする。

- 2 応援隊が応援に伴い第三者に損害を与えた場合は、受援市町村が補償の責めに任ずる。ただし、応援隊の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援隊所属組織の負担とする。

- 3 前項に定める受援市町村の負担額は、応援隊市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、協定団体の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定団体の長又は消防長が別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成18年1月13日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため本書16通を作成し、広域連合長及び協定団体の長が記名押印のうえそれぞれその1通を保有する。

平成18年1月13日

資料9-6 災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書

飯伊18市町村（以下「甲」という。）および南信州広域連合（以下「乙」という。）とみなみ信州農業協同組合（以下「丙」という。）は、災害時における住民生活の早期安定を図るための協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙と丙の一体的かつ組織的・機動的な活動のもと、応急生活物資等の調達及び安定供給、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い並びにボランティア活動等を円滑に行い、もって住民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（防災体制）

第2条 丙は、飯田市及び下伊那郡内での災害時における被災者支援体制の確立に努め、甲及び乙は丙に対して必要な協力を行うものとする。

② 丙は、他の農業協同組合（以下「JA」という。）との連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めることとする。

③ 丙は、JAの活動を通じて、組合員等の防災意識の高揚に努め、甲及び乙は丙に対して必要な協力を行うものとする。

（情報網の整備と情報の収集・提供）

第3条 甲、乙及び丙は、災害が発生した場合それぞれ情報収集に努めるとともに、それぞれ必要な情報を提供するものとする。

② 甲、乙及び丙は、それぞれ情報収集システムを構築するものとする。

（災害時の対応）

第4条 災害時の住民生活の安定を図るため、丙は、甲からの要請を受け、次の活動を行う。

- 1 生活物資・防災資材の調達及び供給
- 2 避難場所・救護所等への施設や土地の提供
- 3 被災者の救出、避難誘導、炊き出し及び高齢者等要介護者への介護活動
- 4 LPガス等の危険物やガソリンスタンド等の施設に対する保全対策の実施
- 5 被災した組合員等への緊急的な資金融通
- 6 被災した共済加入建物等に係る共済金の迅速な支払い
- 7 被災した農作物等の復旧対策
- 8 上記のほか甲から要請されたこと。

（要請事項の発動）

第5条 この協定に定める災害時の要請事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、丙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（要請の内容）

第6条 甲が丙に要請する災害時の対応内容は、被害の状況に応じ、原則として別表の内容とする。

(要請手続)

第7条 甲のうち要請を求める市町村（以下「要請市町村」という。）が丙に対して行う要請手続きは、文書をもって行う。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(物資等の運搬)

第8条 物資等の運搬は、丙又は丙が指定するものを行う。また、丙は必要に応じて要請市町村に対して運搬の協力を求めることが出来る。

(物資等の引き取り)

第9条 物資等の引渡し場所は、要請市町村と丙が協議して決定するものとし、当該場所において丙の納品書等に基づき、要請市町村が確認のうえ、引き取るものとする。

(費用)

第10条 第4条及び第8条の規定により、丙が供給した物資及び運搬の費用については要請市町村が負担するものとする。

② 前項に規定する費用は、災害発生前の価格を基本とし、要請市町村と丙が協議のうえ決定するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 別表に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲丙が協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他の法令を遵守するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書20通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成12年1月20日

(別表)

災害時の対応

1	生活物資、防災資材の調達・供給 食料品 衣類・寝具 炊事道具・食器 身の回り品・日用品 光熱材料・LPガス設備 防災資材
2	避難場所、救護所の施設や土地の提供
3	被災者の救出・救護活動等 炊き出し 要介護者・独居老人の救護
4	危険物等の保全対策 LPガス設備の点検 ガソリンスタンドの保全
5	緊急資金融資 貯金の維持・保全・支払い 低利資金の対応
6	共済対応 被害状況の調査 損害査定と共済金支払い 共済契約の維持・保全
7	農作物復旧対策 調査販売対策

生活物資等

食料品 飲料水 パン・菓子 米 お茶葉・コーヒー・紅茶 切り餅 レトルト食品（ご飯・おかず） インスタント食品 牛乳 果物 缶詰 肉・魚
衣類等 軍手 合羽 長靴 作業服 ゴム手袋 下着 靴下
炊事道具・食器 箸 食器 鍋 包丁 卓上コンロ
身の回り・日用品 ティッシュペーパー トイレットペーパー 石鹸 紙おむつ 生理用品 粉ミルク ほ乳びん タオル ゴミ袋
光熱電池材料等 電池 懐中電灯 ローソク マッチ ライター ストーブ 灯油 LPガス設備
防災資材 被覆シート スコップ じょれん チェーンソー

資料9-7 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

天龍村（以下「甲」という。）、長野LP協会飯伊支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）は、災害時における液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下「LPガス」という。）に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保並びに公共施設等（応急仮設住宅、避難場所その他甲が設置し、管理し、若しくは所有権その他の権原を有する施設又は場所をいう。以下同じ。）に対するLPガスの供給に関する協力（以下「協力」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 被災地域のLPガスの一般消費者等（法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に対して法に基づき販売事業者（法第3条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。以下同じ。）が行うべき緊急点検、修繕又は供給
- (2) 供給設備（法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）の設置場所以外の場所で発見されたLPガスを充填するための容器について、所有権その他の権原を有する者が行うべき回収及び保管
- (3) 災害に伴い公共施設等に対しLPガスが新たに供給されることとなった場合の供給設備に関する工事及びLPガスの供給
- (4) 販売事業者及び一般事業者等が災害により受けた被害の状況及び当該被害の復旧の状況についての調査
- (5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る安全の確保及びLPガスの供給のために特に必要な業務

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けた業務の一部について、丙に対し協力を要請することができる。

3 前2項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請を行った上で速やかに文書を送付することをもってこれに代えることができる。

（協力）

第3条 乙又は丙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る協力を可能な範囲内において実施するものとする。

(費用)

第4条 協力に要する費用のうち、次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。この場合において、その費用の額は、災害が発生する直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

(1) 第2条第1項第3号に規定する業務に係る協力に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、協力に伴い乙が供給するLPガスの対価及びその運搬に要する費用

2 乙は、前項に規定する費用について、甲に対し書面をもって請求するものとする。この場合において、甲は、その書面の提出を受けた日から起算して原則として30日以内に、乙の指定するところにより支払わなければならない。

3 前2項の規定によるもののほか、協力に要した費用の負担については、乙が負担するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、協力に要する経費について必要な事項は、その都度甲及び乙が協議して定める。

(従業者の災害補償)

第5条 乙又は丙の従業者が協力の従事に際し、死亡等(死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合をいう。以下同じ。)に至った場合の補償は、法令及び甲の条例の規定によるもののほか、甲の負担により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、死亡等に至った場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときの補償は、法令及び甲の条例の規定によるもののほか、甲はその補償の責務を負わない。

(1) 従業者の故意又は重大な過失による死亡等である場合

(2) 死亡等について、乙、丙若しくはそれらの従業者が加入する保険又は共済制度による給付を受けることができる場合

(3) 前号に掲げるもののほか、死亡等について、第三者による補償又は損害賠償を受けることができる場合

(役割分担)

第6条 甲は、災害時における円滑なLPガスの供給のため、あらかじめ公共施設等に供給設備を設置し、及び防災に必要な資材の整備を行うものとする。

2 甲又は丙は、災害対策上必要と認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

3 乙は、前項の規定による報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に関する連絡を担当する部署は、次に規定するとおりとする。

(1) 甲にあつては、天龍村役場総務課

(2) 乙にあつては、乙の事務局

(3) 丙にあつては、丙の事務局

2 乙は、災害時における防災の推進を図るため、災害地域対策本部を設置する。

- 3 丙は、災害時における防災の推進を図るため必要があると認めるときは、L P ガス災害対策本部を設置する。
- 4 甲、乙及び丙は、この協定の実施に支障が生じないようにするため、協力の要請の方法その他この協定に定める事項について、常に見直しを行い、改善に努めるものとする。
- 5 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と認める連絡について、迅速かつ相互に行うものとする。
(緊急連絡網等)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、協力に必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 乙は、協力に必要な体制に係る緊急連絡網をあらかじめ作成し、作成後直ちに甲及び丙に提出するものとする。
- 3 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲及び丙に提出するものとする。
(防災訓練等への参加)

第9条 乙は、防災訓練その他甲が実施する防災の推進を図るための行事に参加するよう努めるものとする。
(補則)

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月24日

資料9-8 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

10 その他防災に関する資料

資料10-1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

（平成21年3月31日制定）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

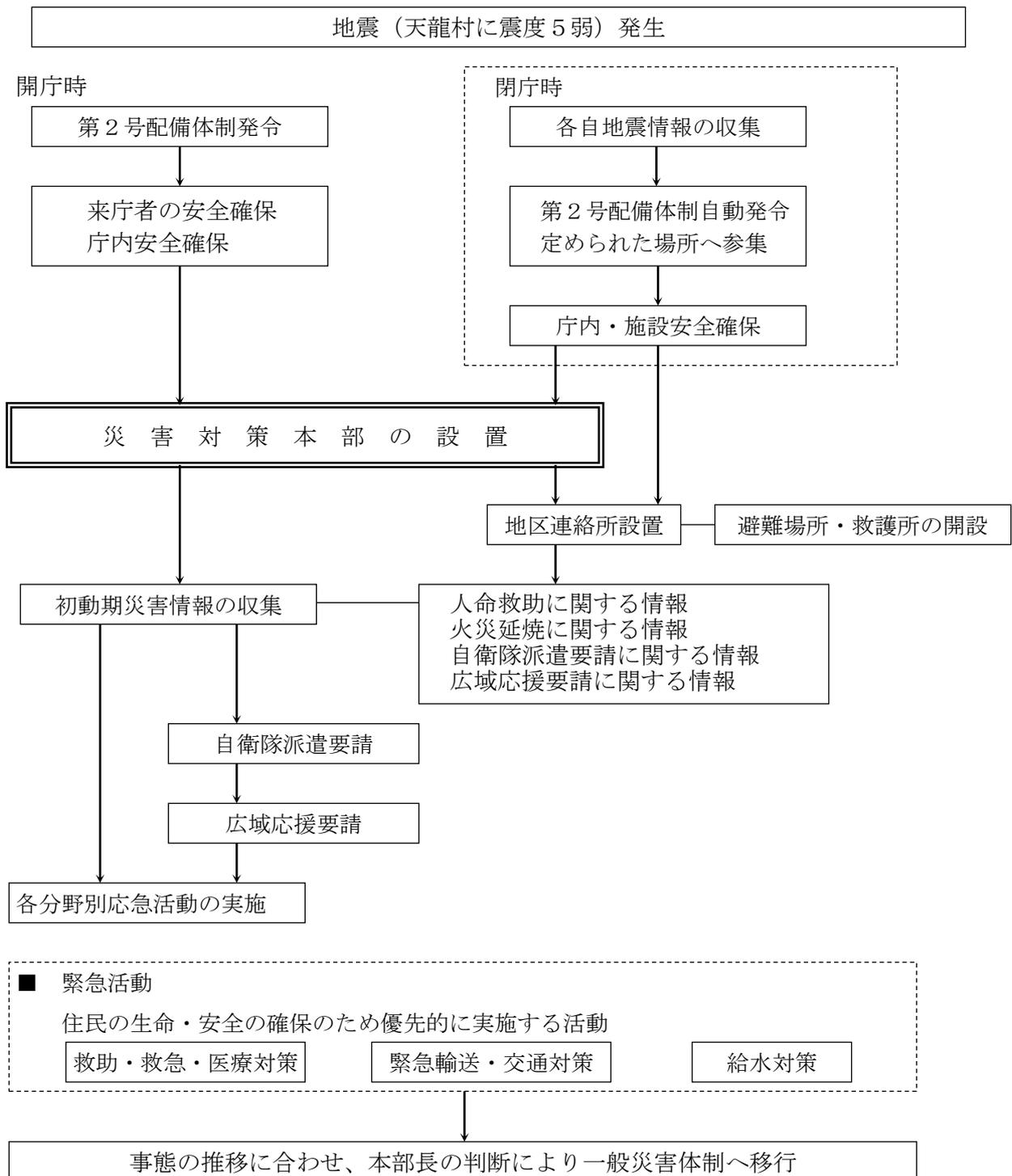
(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

資料 10-2 地震災害初動対応マニュアル

大規模地震発生直後から実施する初動活動についての内容を定める。
 なお職員は、原則的には職員初動マニュアルの個人行動計画に基づき対応するものとする。

初動対応の流れ（天龍村に震度 5 弱以上の地震が発生）



初動対応 ① 災害対策本部
災害発生から3時間の基本目標
○災害対策本部の速やかな立ち上がり ○被災状況の概況把握と各地区の対応状況把握 ○限られた資源を被害拡大防止と人命救助活動に投入する
対応者
<input type="checkbox"/> 本部員 本部長 ～ 村長 副本部長 ～ 副村長 本部員 ～ 教育長 各課長職 社協事務局長 議会議長 消防団 阿南警察 日赤奉仕団
<input type="checkbox"/> 本部事務局 総務課 消防団連絡要員 関係機関連絡員（村の要請及び各機関の長の判断で派遣）
<input type="checkbox"/> 地区対応班〔主な活動〕 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の情報連絡 ・避難者、被災者の安否情報連絡、避難誘導 ・負傷者の手当、介護、医師の補助 ・捜索、救助、救出
連携機関
〔主な活動〕
<ul style="list-style-type: none"> ■下伊那地方事務所……………情報収集・広域応援要請 ■飯田広域消防本部 阿南消防署……………消火・救急 ■長野県警察本部 阿南警察署……………救助 ■陸上自衛隊 松本駐屯地……………救助・負傷者搬送 ■飯田地区包括医療協議会……………救護・医療 ■飯田建設事務所……………緊急輸送路確保・土砂災害警戒

優先すべき対応
閉庁時は職員自動参集（第2号配備体制自動発令） 庁内安全確認（開庁時 来庁者安全確保）
<input type="checkbox"/> ① 災害対策本部設置 ↓ 関係機関は災害対策本部へ連絡員派遣
<input type="checkbox"/> ② 情報・収集伝達 ↓ 通信機能確保、通信統制の開始 人命救助に関する情報 火災・延焼に関する情報 自衛隊災害派遣要請に関する情報 広域応援要請に関する情報
<input type="checkbox"/> ③ 応援要請 ↓ 自衛隊に対する災害派遣要請、要望 医療救護に関する要請 長野県消防相互応援協定に基づく要請 消防ヘリコプターの出動要請 応急給水に関する協定に基づく要請

初動対応 ② 地区対応班	
災害発生から3時間の基本目標	
○地区内の被災状況の概況把握と対応状況の本部への伝達 ○地区住民を含め限られた資源を被害拡大防止と人命救助活動に投入する ○重大な危険が覚知された場合の避難勧告、指示等の伝達と誘導	
対応者	
地区対応班	
1班	地区連絡所 天龍保育所 担当区域 為栗、折立、清水、西原、東原、余野、中央、北、本町 消防団 第1分団
2班	地区連絡所 天龍村役場 担当区域 岡本、長野町、長野、南上、南中、南下、栄町、松島、長沼、長島宇連 消防団 第1分団
3班	地区連絡所 役場南支所（鶯巣以南については天龍村役場） 担当区域 鶯巣、十久保、下山、中井侍、途中上平、福島、倉の平、坂部、中組、戸口、大久那、合戸、鶯巣宇連、向方、峠山、大河内、梨畑、見遠 消防団 第2分団
連携機関	
<ul style="list-style-type: none"> ■飯田広域消防本部 阿南消防署 ■長野県警察本部 阿南警察署 ■陸上自衛隊 松本駐屯地 ■飯田地区包括医療協議会 	

優先すべき対応	
閉庁時は職員自動参集（第2号配備体制自動発令） 施設安全確認（閉庁時 児童・生徒、来庁者等安全確保）	
① 地区拠点設置	
通信・連絡機器確保 地区内の災害情報の一括整理と災害対策本部への報告	
<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">救 助</div> <div>消防（団）、警察、住民と協同で捜索・救出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療・救護</div> <div>救護所設置 地元医師、自主防災組織と協力して応急救護</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消火活動</div> <div>消防団、自主防災組織と協力して初期消火</div> </div>	
② 避難場所開設	
↓ 自主防災組織リーダー等を通じて初動対応への参加協力呼びかけ	
③ 広 報	
初期災害情報の掲示板への張り出し難聴者への配慮	

資料 10-3 原子力災害時に使用する安定ヨウ素剤について

1 服用の目的と効果

原子炉施設などで原子力災害が起こった場合、放射性ヨウ素が周辺環境に放出されることが考えられる。放射性ヨウ素は、身体に取り込まれてから、数年から十数年後に甲状腺がん等を発症させる可能性がある。しかし、この内部被ばくは安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。

2 服用

(1) 服用対象者

- ① 原則として40歳未満の者（妊婦を除く）を対象とする。
- ② 特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。
- ③ 以下の人は副作用発生のリスクがあるので、服用しない。
 - ・ ヨウ素剤過敏症の既往歴のある者
 - ・ 造影剤過敏症の既往歴のある者
 - ・ 低補体性血管炎のある者
 - ・ ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者

(2) 服用回数

服用は、原則として1回

(3) 服用量及び服用方法（一例）

対 象 者	服用量
新 生 児	内服液 1 mℓ
生後 1 ヶ月以上 3 歳未満	内服液 2 mℓ
3 歳以上 7 歳未満	内服液 3 mℓ
7 歳以上 13 歳未満	丸剤 1 錠
13 歳以上 40 歳未満	丸剤 2 錠

3 副作用

1回服用による重大な副作用の発生は極めて稀であるが、報告された事例からは、^{ほて}火照り感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気、下痢などの症状がある。

なお、ヨウ素に対する特異体質（過敏症）の人が安定ヨウ素剤を服用すると、アレルギー反応を起こし、発熱、関節痛、^{ふしゅ}浮腫、^{じんましんようひしん}蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥ることがあるため注意を要する。

4 取扱い

医師、薬剤師、保健師、看護師等が配付に立ち会うことを原則とする。

用 語	説 明
安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても¹³¹Iが甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果大きい。</p>
EAL	<p>緊急時対応レベル (Emergency Action Level)。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。</p>
OIL	<p>運用上の介入レベル (Operational Intervention Level)。防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値、分析結果や計算より求めたレベル。一般的基準は、線量で表現されていることから、迅速な判断を必要とする状況においては、必ずしも有用とは限らない。このため、緊急時における意思決定を行うための指標としては、計測可能な判断基準を策定することが必要である。OILは、このような考え方から設定されるもの。初期段階以降では、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ、OILに基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う。</p>
屋内退避	<p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。</p> <p>屋内退避は、通常的生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。</p>
オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設。原子力緊急事態が発生した場合に現地において、国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置等を講じていくための拠点として、あらかじめ主務大臣が緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）を指定することになっている。現在全国で21ヵ所暫定指定されている。</p>

	<p>オフサイトセンターには、文部科学省及び経済産業省の原子力防災専門官が駐在している。</p>
外部被ばく	<p>放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。</p>
空間線量率	<p>対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。</p>
原子力規制委員会	<p>原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所の事故を受け、規制部門を分離して強化することを目的に、平成24年9月19日に環境省の外局に設置された組織である。</p> <p>原子力規制委員会は委員長と4名の委員で構成され、事務局として原子力規制庁が設けられている。従来の組織である原子力安全・保安院だけでなく、原子力安全委員会や文部科学省などが担っていた原子力安全関係の業務（発電用原子炉や試験研究炉、核物質防護などに関する規制、SPEEDIの運用、放射線モニタリングなど）を一括して行う。</p> <p>当面は、全国の原子力発電所の再稼働の判断や新たな安全基準のほか、事故発生時の対応、避難の基準などを策定する。原子力発電所の事故などの緊急時には、技術的、専門的な知見に基づく判断を行い、必要に応じて立ち入り調査も行う。また、平時の防災対策を強化するため、首相を議長に原子力規制委員長らを副議長とする原子力防災会議がつくられる。</p>
シーベルト (Sv)	<p>人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。</p>
実効線量	<p>身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。</p>
ジューリング ^{ほうしん} 疱疹 状皮膚炎	<p>自己免疫性水疱症。発疹は紅斑(こうはん)、丘疹(きゅうしん)、小水疱(しょうすいほう)、色素沈着などで、強いかゆみをとる。白人には多いが、日本人にはまれである。この既往症のある被災者には安定ヨウ素剤の服用をさせない。</p>
等価線量	<p>人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの1990年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。</p>
特定事象	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の</p>

	<p>異常事象のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合・管理区域以外の場所で、$50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から 1 m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
内部被ばく	<p>生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の 1 つ又は幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間）に依存する。</p>
ベクレル (Bq)	<p>放射線の強さを表す単位で、単位時間（1 秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。</p>
放射性物質	<p>放射性核種を含む物質の一般的総称。</p>
放射性プルーム	<p>気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。</p>
放射線	<p>X線、γ線などの電磁波（光子）並びにα線、β線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。</p>
放射能	<p>放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当たり 1 壊変を 1 Bq（ベクレル）と定めている。</p>
モニタリング、モニタリングポスト	<p>各都道府県に設置されている大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置で行われる環境放射能水準調査で、国が測定結果（前日9時～10時の平均値）をとりまとめ公表する。</p>
予測線量	<p>放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何も防護対策を講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。</p>

資料10-5 原子力防災の基礎知識（住民啓発用）

項 目	内 容
放射能と放射線	<p>○放射線をだす能力は放射能、放射線をだす物質を放射性物質と呼ぶ。</p> <p>○放射能や放射線の量は次のような単位で表す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能の強さはベクレル（Bq） ・人体への影響はどの程度か（線量当量）はシーベルト（Sv）
内部被ばくと外部被ばく	<p>○内部被ばくとは、放射性物質が含まれる空気や飲食物を吸ったり摂取したりすることによって、放射性物質が体の中に入り、体の中から放射線を受けることである。</p> <p>○外部被ばくとは、体の外にある放射性物質から出る放射線を受けることである。</p>
原子力施設の事故による被ばく経路	<p>○災害が起こった場合、原子力施設から放出された放射性物質は大気に流れこみ、気体や粒子状の放射性物質を含んだ空気のかたまりなる。これは風下に流れ込みながら広がっていき、放射性物質の濃度は次第に低くなっていく。風下にいた場合、放射線による外部被ばくや、呼吸によって体内に取りこまれた放射性物質からの放射線を受ける内部被ばくの可能性がある。</p>
日常生活と放射線	<p>○私たちの身の回りには、様々な放射線がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇宙線や大地などからくる放射線は体の外からくるため、これは「外部被ばく」となる。 ・「外部被ばく」に対し、空気を吸ったり食べ物を食べたりしたときには、食べ物や空気と一緒に放射性物質を飲み込んだり吸い込んだりしている。その結果放射性物質が体内に取りこまれ、それにより放射線を受けることになる。これは「内部被ばく」となる。 <p>○世界の平均では1人当たり1年間に、合計で2.4mSvの自然放射線を受けていると言われている。これに対して日本平均は1人当たり1年間に合計で1.5mSvと推定されている。また、日本では自然放射線のほかに放射線を利用した医療診断によって、国民1人当たり平均で2.25mSvの線量を受けているといわれている。</p>
体の外から受ける放射線（外部被ばく）の防護対策	<p>○体の外から受ける量を少なくする方法として、以下のことが大切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質から離れる。 ・放射線を受ける時間を短くする。 ・放射線を通しにくい建物の中に入る。

<p>体の中から受ける放射線（内部被ばく）の防護対策</p>	<p>○体の中から受けることから身を守るには、体の中に放射性物質が入らないようにマスクをしたり、放射性物質が決められた量より多く入った食べ物や水をとらない（摂取制限された飲食物を摂取しない）よう気をつける。</p>
<p>原子力災害が起こった時には</p>	<p>○原子力発電所で事故が起こり、発電所の周辺への影響が心配される時には、村、あるいは県や国からの避難や屋内退避などの指示が出される。事故の状況に応じて、指示の内容も変わってくるので、注意が必要である。</p>
<p>退避する時の注意点</p>	<p>○建物の中に退避するときは、以下の点に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の中に入った時は放射性物質が建物の中に入らないようにドアや窓を閉め、外から空気を取り込むエアコンや換気扇の使用を控えるなどの対策を取り、建物の気密性を高める。 ・食品に蓋をしたりラップを掛け、放射性物質の汚染を防ぐ。 ・手や顔についている放射性物質を落とすため、外から帰って来たら顔や手を洗う。 ・屋内退避を行う場合、木造家屋より放射線が通りにくいコンクリート建物への退避指示が行われることもある。

（出典：文部科学省「放射線副読本」より抜粋）

11 各種様式に関する資料

様式第1号 (概況速報)

(表1)

天龍村

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災害発生日時	
報 告 の 時 限		発受信時刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被害地域又は場所	災 害 の 状 況
人的・住家関係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公共土木施設関係		
鉄道 } 通信 } 施設関係 電力 } 水道 }		
そ の 他		
応急対策等の活動状況 消防職員・消防団員の出動状況等		

様式第2号（人的及び住家の被害）

（表2）

天龍村

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）											
災害の名称					災害発生の日時		月 日 時				
災害発生の場所											
災害報告の時限		月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者						
人的被害	死者		人			災害の概況					
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
		小計	人								
	計		人			災害発生原因					
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟	棟			救援の状況					
		世帯	世帯								
		人員	人								
	半壊又は 半焼	棟	棟			災害適用の見込み 救助法					
		世帯	世帯								
		人員	人								
	一部破損	棟	棟			災害対策本部	名称				
		世帯	世帯				設置	月 日 時 分			
		人員	人				廃止	月 日 時 分			
	床上浸水	棟	棟			ボランティア活動の状況					
		世帯	世帯								
		人員	人								
床下浸水	棟	棟			その他	消防職員出動延人員		人			
	世帯	世帯				消防団員出動延人員		人			
	人員	人									
非住家の被害（全・半壊）		棟									

- (注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等）、ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）、その他関連事項を記載すること。

様式第2-1号 (避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告)

(表2の1)

天龍村

災害の名称					災害発生日時		月	日	時
報告の時限		月	日	時現在	発信時刻		月	日	時
発信者									
避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況					避難場所等の状況				
発令日時及び 準備、勧告、 指示の別	地区名	世帯数	人員	避難 場所名	設置 地区名	入所 世帯数	入所 人員		
合計				合計					

様式第3号 (社会福祉施設被害) (職業訓練施設被害)

(表3の1)

天龍村

社会福祉施設被害状況報告 (職業訓練施設被害状況報告) 〔 中間 確定 〕														
災害の名称								災害発生日時	年 月 日 時					
災害発生場所														
報告の时限	月 日 時現在							発受信時刻	日 時 分					
発信者	()							受信者	()					
施設の種類	施設名	被害												
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水		
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	
計														
被害額計														(千円)

様式第5号（農業関係被害）

（表5の1）

天龍村

災害名	発生日時	月日時分～日時分	発信日時	月日時分
	発信機関 （発信者）		受信機関 （受信者）	

区分 項目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合計			主な被害地区及び被害 農作物の種類等	
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額		
生産物 被害	水稲									
	麦・雑穀・豆類									
	果樹									
	野菜									
	花き									
	特用作物									
	桑									
	その他									
	小計									
	樹体被害	果樹								
		その他（ ）								
小計										
	計									

区分 項目	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額
施設 関係	建物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構築物									
	計									

区分 項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
その他	家畜				
	畜産物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸	

別記様式（報告様式1）

被 害 報 告 表

		県等コード 20	第 報	報 告 者	平成 年 月 日 時現在				
				調 査 率	%	気象コード			
異常気象名		災害発生日 自 至							
気象データ	市 町 村 名	連続雨量最大:			被災中心地:				
	連 続 雨 量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時				
	最 大 日 雨 量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時				
	最 大 時 間 雨 量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時				
	最 大 平 均 風 速	m/秒	日 時 分 ~ 時 分	m/秒	日 時 分 ~ 時 分				
そ の 他									
一 般 被 害 等	人 的 被 害				住 家 被 害				
	区 分	人数	市 町 村 名	原 因 (がけ崩れ、転落等)	区 分	戸数	主 な 市 町 村 名	原 因 (破堤、溢水、内水等)	
	死 者				全 壊				
	行 方 不 明				半 壊				
	負 傷 者				一 部 損 壊				
	避 難 者				床 上 浸 水				
	避 難 勸 告				床 下 浸 水				
災害救助法適用市町村名 (発令月日)									
工 種	県 工 事		市 町 村 工 事		計				
	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)			
河 川									
海 岸									
砂 防 設 備									
地 す べ り 防 止 施 設									
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設									
道 路									
橋 梁									
下 水 道									
公 園									
計									
道 路 ・ 橋 梁 を 除 く 主 な 施 設 被 害	区 分	被 災 位 置 (市 町 村 字 名)	被災延長 m	被 害 額 千円	応急工法の概要 (期 間)	被 害 状 況 等 (原因、状況等)			
	河川・海岸名等								
主 な 道 路 ・ 橋 梁 施 設 被 害	区 線 分 名	被 災 位 置 (市 町 村 字 名)	被災延長 m	被 害 額 千円	応急工法の概要 (期 間)	迂回路 の有無	交通規制 月 日 全面一部	被 害 状 況 等 (原因、状況、バス路線 ・孤立集落の有無)	
全 面 通 行 止	県管理国道	路線	箇所	市町村道	路線	箇所	計	路線	箇所
	都道府県道	路線	箇所	計	路線	箇所	計	路線	箇所

様式第7号（土木関係被害）

（表7の1）

災 害 総 括 表

天龍村 （単位：千円）

区 分		前 回 ま で の 報 告 分								今 回 報 告 分		年 間 の 合 計	
		自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象		
		箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額		
工 事 区 分	河 川												
	道 路												
	橋 梁												
	計												

災害報告(がけ崩れ)

(年 月 日 時 現在)

発生源	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名			
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時 分			
避難準備情報発令時刻	月 日 時 分	避難勧告発令時刻	月 日 時 分					
避難指示発令時刻	月 日 時 分	土砂災害警戒情報発表時刻	月 日 時 分					
避難勧告等で避難がなされた時刻	月 日 時 分	自主避難がなされた時刻	月 日 時 分					
気象状況	異常気象名	観測所名	災害発生場所からの距離 km					
状況	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
種類	自然斜面	H= m	横断図(別途添付しても良い)		概況平面図(別途添付しても良い)			
	人工斜面	H= m						
	勾配	θ1 度						
拡大の見込み	[有・無]							
保全対象人家戸数	戸							
崩壊の状況	高さ	m	巾	m				
	面積	m ²	勾配θ2	度				
	崩壊又は流出土砂量	m ³						
	がけ下端の堆積深	m						
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m					
		②家屋	m					
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m					
		②家屋	m					
崩土の到達距離	m							
その他								
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》名		被害者	才	公共施設・災害時要援護者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)	
		行方不明	《 》《 》名			才		
		負傷者	《 》《 》名		年齢	才		
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
			半壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
			一部損壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸(空積・練積・RC・その他)					
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)							
その他								
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)							
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)							
応急対応								
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]							
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域 [国土・林・農]					
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域					
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域					
		災害対策基本法防災計画区域	宅造基準条例の適用区域					
		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	地帯番号	箇所番号				
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名				
	②所属	氏名	④所属	氏名				
座標	北緯	度	分	秒				
	東経	度	分	秒				

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
 ※ 写真は必要に応じて別途e-mailにて送付のこと
 ※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

本省公表の有無:

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

詳細調査報告用

地区名 _____

対策

関係法令等 (該当する 項目に○を つける)	直轄	砂防指定地 (_____ 年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]
	保安林	土石流危険渓流[I・II・準ずる]	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法による災害危険区域
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域
	災害対策基本法防災計画区域		
	その他 (_____)		

災害報告(地すべり)

第 報

(年 月 日 時 現在)

発場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名			
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日	時 分				
避難準備情報発令時刻	月 日 時 分	避難勧告発令時刻	月 日 時 分	月 日 時 分				
避難指示発令時刻	月 日 時 分	土砂災害警戒情報発表時刻	月 日 時 分	月 日 時 分				
避難勧告等で避難がなされた時刻	月 日 時 分	自主避難がなされた時刻	月 日 時 分	月 日 時 分				
気象状況	異常気象名	観測所名	災害発生場所からの距離 km					
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
地すべり規模	幅 m	長さ m	斜面勾配 度	移動層厚 m	拡大の見込 有・無			
	保全対象人家戸数 戸		公共施設					
移動状況	最大時間移動量(時速)	m or mm	年 月 日 時 ~	時	観測地点			
	移動総量	m or mm	年 月 日 時 分 ~	年 月 日 時 分	観測地点			
	近年の移動履歴	有・無	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
	変状	き裂 有・無	陥没 有・無	隆起 有・無	湧水 有・無			
					末端の押出の有無 有・無			
危険箇所	地すべり危険箇所	該当 有・無	危険度 [A・B・C]	所管 [国土・林・農]				
	地すべり防止区域	指定 有・無	指定年 年	既設対策工の有無 有・無	所管 [国土・林・農]			
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名	被害者年齢	才			
		行方不明	《 》《 》《 》名		才			
		負傷者	《 》《 》《 》名		才			
	人家被害	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	公共施設・災害時要援護者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)
		半壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	
		一部損壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	
非住家被害	戸	宅地塀壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)				
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)							
その他								
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)							
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)							
応急対応								
緊急事業等						災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]		
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	保安林	土石流危険渓流[I・II・準ずる]	建築基準法による災害危険区域					
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域					
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅造基準条例の適用区域					
		土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域					
		災害対策基本法防災計画区域						
	その他 ()							
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名				
	②所属	氏名	④所属	氏名				
※	第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること				座標	北緯 度 分 秒		
※	被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする				東経 度 分 秒	本省公表の有無:		

詳細調査報告用 (災害関連緊急事業等申請箇所のみ提出)

災害報告(地すべり)

(年 月 日 時 現在)

ふりがな											地区名					
発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字									
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年		月		日		時		分					
気象状況	異常気象名		観測所名													
	連続雨量		mm	年		月		日		時		年	月	日	時	
	最大24時間雨量		mm/24hr	年		月		日		時		年	月	日	時	
	最大時間雨量		mm/hr	年		月		日		時		年	月	日	時	
地すべり規模	幅	m		長さ	m		斜面勾配	m		移動層厚	m					
	移動層厚	m		保全対象人家戸数	戸		特別警戒区域内建物	棟								
	公共施設	名称								棟						
移動状況	最大時間移動量(時速)	m or mm		年		月		日		時		観測地点				
	移動総量	m or mm		年		月		日		時		分	観測地点			
	近年の移動履歴	有・無		年		月		日		時		年	月	日	時	
	変状	き裂	有・無		陥没	有・無		隆起	有・無		湧水	有・無		末端の押出の有無	有・無	
	押し出された土石等の最大移動速度(分速)	m/min				実測		推定								
	押し出された土石等の最大移動距離	m														
	押し出された土石等の最大移動層厚	m														
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無		危険度	[A ・ B]		所管 [国土・林・農]								
	地すべり防止区域	指定	有・無		指定年	年		既設対策工の有無	有・無		所管 [国土・林・農]					
被害状況	人的被害	死者	名		被害者年齢	才		(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)								
		行方不明	名			才										
		負傷者	名			才										
	人家被害	全壊・流出	戸	木造	戸	RC	戸									
		半壊	戸	木造	戸	RC	戸									
		一部損壊	戸	木造	戸	RC	戸									
非住家被害	戸															
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)															
その他																
地形・地質	地すべり地の種類	第三紀		破砕帯	温泉		その他()									
	基岩の岩種	堆積岩		火山岩	深成岩		変成岩	その他()								
	基岩の年代	第四紀		新第三紀	古第三紀		中生代	その他()								
	移動層の性状	粘性土		砂質土	礫質土		風化岩盤	岩盤								
	地質構造	キャップ・ロップ		貫入岩	単斜構造		向斜軸	背斜軸	ドーム構造							
		断層破砕		広域破砕	強風化		強変質	滑落崖								
		沼・湿地・池		受け盤・流れ盤												
その他()																
避難状況	避難の有無	有・無		避難勧告	自主避難・避難勧告・避難指示		避難人数	人	避難世帯数	世帯						
	避難開始時間	年		月		日		時		分		年	月	日	時	分
	避難終了時間	年		月		日		時		分		年	月	日	時	分
	避難及び避難箇所の判断根拠															
報告者	氏名			TEL			災害関連緊急砂防事業申請の有無		有・無							
	所属	[都・道・府・県・地整]		事務所			課名									
		座標	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒						

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

詳細調査報告用

地区名 _____

対策

関係法令等 (該当する 項目に○を つける)	直轄	砂防指定地 (_____ 年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]
	保安林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法による災害危険区域
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域
	災害対策基本法防災計画区域		
	その他 (_____)		

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

ふりがな 発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名				
ふりがな 河川	[1級・2級・その他]		水系	川	[沢・川・谷]				
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時 分				
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他（ ）								
避難準備情報等の発令時刻	避難準備情報発令時刻	月	日	時	分				
	避難勧告発令時刻	月	日	時	分				
	避難指示発令時刻	月	日	時	分				
	土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	時	分				
	避難勧告等で避難がなされた時刻	月	日	時	分				
	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分				
気象状況	異常気象名								
	観測所名								
	連続雨量 mm	年	月	日	時 ~				
	最大24時間雨量 mm/24hr	年	月	日	時 ~				
	最大時間雨量 mm/hr	年	月	日	時 ~				
土砂流出状況	流出土砂量 m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度				
溪流の情報	区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない			流域面積 k m ²	河床勾配 1/			
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》 名	被害者 年齢	才	公共施設・災害時要援護者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載			
		行方不明	《 》《 》 名		才				
		負傷者	《 》《 》 名		才				
	物的被害	人家被害	全壊・流出	《 》《 》 戸	木造	《 》《 》 戸	RC	《 》《 》 戸	農地被害 (種類・面積)
			半壊	《 》《 》 戸	木造	《 》《 》 戸	RC	《 》《 》 戸	
			一部損壊	《 》《 》 戸	木造	《 》《 》 戸	RC	《 》《 》 戸	
			床上浸水	《 》《 》 戸	木造	《 》《 》 戸	RC	《 》《 》 戸	
床下浸水			《 》《 》 戸	木造	《 》《 》 戸	RC	《 》《 》 戸		
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)	戸				
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)								
二次災害の可能性	(有・無)								
保全対象	km下流に人家		戸	(人)	道路名等				
	(その他)								
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)								
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したかorする予定か)								
応急対応									
緊急事業等					災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]			
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	(年指定)	地すべり防止区域	[国土・林・農]				
	保安林	河川区域	[1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域					
	その他()								
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名			
	②所属	氏名			④所属	氏名			
	座標	北緯	度	分	秒				
		東経	度	分	秒				

* [添付図面等] 本省公表の有無：
 * 都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事
 * 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
 * 写真は、別途e-mailにて送付すること
 * 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

詳細報告用（緊急報告を添付）

（溪流名）

災 害 報 告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

気象状況 〔調査中・確認済・不明〕	観測所名及び溪流（谷出口）との距離	観測所名	距離	km			
	連続雨量	（緊急報告に記載）					
	最大24時間雨量	（緊急報告に記載）					
	最大時間雨量	（緊急報告に記載）					
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）	mm 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時					
積雪・融雪状況	観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	※雨量状況については累加雨量グラフ。時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温。土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかなる場合はグラフ中に矢印で明記すること。				
	風向（災害発生時）						
保全対象 ※土石流危険渓流または準ずる溪流の場合のみ危険渓流カルテの内容を記入 〔調査中・確認済〕	人家戸数	戸					
	人口	人					
	耕地面積	ha					
	災害弱者関連施設	1有・2無	施設名				
	公共施設	1有・2無	施設名				
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 〔調査中・確認済〕	土石流氾濫区域の面積		m ²				
	特別警戒区域		警戒区域				
	人的被害	死者	名	名	特別警戒区域	警戒区域	
		行方不明	名	名			
		負傷者	名	名			
人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸 戸 RC 戸 戸		
	半壊	戸	戸	木造	戸 戸 RC 戸 戸		
	一部損壊	戸	戸	木造	戸 戸 RC 戸 戸		
防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	〔無・有〕				
		避難場所	〔無・有〕 施設名				
		避難経路	〔無・有〕				
	表示板設置	〔無・有〕 (箇所)					
警戒避難基準雨量の設定	〔無・有〕	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr		
		設定時期	年 月				
現地調査結果	土砂流出状況	〔無・有〕	氾濫区域 I		氾濫区域 II	氾濫区域 III	
			氾濫面積		m ²	m ²	m ²
			平均堆積深		m	m	m
			最大堆積深		m	m	m
			氾濫最大延長×氾濫最大幅		m × m		
			氾濫終息点の勾配		度		
	流域内の既存施設	〔無・有〕	合計	基	(透過型)	(不透過型)	
			(砂防)	基	基	基	
			(治山)	基	基	基	
			(所管不明)	基	基	基	
天然ダム	〔無・有〕						
崩壊地付近の亀裂	〔無・有〕						
流木の堆積場所	〔無・有〕 堆砂区域上流 ・ 堆砂地内 ・ 水通し部 ・ ダム下流部 その他 ()						
通報者または第一発見者 (該当する項目に○をつける)	〔確認済・不明〕	市町村（部署名）					
		住民					
		その他					
		座標	北緯	度	分	秒	
			東経	度	分	秒	

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

詳細調査報告用

地区名 _____

対策

関係法令等 (該当する 項目に○を つける)	直轄	砂防指定地 (_____ 年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]
	保安林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法による災害危険区域
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域
	災害対策基本法防災計画区域		
	その他 (_____)		

様式第9号（水道施設被害）

（表9の1）

天龍村

水道施設被害状況報告〔中間確定〕				
災害の名称		災害発生日時	月	日 時
災害発生場所				
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発信者	()	受信者	()	
水道の名称		給水区域及び現在給水人口	(戸 人)	
被害給水区域及び被害給水人口	(戸 人)			
災害の状況		被害金額	千円	
応急措置及び給水現況				
	給水応援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急応援の要否	給水車 両/日 m ³ 分	乾式注入能力 g/h 機		
	ろ水器 両/日 m ³ 分	湿式 g/h 機		
	自衛隊給水班要請/ 日 m ³ 日間	簡易滅菌機 g/h 機		
	水道から応急給水/ 日 m ³ 分	液体塩素 kg入 本		
	日間	さらし粉高度 普通 500g 本		
	必要なし	必要なし		

様式第10号 (廃棄物処理施設被害)

(表10の1)

天龍村

廃棄物処理施設〔ごみ・し尿・ 下水道終末処理〕被害状況報告〔中間 確定〕			
災 害 の 名 称		災害発生日時	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所			
報 告 の 時 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()
被 害 施 設 名			
被害の区域および処理 人 口			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式第11号（感染症関係）

（表11の1）

天龍村

感 染 症 関 係 報 告 〔 中間 確定 〕							
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	年 月 日 時				
災 害 発 生 場 所							
報 告 の 時 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分				
発 信 者	()		受 信 者	()			
感 染 症	項目	発 生 患 者 等 数					備 考
	病名	患 者	疑 似	無 症 状 病 原 体 保 有 者	計	う ち 死 者	
備 考							

様式第12号（医療施設被害）

（表12の1）

天龍村

医療施設被害状況報告 <small>（中間確定）</small> 保健所名										
災害の名称				災害発生日時		年 月 日 時				
報告の期限	月 日 時現在			発受信時刻		日 時 分				
発信者	()			受信者		()				
区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊	流失	半壊	浸水	その他		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

- (注) 1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第13号（商工関係被害）

（表13の1）

天龍村

商工関係被害状況報告〔中間確定〕							
災害の名称				災害発生日時		年 月 日 時	
災害発生場所							
報告の時限		月 日 時現在		発受信時刻		日 時 現在	
発信者		()		受信者		()	
被害区分			業種区分				
			鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体 以外の 事業所	建物の被害（ア）	全壊	棟数（棟）				
			損害額（千円）				
		半壊	棟数（棟）				
			損害額（千円）				
		その他の被害	棟数（棟）				
			損害額（千円）				
	土地の被害（イ）		損害額（千円）				
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額（千円）				
製品・仕掛品・原材料の損害		損害額（千円）					
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害		件数（件）					
		損害額（千円）					
商工会議所・商工会の被害		件数（件）					
		損害額（千円）					
小計		損害額（千円）					
除雪、排水等の災害対策に要した経費（千円）							
その他災害の発生により生じた損害額（千円）							
損害額総計（千円）							
被害件数（事業（務）所数）							

- （注） 1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

様式第14号（観光施設被害）

（表14の1）

天龍村

観光施設被害状況報告〔中間確定〕											
災害の名称						災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所											
報告の時限		月 日 時現在				発受信時刻		日 時 分			
発 信 者		()				受 信 者		()			
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）											
区 分	県 工 事		村 工 事		そ の 他		計				
	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	
道 路		千円		千円		千円				千円	
橋 梁											
計											
2 一般観光地建物等											
区 分	県 有 施 設		村 施 設		国民宿舎・ 旅 館 等		その他施設		計		
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	
建 物 そ の 他	全 壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半 壊										
	その他										
	計										

様式第15号（教育関係施設被害）

（表15の1）

天龍村

教育関係施設被害状況報告 <small>（中間確定）</small>										報告者			
災害の名称		災害発生年月日		年 月 日		災害発生場所				受信者			
施設の種別		報告の时限		年 月 日 時現在		発信者				受信者			
発受信日時	災害発生 日 時	施設の名称	建 物						工 作 物 被害金額	土 地 被害金額	設 備 被害金額	被 害 額 合 計	被害状況
			要 新 築				要補修 大破以 下金額	計 被害金額					
			全 壊		半 壊								
			面積	金 額	面積	金 額	千円	千円					
日 :	日 :		m ²	千円	m ²	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

- (注) 1 本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。
 2 公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に市町村合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（ ）書で記入すること。
 3 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。
 4 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

様式第17号（村有財産被害）

（表17）

天龍村

村有財産被害状況報告〔中間確定〕			
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数 (計)	全 壊 (流失)	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備 考	
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円		
	小 計									
公 共 土 木 施 設 被 害 (村単災のみ)	種 別	発生数	被 害 状 況				被害額	備 考		
	河 川	箇所					千円			
	道 路									
	橋 梁									
	小 計									
そ の 他	種 別	発生数	被 害 状 況				被害額	備 考		
		箇所					千円			
	計	—	—							

（注）本表は、村から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

様式第19号

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽 症		人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ²	
		半 焼 棟			建物焼損表面積 m ²	
		部分焼 棟			林野焼損面積 a	
		ぼ や 棟				
り災世帯数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人		
	消 防 団		台	人		
	そ の 他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

様式第19号の2

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分		
		都道府県			
		市町村			
		報告者名			
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
施設の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()		物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()				
出火箇所		出火原因			
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人	
			重 症 中等症 軽 症	人 人 人	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消防団	台	人	
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

様式第21号 (被害状況総合)

(表21の1) 被害状況総括

天龍村

被害状況総括 (中間確定) 月 日 時現在) 県災害対策本部 県危機管理・消防防災課

災害の名称:	
発生日時:	
発生地域:	
被害総括	
人的被害	死者、行方不明、計= 人 重傷者、軽傷者、計= 人
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円(、千円) (10億) (百万) (※印の計)

災害対策本部 の設置状況	-----
災害救助法の 適用	-----
自衛隊の出動 状況	-----
(概要)	-----

被害者の別		発生数	被害額 (千円)	
住家等の被害	棟数	計 (棟)		
		全壊 (棟)		
		半壊 (棟)		
		一部破損 (棟)		
		床上浸水 (棟)		
		床下浸水 (棟)		
	非住家の全・半壊 (棟)			
	世帯及び人員	計	世帯 人	
		全壊	世帯 人	
		半壊	世帯 人	
		一部破損	世帯 人	
		床上浸水	世帯 人	
床下浸水		世帯 人		
農業関係被害	計			
	農作物	水陸稲 (ha)		
		(ha)		
	施設 (件)		▽	
	畜産物等 ()			
	農地 (ha)			
農業用施設 (箇所)				
林業関係被害	計 (箇所)			
	治山 (箇所)			
	林道 (箇所)			
	その他			
※国直轄分(治・林・他)		※		
公共土木施設関係被害	計 (箇所)			
	河川 (箇所)			
	砂防 (箇所)			
	道路 (箇所)			
	橋りょう (箇所)			
	※国直轄分(河・道・橋)		※	
その他の被害	右欄の計 (千円)			
	うち建物(▽印の計)			

被害者の別		発生数	被害額 (千円)	
都市施設被害	計 (箇所)			
水道施設被害	計 (施設)			
	被害給水人口 (人)			
清掃施設被害	計 (施設)			
医療施設被害	計 (施設)			
	うち建物被害 (棟)		▽	
商工関係被害	計 (件)			
	うち建物被害	鉱工業 (棟)	▽	
		商業 (棟)	▽	
		その他 (棟)	▽	
うち製品・原材料等				
うち間接被害				
観光施設被害	計 (箇所)			
	うち建物被害 (箇所)		▽	
教育関係被害	計 ()			
	うち建物被害 (棟)		▽	
県有財産被害	計 ()			
	うち建物被害 (棟)		▽	
村有財産被害	計 ()			
	うち建物被害 (棟)		▽	
	うち土木小災害 (箇所)			
社会福祉施設被害	計 (施設)			
	うち建物被害 (棟)		▽	
国保診療施設被害	計 (施設)			
	うち建物被害 (棟)		▽	
公益事業関係被害	計		※	
	鉄道	不通箇所 被害件数		
	通信	不通回線		
	電力	被害箇所 (停電地区)		
ガス	被害箇所			
その他				

2 自衛隊災害派遣要請様式

第 年 月 日 号

長野県知事 様

天龍村長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 活動希望区域
- (2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

3 ヘリコプター運航要請様式

長野県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話 0263-85-5511.5512

F A X 0263-85-5513

航空隊受信時間	時 分現在						
1 要請機関名	TEL		発信者				
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他						
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他 ()						
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村		番地				
	平成	年	月	日	午前・午後	時 分頃	
5 気象条件 (現場)	視程	m	天候	雲量	(高 m)	風向	
	風速	m/s	気温	℃	(警報・注意報)	
6 現場指揮者	所属・職名・氏名						
7 通信手段 (現場)	無線種別 (全国波・県波・市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)						
8 傷病者等	氏名		年齢	歳	性別	男・女	
9 傷病名・症状							
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び 目標 (病院名)		搬送先 所在地 及び 目標 (病院名)				
11 要請日時	平成	年	月	日 (曜日)	時	分	
12 他の航空機の 活動要請	(有・無)	機関名	機数	機			

※以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※ その他の特記事項	
航空隊担当者	

